

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 芦高 清友				
年 月 日	令和6年4月11日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 2024 年度会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県の人権や福祉に関する政策の勉強のため			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払い の効果を明記の こと	◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、勉強会を行っている。 ◆本会の活動頻度 数ヵ月に一度、勉強会を開催 ◆参加者の状況 県・市町村議会議員 など ◆効果 県議会での活動における今後の参考になった。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥30,000		4
	合計	30,000 円	（全て政務活動）	
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記の役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |

2 本会に加盟する議員が勇退した場合、本会の活動趣旨に沿った議員活動や本会の活動への功績を鑑みて、役員で協議の上、相談役への就任を要請します。

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回（2月・5月・8月・11月）開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

【2023年度第1回定例会議（2023年7月14日）で一部改正】

第 1 1 号様式（第 5 条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）					
					会派・議員名 芦高 清友
年 月 日	令和 6 年 4 月 1 8 日（木）				
政務活動先	津市サオリーナ				
政務活動の目的	本視察は、奈良県における今後のアリーナ整備や防災拠点機能を有する公共施設の在り方について、他県における先進事例を学び、実践的知見を得ることを目的とするもの。特に、スポーツ・文化イベントと地域利用の両立、運営の民間委託手法、災害時の利活用設計などについて具体的な取組を把握し、県内での施設整備・政策立案に資する情報収集を行うため実施した。				
相手方	津市担当課				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	三重とこわか国体を契機に整備された複合型体育施設「サオリーナ」について視察。アリーナ部分は最大 5,000 人規模の大会開催が可能で、柔道・レスリングなど武道系種目にも対応。隣接する武道館、屋内プール、トレーニング室等を含めた一体整備により、日常利用と大会運営の両立が図られている。 運営については、指定管理者制度を活用しつつ、地元企業・団体との連携によるイベント誘致や市民スポーツの普及を進めており、地域資源を活かした持続的な運営体制が印象的であった。また、災害時の避難所・物資集積拠点としての機能もあわせ持ち、避難動線や設備配置にも工夫が見られた。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	津市サオリーナ往路	近鉄（特急含む）	二上山～大和八木～津	3,280 円	76
	合計 3,280 円				
備考	添付資料：資料、名刺、写真等				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

滋賀県



文化スポーツ部

スポーツ課 施設係

やさしい りようすけ

係長 安井 亮介



〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話番号: 077-528-3372 (施設係)

F A X: 077-528-4841

E-mail: [redacted]

わたSHIGA輝く
国スポ・障スポ
2025年開催!



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 2025

第77回国体入賞者表彰式・第24回全国障害者スポーツ大会

滋賀県文化スポーツ部 スポーツ課

施設係
主査

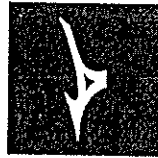
青木 傑

あおき すぐる

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3372 FAX 077-528-4841

E-Mail: [redacted]



REACH BEYOND

OSAMU WAKIYA

和氣 家 督

スポーツ施設サービス運営部

中日本運営1課

流汗ダイハツアリーナ

支配人

ミズノ株式会社

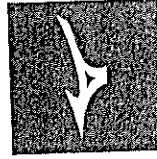
〒520-2164 滋賀県大津市上田上中野町779番地

TEL 077-545-0108

〒559-8510 大阪府住之江区南港北1丁目12番35号

TEL 06-6614-8186

携帯 E-mail: [redacted]
http: [redacted]



REACH BEYOND

宇佐美 治秀

スポーツ施設サービス運営部

中日本運営1課

課長

ミズノ株式会社

〒559-8510 大阪府住之江区南港北1丁目12番35号

TEL 06-6614-8187 FAX 06-6614-8343

〒615-0846 京都府京都市右京区西京原大寺町64番地

TEL 075-315-4800 FAX 075-315-4582

携帯 E-mail: [redacted]



より良い環境の創造をめざして

協栄ビル管理株式会社

業務本部・設備管理課

課長

浅野 稔 基

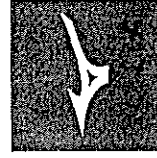
〒604-0993 京都市中京区寺町通表川上る久遠院前町675番地の1

TEL (075) 255-0115 (代表)

FAX (075) 255-0116

TEL (075) 251-0550 (業務専用)

携帯 [redacted]



REACH BEYOND

池田 知靖

スポーツ施設サービス事業部

事業推進部 事業推進1課

(兼) 事業企画管理部 マーケティング課

担当課長

ミズノ株式会社

〒559-8510

大阪府住之江区南港北1丁目12番35号

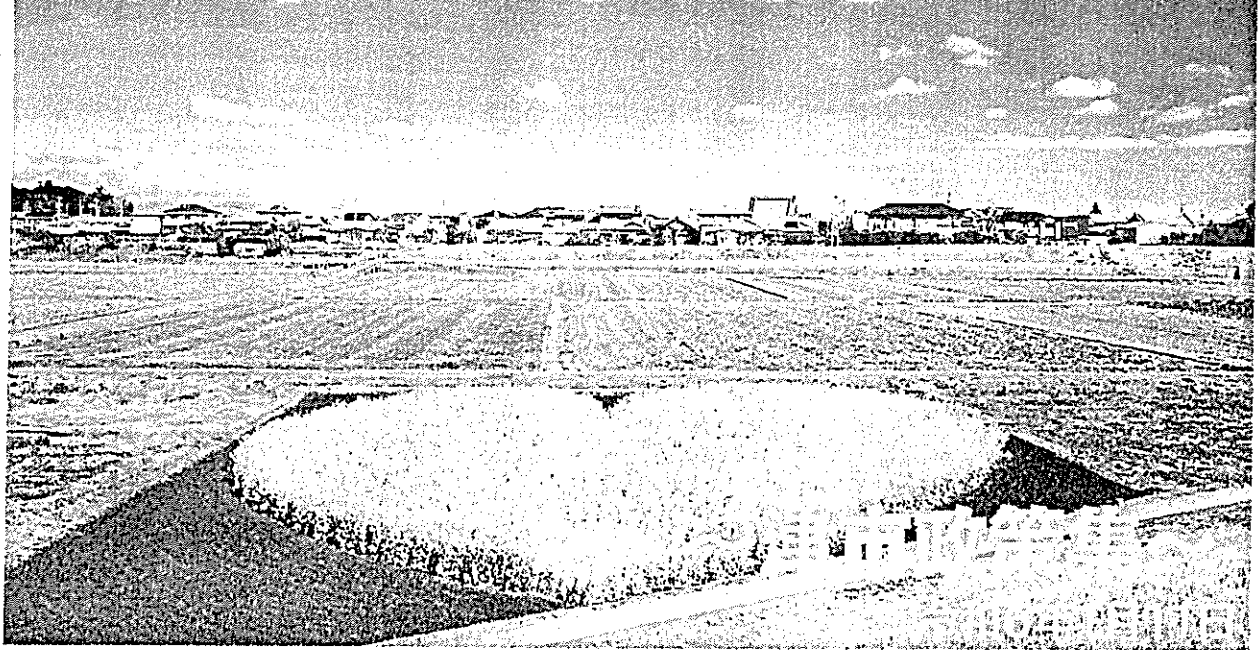
TEL 06-6614-8185 FAX 06-6614-8343

携帯 E-mail: [redacted]

https://www.mizuno.jp



津のいま・みらい



14.スポーツ・文化

14-(1)-① 津市産業・スポーツセンター①

2017年10月1日OPEN！津市に新たなスポーツ＆コンベンション施設が誕生！

施設概要

- 所在地 三重県津市北河路町19番地1
- 構成施設 サオリーナ 三重武道館
メッセウイング・みえ
- 規模 敷地面積 95,019㎡
建築面積 24,320㎡
延床面積 29,171㎡

事業経過

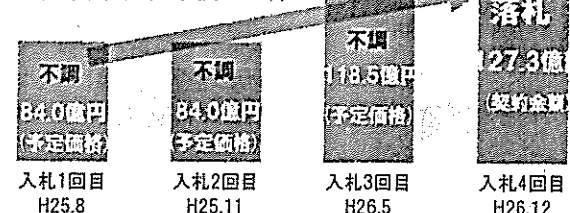
- 平成23年 屋内総合スポーツ施設基本計画
基本設計、地質調査
- 平成24年 用地取得、埋蔵文化財調査
- 平成24～25年 実施設計
- 平成25～27年 駐車場整備
- 平成27～29年 施設建設工事、緑地整備

概算費

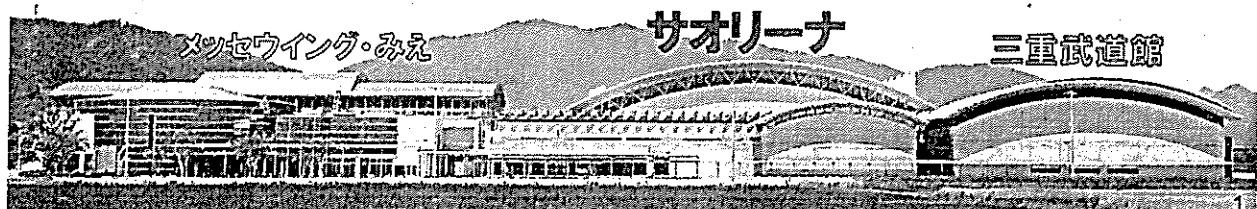
- 約149億円
- 本体建設工事 約 129.2億円
- 工事監理委託等 約 1.2億円
- 設計費等 約 2.4億円
- 用地取得費 約 5.6億円
- 駐車場整備費 約 4.3億円
- 緑地整備費等 約 3.0億円
- 備品等購入費 約 3.0億円
- 財源
- 合併特例事業債 約 132.9億円
- 一般財源等 約 15.8億円

本体建設工事予定価格の推移及び契約金額

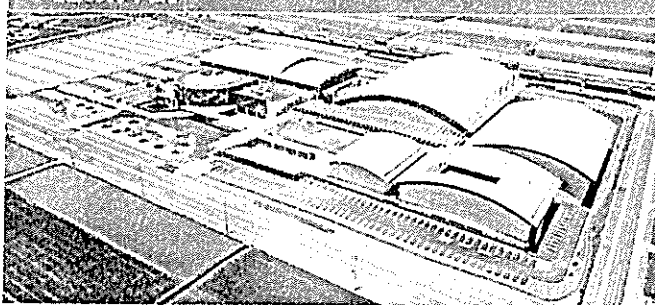
資材単価・労務単価の上昇



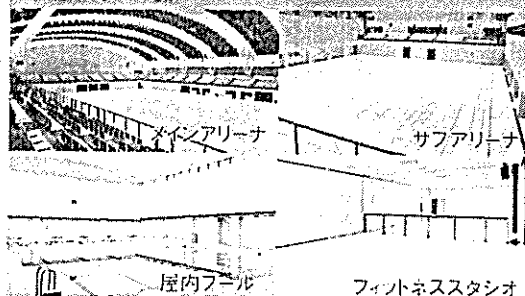
※H27.5変更契約 最終契約金額129.2億円



◆施設外観



◆施設内観



◆施設周辺整備状況

ランニングロード

- ・施設外周に幅3m、全長約1.2kmのランニングロードを整備
- ・足にやさしいゴムチップ舗装
- ・午前6時30分～午後10時まで無料で利用可能



アクセス道路等

- ・メインアクセス道路(北河路橋安東小学校線)を4車線化
- ・外周3路線の整備を実施
- ・南河路バス停とのアクセス向上のため、北河路橋歩道整備を実施



1,848台分の大型駐車場を整備(内訳)

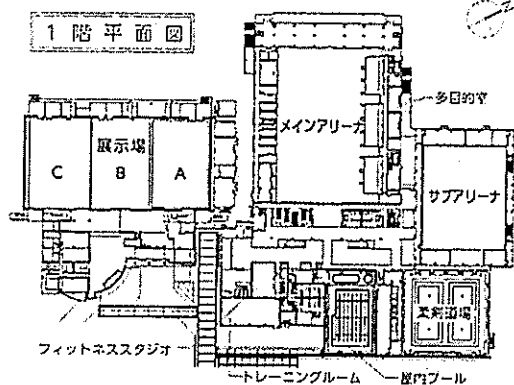
- 一般駐車場 1,825台
- 障がい者兼おもいやり駐車場 21台
- おもいやり駐車場専用 2台

大規模イベントにも対応可能
駐車場のみでも貸出可能

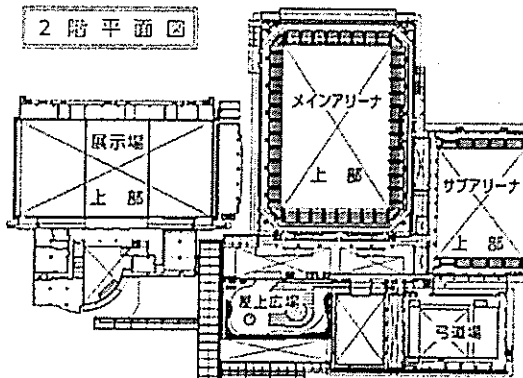


◆施設特記

1 階平面図



2 階平面図



施設名	面積(m ²)	延床面積(m ²)	備考
メインアリーナ	3,174	4,000	床69m×横46m×天井高15m(2分前、3分前) 観客席:3,054席(固定2476席、可動546席、車椅子32席) 床:フローリング、耐荷重5t/m ² 照明:LED 1,500Lx 光グット:自然採光システム マルチディスプレイ:縦3.5m×横6.0m
サブアリーナ	1,702	490	床46m×横37m×天井高13m(2分前) 観客席:478席(固定468席、車椅子10席) 床:フローリング 照明:LED 1,000Lx
アスリートホール	1,024	340	床13.3m×横77.0m
屋内プール	826	144	床35.6m×横23.2m
トレーニングルーム	332	50	床12.5m×横26.6m
フィットネススタジオ	157	50	床15.4m×横10.2m(2分前)
フリーウェイトルーム	85	25	床6.7m×横12.7m
大会会場	1,399	180	床37.2m×横37.6m×天井高4.2m(2分前) 床:フローリング 照明:LED 1,000Lx
多目的室	647	120	床22.3m×横38.0m×天井高4.85m(1分前)

施設名	メインアリーナ	サブアリーナ	大会会場	多目的室
バスケットボール	3	2		5
バレーボール	4	2		6
バドミントン	12	8		20
卓球	20	12		32
テニス	3	2		5
フットサル	3	2		5
ハンドボール	2	1		3
レスリング	6	4		10
柔道	12	6	4	22
相撲	8	6	4	18

施設名	メインアリーナ	サブアリーナ	大会会場	多目的室
展示場	3,231	4,000		
1F中継室	72	42		
2F中継室	63	36		
大規模室	205	150		
会議室	140	60		
特別会議室	96	16		
ギャラリー	113	226		
多目的室(大)	27	10		
多目的室(小)	20	8		

◆ 個人利用(一般公開 メインアリーナ)

一般公開日

毎月16日号の広報津 & 津市産業・スポーツセンターのホームページに掲載

料金
(1回)高校生以上
310円
小・中学生
150円

種目

卓球
バドミントン
バレーボール
(ソフトバレー)

規模

20台
8面
1面
(4面)

開放日/月

6日間程度
6日間程度
3日間程度

◆ 個人利用(スポーツ教室 屋内プール、フィットネススタジオ、三重武道館)

開催場所

内容

屋内プール

大人水泳、水中ウォーキング、シェイプアップアクア、子どもスイミング教室

キッズダンススクール、スローエアロビク、簡単ヨガ、ZUMBA、ピラティス、大人の
フィットネススタジオ ためのバレトン、正しいストレッチとヨガ、フィットネスフラ・フラダンス、体幹アップヨガ、
筋膜リリースヨガ、リフレッシュヨガ、ストレッチボール

三重武道館

柔道教室、剣道教室、空手道教室、弓道教室、なぎなた教室、居合道教室、
太極拳教室

開催状況及び受付け

広報津 & 津市産業・スポーツセンターのホームページに掲載



◆ 個人利用(トレーニングルーム、フリーウェイトルーム、屋内プール)

開館日

年末年始(12月29日～1月3日)及び臨時休館日を除く全日

利用時間

午前9時～午後10時

サオリーナ【定期利用料金】	高校生・一般		
	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
①トレーニングルーム	4,200円	12,100円	23,100円
②フリーウェイトルーム	3,600円	10,600円	19,800円
③屋内プール	3,900円	11,300円	21,400円
④トレーニングルーム+スタジオプログラム	4,900円	14,300円	26,900円
⑤屋内プール+プールプログラム	4,300円	12,400円	23,600円
2エリア (①+② or ②+③ or ①+③)	4,700円	13,800円	25,800円
2エリア (④+⑤)	8,100円	23,500円	44,500円
2エリア (③+④)	7,800円	22,700円	42,900円
2エリア (②+⑤)	7,100円	20,700円	39,000円
3エリア (②+④+⑤)	10,000円	29,100円	55,000円

【個人使用料金】	小中学生以下(※2)		高校生・一般	
	1回券	回数券(12回分)	1回券	回数券(12回分)
①トレーニングルーム	200円	2,090円	410円	4,190円
②フリーウェイトルーム	高校生以上からの利用		410円	4,190円
③屋内プール	200円	2,090円	410円	4,190円
2エリア (①+② or ②+③ or ①+③)	360円	3,660円	730円	7,330円
3エリア (①+②+③)	高校生以上からの利用		940円	9,420円
スタジオ・プールプログラム(30分)			310円	3,140円
スタジオ・プールプログラム(45分)			470円	4,710円
スタジオ・プールプログラム(60分)			620円	6,280円

※1 定期利用は、高校生以上から利用が可能です。

※2 小学生以下の方のご利用は、保護者(高校生以上)の同伴が必要です。
トレーニングルーム、フリーウェイトルームは、未就学児の入場はできません。

トレーニングルーム

有酸素運動マシンや
筋力トレーニングマシ
ンを使って、健康づく
り・シェイプアップ・
体力維持・増進!

フリーウェイトルーム

ダンベル、バーベルなどを
用いた、より専門的な筋力
トレーニングマシンで身体
を鍛える!

屋内プール

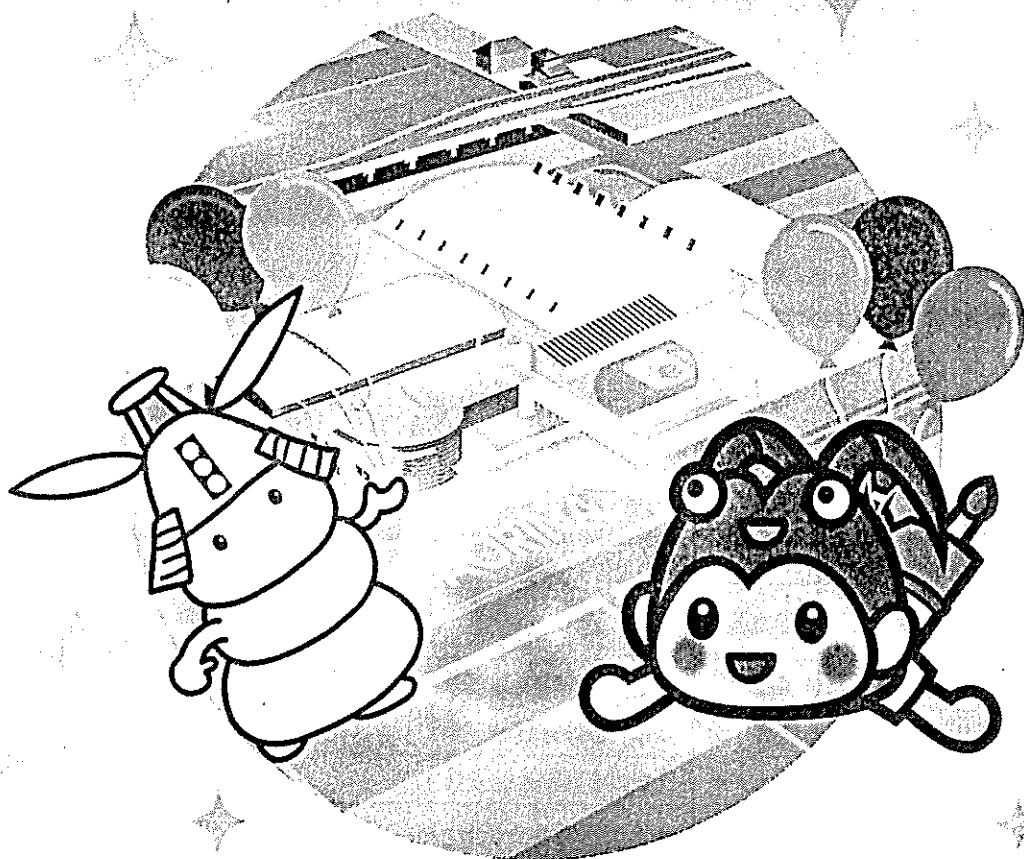
スイミング・水中ウォーキ
ングなどにより体力維持・
増進!
25m(7レーン)水深1.1m
幼児プール・ジャグジー併設

スタジオプログラム

エアロビクス
やヨガなどで
脂肪燃焼&
健康づくり

€

	メインアリーナ	3,794	5,482	9,835	9,596	9,229	11,327	6,071	55,334
	サブアリーナ	8,070	16,122	21,795	19,064	21,524	27,270	16,222	130,067
	卓球	3,815	6,396	6,243	3,295	3,041	3,407	1,654	27,851
	バドミントン	2,834	5,239	4,443	2,920	2,871	3,669	2,282	24,258
	バレーボール	920	1,044	1,435	696	477	559	412	5,543
	屋内プール	28,941	92,074	94,479	63,275	75,646	92,733	64,567	511,715
	トレーニングルーム	33,771	86,915	91,670	46,534	50,818	63,641	44,894	418,243
	フリーウェイトルーム	6,948	17,184	18,684	12,462	10,495	9,283	5,873	80,929
	フィットネススタジオ	11,676	25,533	30,298	22,592	29,273	37,067	23,739	180,178
	会議室利用等	7,653	6,816	4,687	5,725	4,726	4,046	3,165	36,818
	サオリーナ小計	108,422	262,805	283,569	186,159	208,100	253,002	168,879	1,470,936
三重	柔剣道場	6,177	18,000	25,144	22,632	24,201	30,065	13,526	139,745
武道館	弓道場	3,508	7,820	9,736	10,040	11,117	10,468	4,725	57,414
	三重武道館小計	9,685	25,820	34,880	32,672	35,318	40,533	18,251	197,159
	小計	118,107	288,625	318,449	218,831	243,418	293,535	187,130	1,668,095
		FP3	FP5	R1	FP2	R3	R4	R5	小計
大会規模別来場者数	全国大会規模	6,540	138,185	13,210	4,200	0	38,850	0	200,985
	ブロック大会規模	5,700	9,420	10,640	110	1,950	9,570	8,440	45,830
	県大会規模	17,350	32,252	19,980	7,680	16,201	21,200	11,995	126,658
	市大会規模	6,889	22,105	20,085	5,175	9,960	14,230	9,440	87,884
	観戦型スポーツイベント	14,091	24,693	4,050	0	1,500	9,050	0	53,384
	コンベンション	11,828	8,850	26,760	2,500	2,765	3,755	28,860	85,318
	オープニングイベント	7,684							7,684
	小計	70,082	235,505	94,725	19,665	32,376	96,655	58,735	607,743
	合計	188,189	524,130	413,174	238,496	275,794	390,190	245,865	2,275,838



三重とこわか国体

第76回国民体育大会

2021年 9月25日(土)～10月5日(火)

こきめいて人 かがやいて未来 2021

三重とこわか大会

第21回全国障害者スポーツ大会

2021年 10月23日(土)～10月25日(月)

<お問い合わせ>

三重とこわか国体・三重とこわか大会津市実行委員会

(津市国体・障害者スポーツ大会推進局内)

〒514-0056 三重県津市北河路町19番地1(メッセウイング・みえ2階)

総務企画課 TEL:059-229-3373 競技運営課 TEL:059-229-3610 FAX:059-229-3260

津市開催競技の情報は、
実行委員会 HP をご覧ください。



実行委員会のSNSも
アクセスください



2021年 三重とこわか国体・三重とこわか大会開催

国内最大のスポーツの祭典である国体が2021年、三重県にやってきます。
三重県での国体開催は実に46年ぶり。また、全国障害者スポーツ大会は三重県で初開催。
日本一をかけた熱い戦いが津市で繰り広げられます！

正式競技

三重とこわか国体

津市開催競技

競技	種別	会場	9月						10月				
			25 土	26 日	27 月	28 火	29 水	30 木	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火
バレーボール	6人制	津市産業・スポーツセンター（サオリーナ） 津市安濃中央総合公園内体育館 津市芸濃総合文化センター内アリーナ							●	●	●	●	
	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子											
		津市御殿場海岸特設会場											
バスケットボール	全種別	津市産業・スポーツセンター（サオリーナ） 津市安濃中央総合公園内体育館 津市久居体育館											
セーリング	全種別	津ヨットハーバー											
ライフル射撃	50m、10m・AP	全種別											
	BR・BP	少年男子 少年女子											
	CP	成年男子											
なぎなた	成年女子 少年女子	津市芸濃総合文化センター内アリーナ											
ボウリング	全種別	津グランドボウル											

正式競技（会期前実施競技）

競技	種別	会場	9月									
			11 土	12 日	13 月	14 火	15 水	16 木	17 金	18 土	19 日	20 月
レスリング	成年男子 少年男子 女子	津市産業・スポーツセンター（サオリーナ）	●	●	●	●						
柔道	成年男子 少年男子 女子	津市産業・スポーツセンター（サオリーナ）								●	●	●

特別競技

競技	種別	会場	9月						10月				
			25 土	26 日	27 月	28 火	29 水	30 木	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火
高等学校野球	硬式	津球場公園内野球場							●	●			

デモンストラーションスポーツ

ウォークラリー 会場：津市一身田町周辺 開催日：2021.5.9	3B体操 会場：津市産業・スポーツセンター（サオリーナ） 開催日：2021.7.25	スポーツウエルネス吹矢 会場：津市久居体育館 開催日：2021.10.9～10
--	--	---

三重とこわか大会

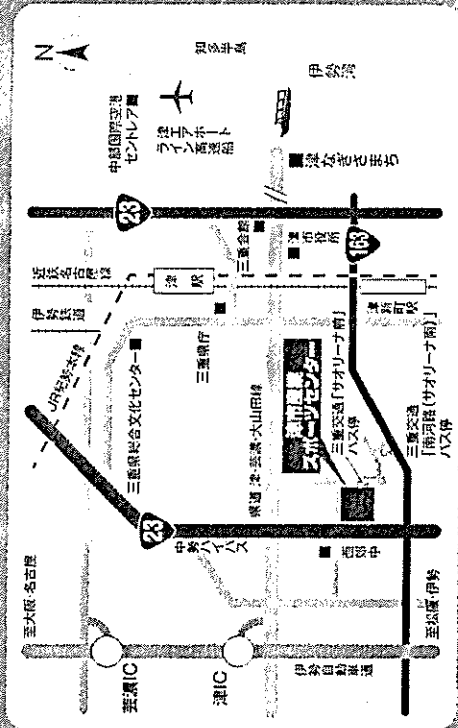
津市開催競技

競技	種別	会場	10月		
			23 土	24 日	25 月
ボウリング	知的	津グランドボウル	●	●	
バスケットボール	知的	津市産業・スポーツセンター（サオリーナ）	●	●	
車いすバスケットボール	身体	津市産業・スポーツセンター（サオリーナ）	●	●	
バレーボール	精神	津市安濃中央総合公園内体育館	●	●	

スポーツウエルネス吹矢
会場：津市久居体育館
開催日：2021.10.9～10

ハンダクラスセーリング
会場：津ヨットハーバー
開催日：2021.10.16～17

ACCESS

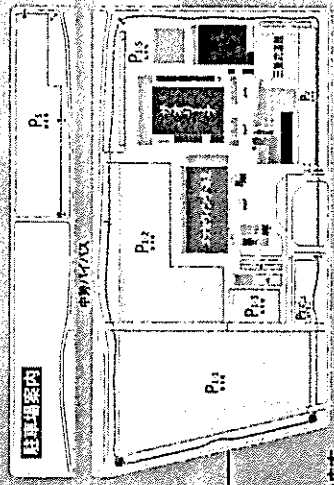


○鉄道の場合

東京	名古屋	津	三重武蔵野
新幹線 (約45分)	近鉄特急 (約45分)	津駅 (約10分)	津駅 (約10分)
京都	名古屋	津	三重武蔵野
新幹線 (約45分)	近鉄特急 (約45分)	津駅 (約10分)	津駅 (約10分)
難波	名古屋	津	三重武蔵野
近鉄特急 (約45分)	近鉄特急 (約45分)	津駅 (約10分)	津駅 (約10分)
名古屋	名古屋	津	三重武蔵野
近鉄特急 (約45分)	近鉄特急 (約45分)	津駅 (約10分)	津駅 (約10分)
海上アクセスの場合	海上アクセスの場合	海上アクセスの場合	海上アクセスの場合
中部国際空港	中部国際空港	中部国際空港	中部国際空港
バス (約45分)	バス (約45分)	バス (約45分)	バス (約45分)

○車の場合

東京(東京IC)	豊田JCT	四日市JCT	津	三重武蔵野
約120分	約10分	約10分	約10分	約10分
京都(京都南IC)	草津JCT	亀山JCT	津	三重武蔵野
約120分	約10分	約10分	約10分	約10分
大阪(松原IC)	草津JCT	草津JCT	津	三重武蔵野
約120分	約10分	約10分	約10分	約10分
名古屋(名古屋西IC)	草津JCT	草津JCT	津	三重武蔵野
約120分	約10分	約10分	約10分	約10分



津市産業・スポーツセンター

〒514-0056 三重県津市北河路町19番地1
TEL059-229-3254 FAX059-229-3247

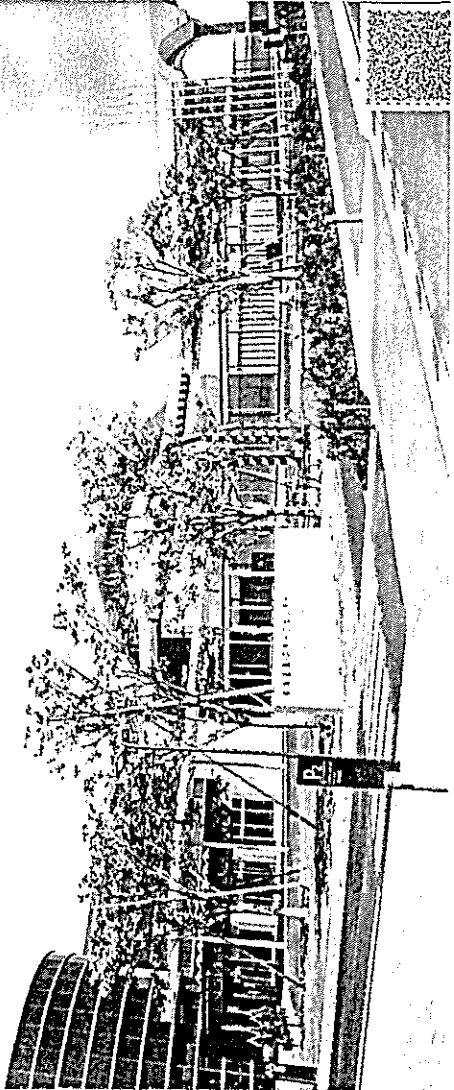
このパンフレットは、音声コードUni-voiceを使用しています。
▶Computer ▶Uni-voice ▶より音声コード ▶Uni-voice アプリを
ダウンロード、インストール、実行してください。

ランニングコース(屋外)
駐車場1,848台完備

SAORINA

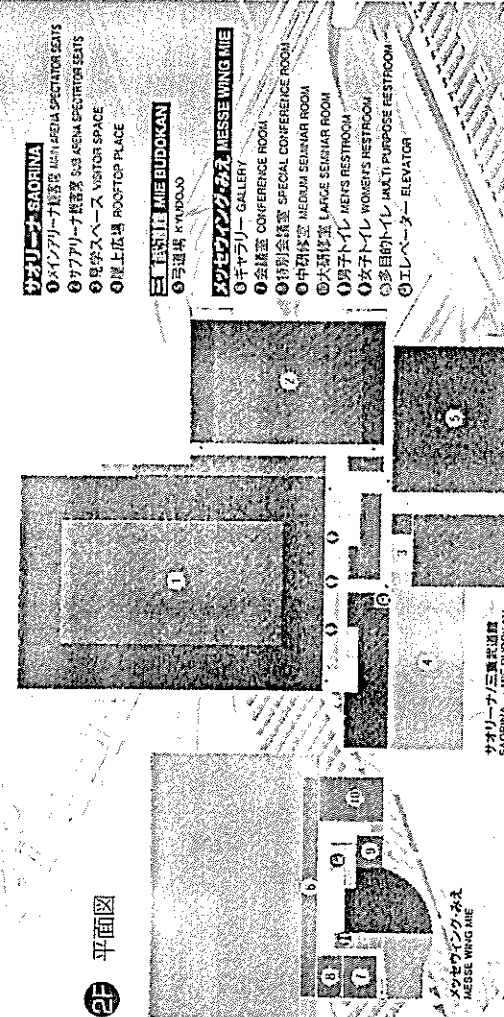
津市産業・スポーツセンター

- サオリーナ
- 三重武道館
- メッセライジング・みえ



コンベンション施設として
「ツセンター」が誕生

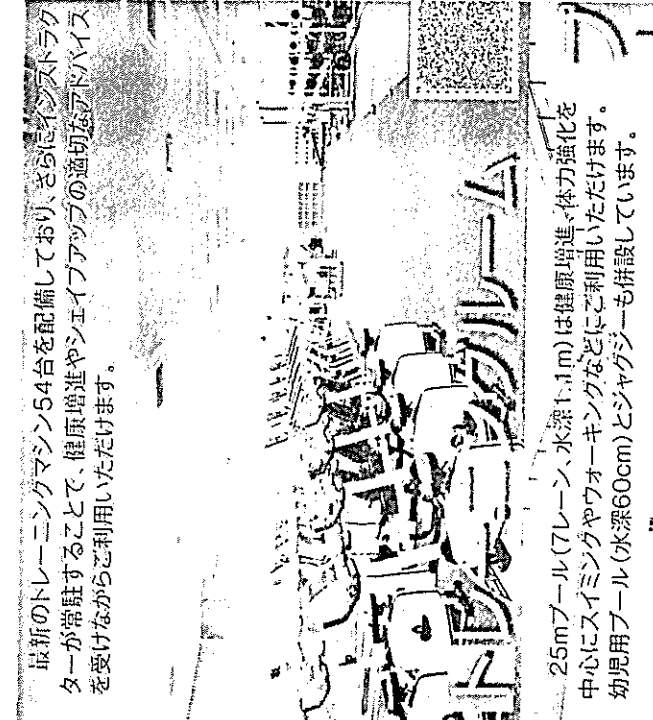
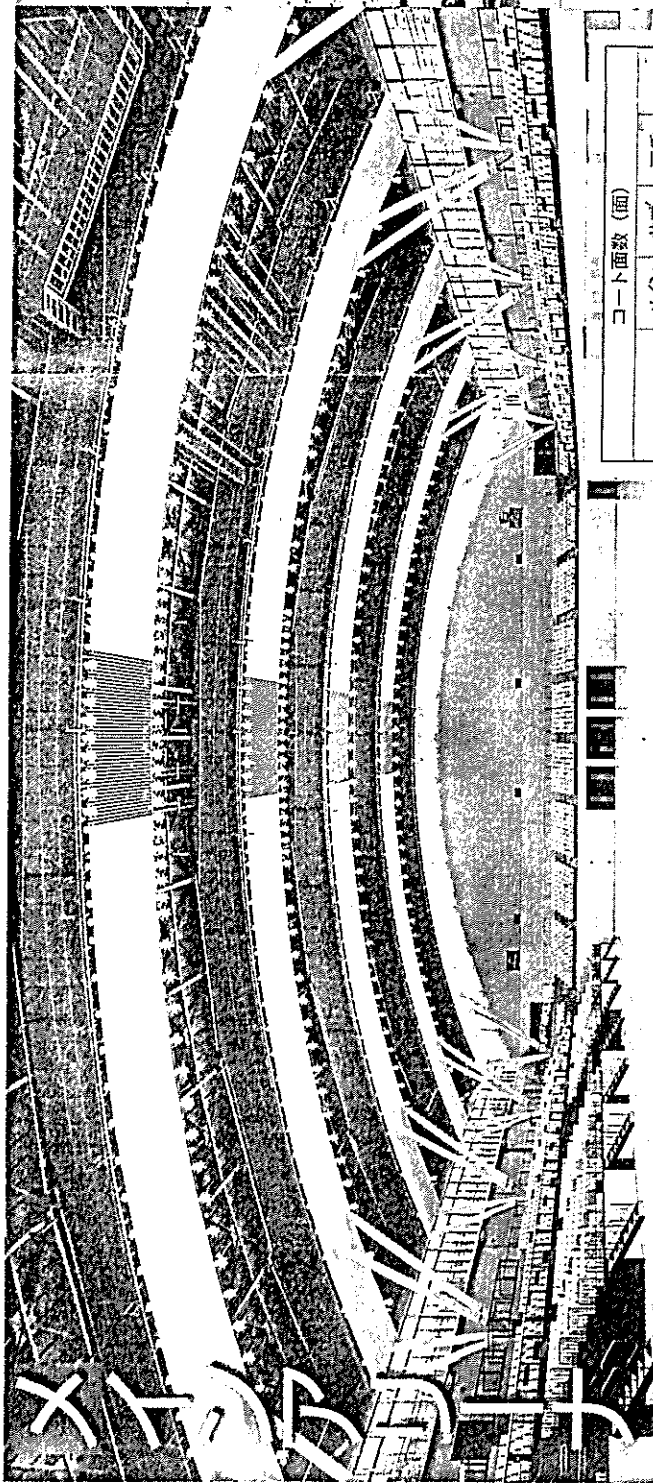
平面图



正 平 國 區

平面图

サテライト	面積(m ²)	備考
メインアリーナ	3,174	縦69m×横46m×天井高15m(2分計、3分計可) 観客席3,054(固定2476席、可動546席、車椅子32席) 床:フローリング、耐荷重5t/m ² 照明LED 1,500Lx 先タクト、自然採光システム マルチディスプレイ縦3.5m×横6.0m
来賓控室	21	縦2.7m×横7.6m
主催者控室	21	縦2.7m×横7.6m
放送控室	24	縦3.2m×横7.6m
教壇裏室	24	縦3.2m×横7.6m
教壇裏室	100	縦17.7m×横5.7m(3分計可)
多目的室	61	縦10.7m×横5.7m 2室 (3分計可)
サブアリーナ	1,702	縦46m×横37m×天井高13m(2分計可) 観客席4,478(固定468席、車椅子10席) 床:フローリング 照明LED 1,000Lx
ブールーム	826	縦35.6m×横23.2m
トレーニングルーム	332	縦12.5m×横26.6m
フィットネススタジオ	157	縦15.4m×横10.2m(2分計可)
フリークエイトルーム	85	縦7.6m×横12.7m
三鷹武道館		備考
柔剣道場	1,399	縦37.2m×横37.6m×天井高4.2m(2分計可) 床:フローリング 照明LED 1,000Lx
弓道場(近約10人立)	847	縦22.3m×横38.0m×天井高4.85m
展示場	3,231	縦39.7m×横81.4m(2分計、3分計可) 床:カラークロリート、耐荷重5t/m ²
1 F 中研修室	72	縦6.6m×横11.0m
2 F 中研修室	63	縦6.6m×横9.6m
大会研修室	205	縦15.7m×横13.1m
特別会議室	148	縦10.6m×横14.0m
キヤンペーラ	96	縦6.8m×横7.6m 縦6.8m×横6.6m
1 議室	113	縦4.4m×横25.9m
2 議室	27	縦6.1m×横4.5m
簡易練習室	20	縦4.5m×横4.5m



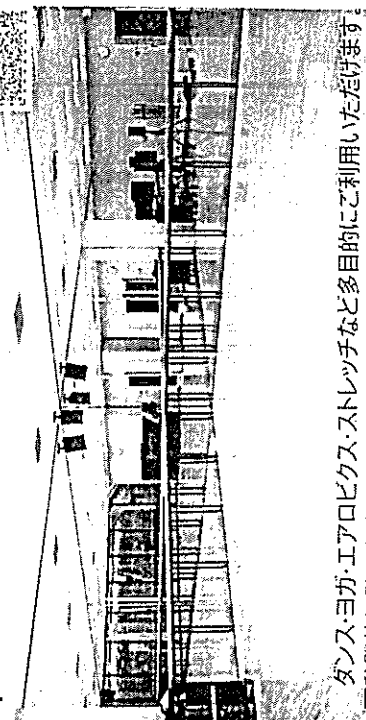
最新のトレニングマシン54台を配備しており、さらにインストラクターが常駐することで、健康増進やシェイプアップの適切なアドバイスを受けながらご利用いただけます。

フィットネススタジオ

25mプール(7レーン、水深1.1m)は健康増進・体力強化を中心にスイミングやウォーキングなどにご利用いただけます。幼児用プール(水深60cm)とジャグジーも併設しています。



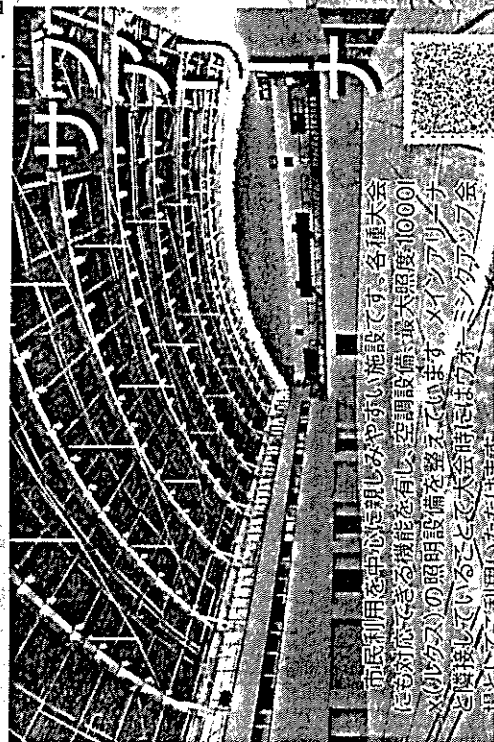
フィットネススタジオ



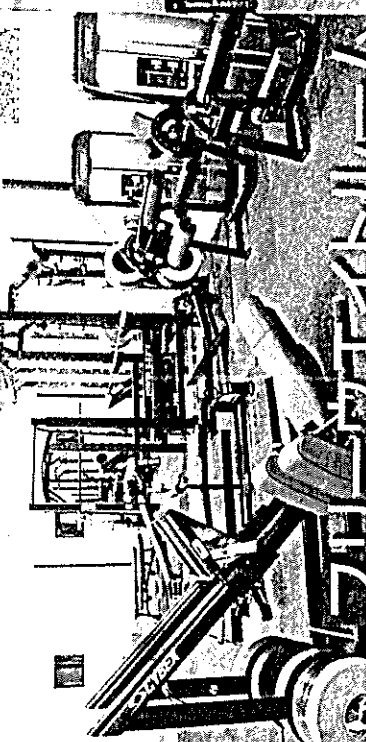
ダンス・ヨガ・エアロビクス・ストレッチなど多目的にご利用いただけます。

競技項目	コート面数 (面)				合計
	メインアリーナ	サブアリーナ	三重武道館	武道館	
バスケットボール	3	2			5
バレーボール	4	2			6
バドミントン	16	10			26
卓球	20	12			32
テニス	3	2			5
フットサル	3	2			5
ハンドボール	2	1			3
レスリング	6	4			10
柔道	12	6	4		22
剣道	8	6	4		18

市民利用から全国規模の大会やイベントの開催まで幅広いニーズにお応えできる設備を整えました。センターコートでの観戦を目的とした移動観覧席や大型映像装置、空調設備、最大照度1500lx(ルクス)の照明設備を整えています。大規模な空間では世界初となる自然彩光システムの「光ダクト」を導入しています。



ダンベルやバーベルなどに加え、筋力トレーニング専用マシンが充実しており、筋力アップに取り組んでいただけます。

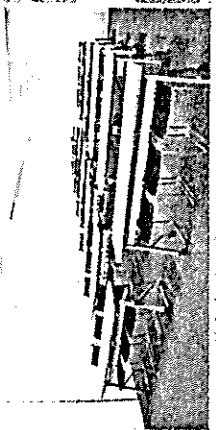


市民利用を中心に親しみやすい施設です。各種大会にも対応できる機能を有し、空調設備、最大照度1000lx(ルクス)の照明設備を整えています。メインアリーナと隣接していることで大会時にはワールドカップ会場として利用される予定です。

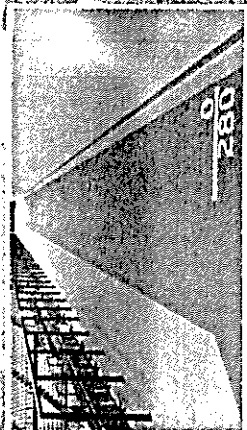
サロリーナ施設 インフォメーション



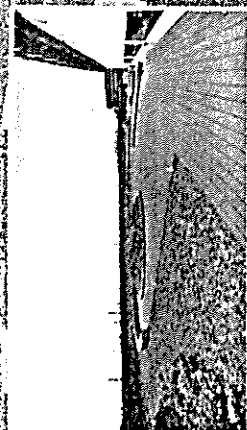
SAORUNA(サロリーナ)の
内装は、開放的で、明るい、
快適な空間が実現されています。
お見せいたします。



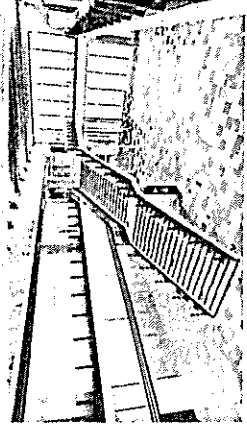
サロリーナ施設は、サロリーナとして、
お見せいたします。
お見せいたします。



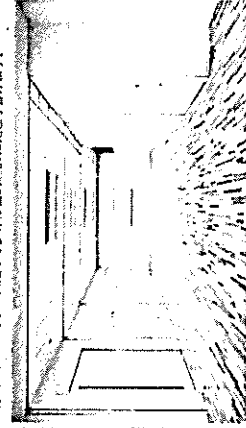
サロリーナ施設は、サロリーナとして、
お見せいたします。
お見せいたします。



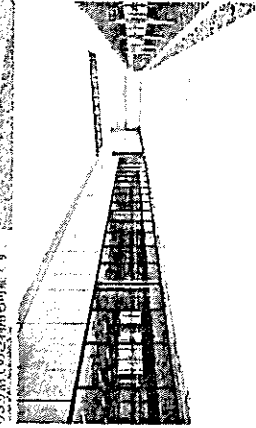
サロリーナ施設は、サロリーナとして、
お見せいたします。
お見せいたします。



サロリーナ施設は、サロリーナとして、
お見せいたします。
お見せいたします。



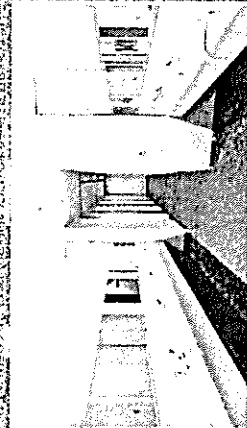
サロリーナ施設は、サロリーナとして、
お見せいたします。
お見せいたします。



サロリーナ施設は、サロリーナとして、
お見せいたします。
お見せいたします。



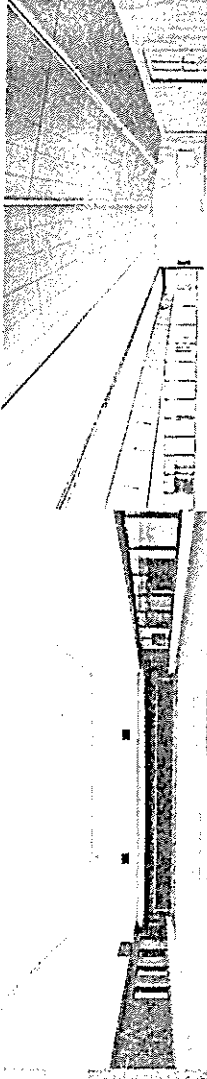
サロリーナ施設は、サロリーナとして、
お見せいたします。
お見せいたします。



サロリーナ施設は、サロリーナとして、
お見せいたします。
お見せいたします。

柔剣道場

無往空間で柔道、剣道などの利用が可能な施設です。
施設を可動間仕切壁により2分割のご利用も可能です。



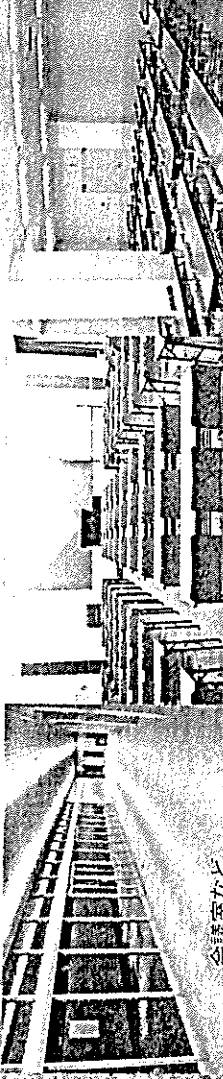
弓道場

近約10人立、観客席スペースも設置しています。



展示場A・B・C

可動式間仕切壁により3分割可能な展示場を持ち、県内初回のコンベンション施設です。展示場は車両の乗り入れも可能で産業展示を主とした様々なイベントに対応可能です。



会議室など

会議室2室、研修室3室、面談室2室、ギャラリーと規模の異なる様々な会議室を揃えています。
利用1軒や目的に応じて、柔軟に利用が可能です。

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

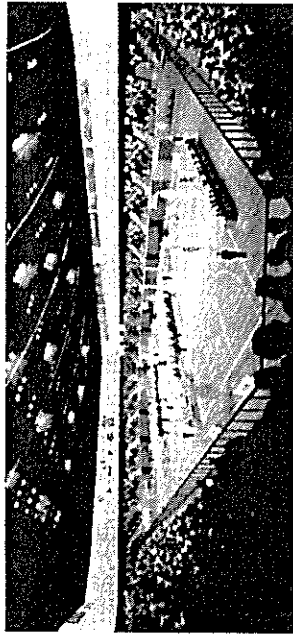
会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	令和6年4月24日（水）				
政務活動先	滋賀ダイハツアリーナ				
政務活動の目的	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設建設に係わる勉強会で、来年の会場として選定されている実地調査を行った。				
相手方	・ミズノ株式会社 スポーツ施設サービス運営部 中日本1課 滋賀ダイハツアリーナ 和氣屋督 支配人 ・ミズノ株式会社 スポーツ施設サービス運営部 中日本運営1課 宇佐美治秀 課長 ・ミズノ株式会社 スポーツ施設サービス事業部 事業推進部 事業推進1課(兼)事業企画管理部 マーケティング課 池田知靖 担当課長 ・滋賀県 文化スポーツ部 スポーツ課 施設係 安井亮介 係長 ・滋賀県 文化スポーツ部 スポーツ課 施設係 青木傑 主査 ・協栄ビル管理株式会社 業務本部 設備管理課 浅野稔基 課長				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	来年の滋賀県国民スポーツ・全国障害者スポーツ大会の会場として選定されている滋賀県ダイハツアリーナにおいて、滋賀県庁の担当職員、指定管理者であるミズノ株式会社、協栄ビル管理株式会社の方々から直接話を伺った。 施設運営、設備、収容人数だけでなく、施設内外のロジスティクス、特にイベント開催時の周辺道路の混雑や、それに伴いパークアンドライドの促進、駐車場の収容台数など、重要な点を深く学びました。また、PFI方式による建設と運営の進め方も説明いただき、奈良県における今後の施設開発に参考になる重要な示唆を得ることができました。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	滋賀ダイハツアリーナ 往路	高速道路	柏原 IC⇒草津田上	3,580 円	9
	滋賀ダイハツアリーナ 復路	高速道路	京田辺本線⇒松原本線	3,180 円	10
	宿泊費	円	内訳:		
	会費	円	内訳:		
	合計 6,760 円 ()				
備考	添付資料：資料、名刺、写真等				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

■ 施設の特徴

約2,900㎡のメインアリーナを有する県内最大のアリーナ



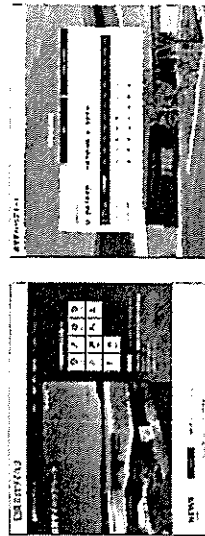
大自然に囲まれ、最新の設備。2025年国スポ・障スポ会場として皆様をお迎えします。



湖国の感動 未来へつなぐ

■ サービスの特徴

アリーナ、会議室のオンライン予約可能。



オンライン予約のご利用には会員登録が必要です
[予約システム]はご自身のリンクから会員登録をお願いします

トレーニングルームではトレーナーが常駐。
初心者・アスリートまでご利用いただけます。
ニユースポーツも各種ご利用いただけます。
(ボッチャ、シッティングバレーボール等)

■ ご利用にあたって

- ・ 駐車料金 1回 ¥100 1日 (一敬車両)
- ・ 動きやすい服、室内用シューズをご持参ください。
- ・ 酒気帯び、体調不良の方はご利用をお控えください。
- ・ 予約状況はHP又はお電話にてお問い合わせください。
- ・ トレーニングルームのご予約は不要です。

滋賀ダイハツアリーナ

〒520-2164 滋賀県大津市上田上中野町779番地

TEL.077-545-0108 FAX.077-572-5376

利用時間：8:00～22:00

定休日：第3月曜日及び年末年始(12/31～1/2)

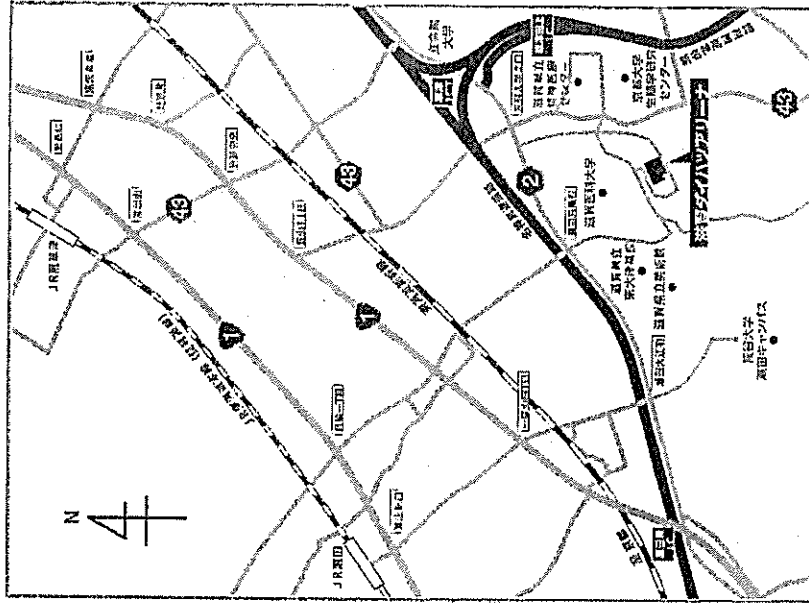
滋賀ダイハツアリーナ

<https://shiga-arena.jp>

指定管理者 しがクロス株式会社



ホームページ



■ アクセス

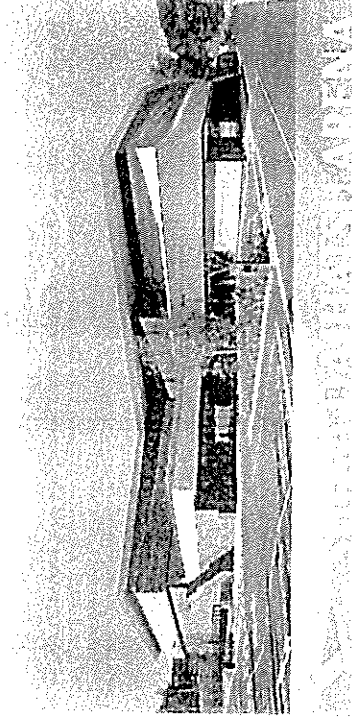
最寄りバスでご利用の場合

- ・ JR 近江線大津 駅南口から約15分、バス乗換徒歩、[滋賀ダイハツアリーナ]
- ・ JR 近江線大津 駅北口から約15分、バス乗換徒歩、[滋賀ダイハツアリーナ]
- ・ 近江線大津 駅南口から約15分、バス乗換徒歩、[滋賀ダイハツアリーナ]
- ・ 近江線大津 駅北口から約15分、バス乗換徒歩、[滋賀ダイハツアリーナ]
- ・ 近江線大津 駅南口から約15分、バス乗換徒歩、[滋賀ダイハツアリーナ]
- ・ 近江線大津 駅北口から約15分、バス乗換徒歩、[滋賀ダイハツアリーナ]

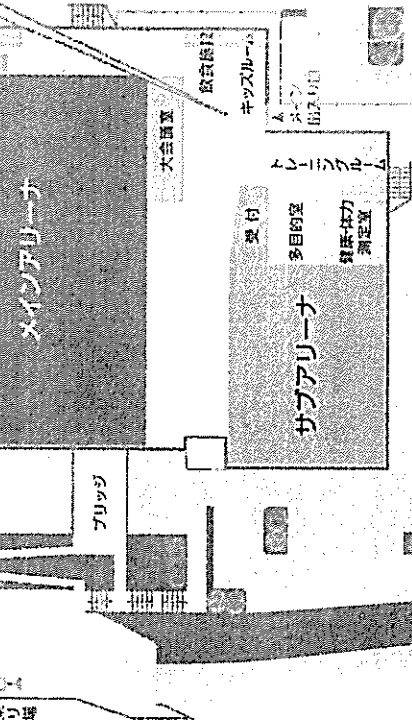
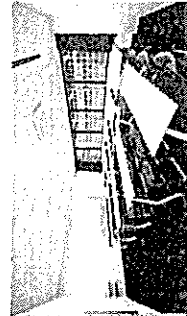
滋賀県



誰もが自分らしく輝ける新たな交流拠点。
未来に向けて「変わる滋賀」の
フラッグシップモデルとして
新たな時代のスポーツ交流拠点
「滋賀ダイハツアリーナ」を提供します。



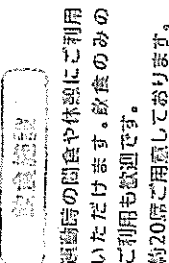
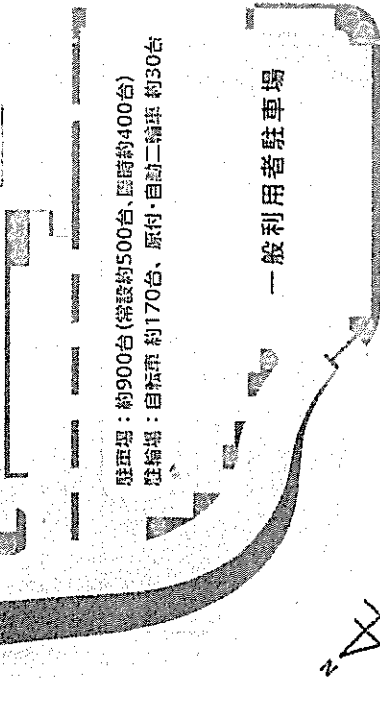
SHIGA DAIHATSU ARENA



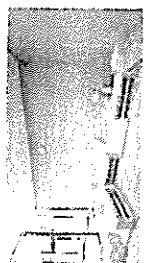
五定城

筑一休力

—ニケハ



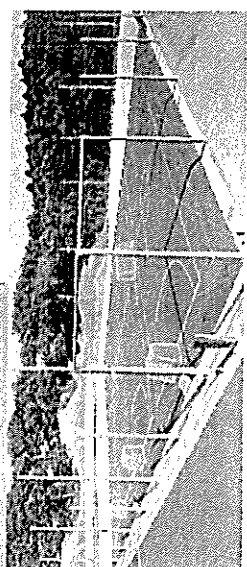
運動時の間食や休憩にご利用いただけます。飲食のみのご利用も歓迎です。
約20席で用意しております。



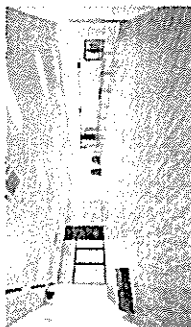
約24m
小さなお子様の遊び場として
ご利用いただけます。



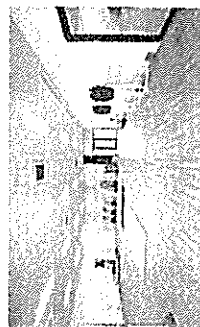
広々とした空間でお客様をお迎えします。ガラス張りで自然の景観を一望できます。



多目的広場 約8,180㎡
人工芝部分 約2,740㎡



約136㎡
ダンス、ヨガ、キッズ向け等の
教室を開催。空き時間は
専用利用が可能です。



約180m
競技志向から健康目的まで
様々な測定が可能です。

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	令和6年4月30日他				
表題	ボネクタ議会・政務活動				
対象者	県民				
開設目的	政治活動の発信や要望を集めるため				
按分率の説明	後援会活動と按分				
内容	ブログで県政報告の発信、全国地方議員勉強会のアーカイブ、地方議会議事録横断検索機能、世論調査メールマガジンで地方議員に何を求められているかを把握し、政務活動、議会活動に活用				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ボネクタ議会・政務活動プラン4月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	13
	ボネクタ議会・政務活動プラン5月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	30
	ボネクタ議会・政務活動プラン6月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	40
	ボネクタ議会・政務活動プラン7月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	52
	ボネクタ議会・政務活動プラン8月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	63
	ボネクタ議会・政務活動プラン9月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	75
	ボネクタ議会・政務活動プラン10月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	91
	ボネクタ議会・政務活動プラン11月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	99
	ボネクタ議会・政務活動プラン12月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	108
	ボネクタ議会・政務活動プラン1月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	120
	ボネクタ議会・政務活動プラン2月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	131
	ボネクタ議会・政務活動プラン3月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	144
	合計 140,184 円 ※50%充当 70,092 円				
備考	添付資料：金額、内容のわかるもの https://vonconnector.jp/gikai/				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

料金について

政治活動部分と政務活動動部分を整理し、
料金も切り分けました。

プラン	料金	政治活動費分 (実質負担額)	政務活動費分 ※税分仕訳等により変更
都道府県	11,800円(税抜)	1,180円(税抜)	10,620円(税抜)
政令指定都市	11,800円(税抜)	1,180円(税抜)	10,620円(税抜)
特別区	8,300円(税抜)	830円(税抜)	7,470円(税抜)
中核市	8,300円(税抜)	830円(税抜)	7,470円(税抜)
一般市	6,400円(税抜)	640円(税抜)	5,760円(税抜)
町	3,900円(税抜)	390円(税抜)	3,510円(税抜)
村	3,900円(税抜)	390円(税抜)	3,510円(税抜)

— その他オポジションメニュー —

更新作業代行サービス

月額 12,000円 ～ ※複数プランあり

広報広聴仕様のネット広告

バナー画像・YouTube動画・SNS配信
サブスクプラン、スポット広告も

Vonnector (ボネクタ) 利用規約

イテニ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社所定のツール及び方法を用いて当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」に会員（第1条に定義されます。）が自己の専用ページをもち、これを通じてネット上で有権者となることができることを可能にする当社のサービスについて、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。本サービスを利用する場合には、本規約に必ずご同意下さい。

本規約は、会員（第1条に定義されます。）として登録された者と当社との間に生ずる権利義務関係を定めることを目的とします。会員が本規約に同意し、第3条に定める会員登録を完了することにより、当社との間に本規約（第1条に定義されます。）が成立します。

第1章 総則

第1条（定義）

本規約においては、用語を次のとおり定義します。

- ① 「本サイト」とは、当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」をいい、以下に定義される「会員ページ」を含みます。なお、「選挙ドットコム」は、当社の商標です。
- ② 「会員ページ」とは、当社が指定した本サイト上の当該会員専用ページをいいます。
- ③ 「本サービス」とは、当社が提供する Vonnector (ボネクタ) という名称が含まれるサービスをいいます。本サービスの詳細は、本サイト上 (<http://www.vonnector.jp/>) に掲載されます。
- ④ 「政治家」とは、公職選挙法第28条の2における「公職の候補者等」を言います。
- ⑤ 「会員」とは、本サービスを利用するために本サイト上で政治家登録を行った政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体をいいます。
- ⑥ 「提携先」とは、当社が政治家に関する情報の掲載又は提供について提携している企業等をいいます。
- ⑦ 「第三者」とは、当社及び当該会員以外の者をいいます。「第三者」には、他の会員、提携先、Facebook・X等のSNSの管理・運営者、提携先のサイトの利用者、SNSのサイトの利用者（但し、これらに限定されません）が含まれます。
- ⑧ 「アカウント」とは、当社が会員に対して発行するID及びパスワードをいいます。
- ⑨ 「機器等」とは、会員が本サービスを利用するために必要な機器、設備、ソフトウェア、通信手段等をいいます。
- ⑩ 「登録情報」とは、氏名、名称、住所、電話番号、メールアドレスその他当社が会員に登録を求める情報をいいます。
- ⑪ 「掲載情報」とは、会員が本サービスを利用して会員ページに掲載した（当社に掲載を依頼した場合を含みます）情報（文章、写真、静止画、動画、音声等を含みます。以下同じ。）のすべてをいいます。会員は、本規約に従い、かつ、当社が別途定める方法及び条件により、会員の略歴、プロフィール、政治活動情報・実績、政策、有権者へのメッセージなど、会員に関する情報を会員ページに掲載することができ、
- ⑫ 「本規約」とは、本規約を契約条件として当社及び会員との間で締結される、本サービスの利用契約を指します。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本規約は、変更後の本規約が適用されるものとします。

(1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を会員に通知、本サービス上の表示その他当社所定の方法により会員に周知するものとします。

3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に会員が解約の手続きをとならなかった場合、当該会員は本規約の変更に同意したものとします。

第3条（会員登録）

1. 会員は、当社が定める方法に従って、（本サービスに複数のプランがある場合）本サービスにおけるプランを選択した上で会員登録を行い、アカウントを利用することにより、選択したプランに応じた条件の下、本サービスを利用することができます。会員は、会員登録時に政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体である者に限定されますが、これが虚偽であった場合は当該地位を喪失した場合であっても、当該会員は、これをもって本規約の効力に主張することは一切できません。
2. 会員は、当社が会員登録の申込みを承諾し、会員登録が完了したときに、本規約が成立し、会員資格を取得します。なお、当社は会員登録の申込みを当社の裁量において拒否することができ、その理由については公開しないことができます。
3. 会員は、登録情報のすべての項目に関して、虚偽の情報を提供してはならないものとします。
4. 会員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の変更手続を行うものとします。
5. 会員は、前項の届出を怠った場合、本規約に基づく利益を受けられないことがあることあらかじめ同意します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
6. 当社が会員登録時及び登録情報変更時に会員から取得した個人情報、当社の個人情報保護方針に基づいて取り扱うものとなります。

第4条（アカウントの管理）

1. 会員は、アカウントの不正使用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、自ら指定した政治団体へのみアカウントを貸与することができ、当該政治団体はその政治活動の一環として本サービスを利用することができます。
3. 会員は、アカウントを第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、質入れ等をし、又は使用させてはなりません。
4. 会員は、アカウントを第三者に使用させてはなりません。
5. 会員ページへのアクセスのために送信されたID及びパスワードが会員のアカウントとして登録されたものである場合には、当社は、当該アクセスを当該会員によるものとして取り扱います。
6. 当社は、アカウントの不正利用、不十分な管理又は利用上の誤りにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
7. 会員は、アカウントが第三者に利用された場合、又はそのおそれがある場合、当社に直ちにその旨を連絡するものとします。

第5条（本サービスの料金）

1. 本サービスの料金及びその支払方法は、当社が別途定め、本サイト上 (<http://www.vonnector.jp/>) に掲載されます。
2. 当社は、本サービスの内容、料金その他の条件を変更すること、及び、本サービスについて新たに有料サービスを提供することができ、
3. 会員が、本サービスのうちその所属・地位（立候補予定を含む。）に応じて料金が決定される有料

サービスを利用している場合で、当該有料サービス（以下「変更前サービス」とする。）の利用期間中に一定の議員選挙に立候補をした等によりその地位が変動し、変更前サービスよりも高い金額の料金体系の有料サービス（以下「変更後サービス」とする。）の対象となる地位に該当することとなった場合、当該地位の変動があった日（選挙の場合は立候補した選挙の公示日とする。）の属する月（以下「地位変動月」とする。）から、変更前サービスの利用を終了し、変更後サービスの利用が開始されたものとみなします。

4. 前項の場合、会員は、当該地位の変動を遅滞なく当社に通知することとし、次の各号に定めるところ、変更前サービスと変更後サービスの料金の差額を支払うものとします。

(1) 会員が変更前サービスの料金について 12 か月分を一括して支払い済みである場合
会員は、当社に対して、地位変動月から変更前サービスの 12 か月目の月までの変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。

(2) 会員が変更前サービスの料金について月ごとに支払いをしている場合

会員は、当社に対して、地位変動月について、変更前サービスの料金を既に支払っていた場合には、当該月における変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとし、この場合は地位変動月の翌月から、地位変動月について変更前サービスの料金の支払いが未了の場合は地位変動月の翌月から、変更後サービスの料金を月ごとに支払うものとします。

5. 前項の差額の支払い、当該地位の変動があった日から 7 日以内に、第 1 項に定める方法で支払うものとします。

6. 当社は、会員が本条の義務を怠ったときは、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第 6 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間（以下「契約期間」といいます。）は、会員登録から 1 年間とします。ただし、当該期間満了の 12 週間前までに、会員から当社に対し登録抹消の申請がない限り、当社から会員に対し一切通知を要することなく、本契約は同一条件・同一期間において自動更新されるものとします。

2. 会員が契約期間の途中でその登録を抹消された場合（自ら登録抹消を申請した場合を含みます。）、当該会員は契約期間内の料金支払いを拒絶できず、また、当社は当該会員に対し受領済みの料金の返金をせず、登録抹消による損害について一切責任を負わないものとします。

第 7 条（会員登録の取り消し）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の警告をすることなく、当該会員の会員登録を取り消すことができるものとします。

- (1) 会員登録をした者が実在しない場合
- (2) 本人でないことが判明した場合
- (3) 過去に会員登録を取り消されたことがある場合
- (4) 会員登録の際の記載事項について、虚偽の記載が判明した場合
- (5) 現職の国会議員若しくは地方議会議員、又は、国会議員立候補予定者若しくは地方議会議員立候補者でなくなった場合
- (6) 当社が不適当と判断する団体等に所属する者であることが判明した場合
- (7) 反社会的勢力に所属する者であることが判明した場合
- (8) 当社又は第三者に損害を与えた場合又はそのおそれがある場合
- (9) 第 16 条に定める禁止行為を行った場合
- (10) 第 17 条に定める掲載禁止情報を掲載した場合
- (11) 本規約に違反した場合
- (12) 金融機関から取引停止処分を受けた場合、又は手形交換所から不渡処分を受けた場合
- (13) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立て、担保権実行、又は公租公課の滞り処分な

どを受けた場合

(14) 破産、自己破産、特別清算、特別更生手続開始若しくは会社更生手続開始等の申し立てをなし、又は第三者からこれらの申し立てを受けた場合

(15) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取り消しの処分を受けた場合

(16) 事業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、又はその決議をした場合

(17) 事業の停止若しくは廃止（休眠を含みます。）、又は解散の決議をした場合

(18) 信用状態若しくは財産状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた場合

(19) その他、当社が会員として不適切と判断した場合

2. 前項により会員登録を取り消された場合、会員登録は抹消されます。

3. 当社は、会員登録の取り消しにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 8 条（会員登録の喪失）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員登録を喪失するものとします。

(1) 前条により会員登録を取り消された場合

(2) 会員自ら会員登録の抹消を申請した場合

(3) 当社が本サービスに係る事業を休止、廃止等した場合

(4) 会員（個人の場）が死亡した場合（この場合、本規約に基づく権利・義務は死亡と同時に消滅し、相続人には相続されないものとします。）

(5) 会員（法人、団体の場）が解散、清算等により消滅した場合

(6) 上記のほか、当社が会員登録を喪失させることが適切と判断した場合

2. 前項に基づき会員登録を喪失した場合、会員登録は抹消されます。

3. 当社は、会員登録の喪失により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 9 条（会員登録の抹消）

1. 会員は、当社が指定する手続に従って会員登録の抹消申請をすることにより、会員登録を抹消することができず。

2. 前項により会員登録が抹消された場合、当該会員は、登録抹消と同時に会員登録を失います。

3. 第 1 項による会員登録抹消のほか、会員登録の取り消し又は会員登録の喪失によっても会員登録は抹消されます。

4. 当社は、会員登録抹消の日から 30 日経過した後に、当該会員のアカウントを削除いたします。

5. 掲載情報の取扱いは、会員登録抹消後も第 10 条の定めに従うものとします。

第 10 条（利用許諾）

1. 会員は、掲載情報について、当社及び当社が指定する第三者に対し、次の利用を無償で許諾（再利用許諾を含みます。）するものとします。

- (1) 掲載情報を複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻印、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
- (2) 掲載情報を他の情報源と組み合わせて、複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻印、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
- (3) 掲載情報をデータベース等に格納し、検索・閲覧に供すること
- (4) 第三者に対し、前 3 号の利用を再許諾すること

2. 前項に基づき掲載情報が掲載等される媒体は、会員ページ、Web サイト、SNS、紙媒体（雑誌、印刷物など）その他すべての掲載情報（以下総称して「掲載媒体等」といいます。）を含みます。

3. 会員は、当社及び第三者による掲載情報の利用について、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。また、会員は、掲載情報に第三者が権利を有するテキスト、画像等の著作物が含まれる場合には、当該第三者に著作権行使をさせないようにする

ものとしします。

第11条 (広告の掲載等)

1. 当社及び当社所定の第三者は、掲載情報が掲載等されている掲載媒体等に当社又は第三者の広告を掲載、表示又は配信することができず。
2. 前項の広告から生じる収益のすべては当社又は第三者に帰属し、会員には分配されません。

第12条 (提携先)

1. 本サービスは、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等を約束するものではありません。提携先との契約が変更され又は終了することにより、当該提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等ができなくなることがあります。また、提携先のサイト等に掲載できる情報が、現職の国会議員に関する情報に限定されるなど、掲載できる情報が限定される場合もあります。
2. 当社は、当社の判断により、提携先の変更（提携の解除、新たな提携を含みます。）をすることができます。
3. 当社は、当社の判断により、掲載情報を提携先のサイト等に配信、掲載等するかどうかを決定することができます。また、掲載情報の配信、掲載等を停止することができます。
4. 当社は、前3項に定める提携先の変更、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等の不能、停止等により生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
5. 当社が、会員に対し、提携先のサイト等に掲載されている掲載情報の更新を求めた場合には、会員は、速やかに当該掲載情報の更新を行うものとします。

第13条 (保証)

1. 会員は当社に対し、本サービスを政治家等としての活動等の事業を目的として利用し、本契約において自らが「当業者」（消費者契約法第2条第2項）であることを保証します。
2. 会員は当社に対し、第10条第1項に定める利用許諾をするために必要な正当な権限を有していること、及び、第三者との間で、同項に定める利用許諾に基づく当社の利用を制限し、又は妨げる契約その他の合意をしていないことを保証します。
3. 会員は当社に対し、掲載情報が第三者の著作権等の一切の権利および人格的利益を侵害するものでなく、適法なものであることを保証します。

第14条 (掲載等の中止)

1. 当社は、当社の判断により、いつでも掲載情報の掲載、配信その他の利用を中断、中止等することができるとします。
2. 当社は、前項の中断、中止等に対していかなる責任も負わないものとします。

第15条 (第三者からの問い合わせ、クレーム等)

1. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者から問い合わせを受けた場合には、当社に対し、回答、情報の提供その他の協力をするとします。
2. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者からクレーム、主張、請求、異議等を受けた場合には、自己の責任と費用においてこれを処理解決するものとします。

第16条 (禁止行為)

1. 会員は、次に掲げる行為（以下「禁止行為」といいます。）をしてはならないものとします。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (4) 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又は当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為

- (6) 詐欺等の犯罪及び犯罪に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
 - (6) 当社又は第三者のデータ等を、改ざん、消去等する行為
 - (7) 自分以外の者の個人情報により登録手続を行う等、他人又は実在しない人物になります行為
 - (8) 会員登録申請フォーム等に虚偽の事項を記載する行為
 - (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムやコード等をアップロード、投稿若しくは送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為
 - (10) 当社の運営を妨げ、又は当社に不利益を与える行為
 - (11) 日本国若しくは外国の法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
 - (12) 次条に定める掲載禁止情報を掲載する行為
 - (13) 前各号の他、本規約又は公序良俗に違反する行為
 - (14) 前各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます）を助長する目的の行為
 - (15) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、前項各号のいずれかに該当する行為が行われた場合、当該行為を行った会員に対して何らの予告なく、会員資格の取り消しなどの措置を講じることができるものとします。
 3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
 4. 会員は、第1項各号の禁止行為を行ったことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員は、第1項各号の禁止行為を行ったことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第17条 (掲載禁止情報)

1. 会員は、会員ページ、本サイト、提携先のサイト等（以下「会員ページ等」といいます。）に、以下のいずれかに該当する、又はそのおそれがある情報（以下「掲載禁止情報」といいます。）を掲載してはならないものとします。
 - (1) 当社又は第三者の財産、信用、名誉等を毀損し、又はプライバシーを侵害する情報
 - (2) 当社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する情報
 - (3) 当社又は第三者に対する誹謗中傷又はいやがせを目的とする情報
 - (4) 連動販売取引等のネットワークビジネスを勧誘又は助長する情報
 - (5) 強引に取引を勧誘することを目的とする情報
 - (6) 犯罪を勧誘又は助長する情報
 - (7) 公序良俗に反する情報
 - (8) 公職選挙法に抵触するおそれのある情報
 - (9) 法令の定め に違反する情報
 - (10) 虚偽の情報
 - (11) その他、本サービスの趣旨・目的に反する、又は本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する情報
2. 当社は、会員ページ等に掲載禁止情報が掲載された場合、当該情報を掲載した会員に対して何らの予告なく、当該情報の内容の変更・削除又は会員資格の取り消しを行うなどの措置を講じることができるものとします。
3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 会員は、掲載禁止情報を会員ページ等に掲載したことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員は、掲載禁止情報を

会員ページ等に掲載したことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第18条（免責）

1. 当社は、次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。

- (1) 会員ページ等及び会員ページ等に係るシステム・設備等（以下総称して「システム等」といいます。）に本契約の内容及び「以下『契約不適合』といえます。」がないこと
- (2) システム等に契約不適合が発見された場合に、当該契約不適合が修正されること
- (3) システム等が会員の特定の目的又は用途に適合すること
- (4) システム等へのアクセスが正常に行われること
- (5) システム等が第三者の権利を侵害しないこと
- (6) 掲載情報が有効に保存されること、又は消失若しくは毀損しないこと
- (7) システム等の契約不適合、障害、使用不能、中断・中止等の状況において、データ又は情報の消失、毀損又は破損がないこと、使用機器（ハードウェアとソフトウェアの両方を含みます。）が故障しないこと、及び、プログラムの設定が破損しないこと
- (8) システム等又は本サービスに関する問い合わせ等に対し、一定の時間内に応答すること
- (9) その他当社が明示的に保証していない事項

2. 当社は、掲載情報の消失、毀損又は破損したことにより会員に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

3. 当社は、会員による本サービスの利用の結果について、一切責任を負わないものとします。

4. 当社は、本規約に明示的に規定されている場合を除き、いかなる保証もせず、また、いかなる責任も負わないものとします。

5. 会員は、法令の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に関連して会員が日本又は外国の法令に触れた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。当社は、天災、地震、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。

6. 本サービスの利用に関して、会員が他の会員との間でトラブル（本サービス内外を問いません。）になった場合でも、当社は一切の責任を負わないものとし、会員間のトラブルは、当該会員が自らの費用と負担において解決するものとします。

第19条（利用環境の整備）

1. 会員は、自己の責任と費用において本サービスの利用に必要な機器等を準備するものとします。また、本サービスの利用に必要な通信費用その他一切の費用は、会員の負担とします。
2. 当社は、機器等の不具合による本サービスの利用障害について、一切責任を負わないものとし、また、

第20条（第三者との紛争）

会員は、本サービスの利用又は掲載情報に関して、第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員と第三者との間で生じた紛争等により、当社が損害を被った場合、会員は当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとし、また、

第21条（知的財産権）

1. 本サイト（会員ページを含みます。）中の情報その他のものに係る著作権及びその他の知的財産権は、掲載情報に係る著作権を除き、すべて当社又は当社にその利用を許諾した権利者に帰属し、

会員は、それらを無断で複製、転載、譲渡、貸与、改変、翻案、翻訳、編集、配信、公衆送信（送信可能化を含みます。）等してはならないものとします。

2. 掲載情報の著作権は、当該会員その他の既存の権利者に留保されるものとします。

3. 会員が本サービスを利用することにより第三者の知的財産権を侵害した場合であっても、当社は、当該第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

4. 会員は自ら著作権等の必要な知的財産権を有するか、又は必要な権利者の許諾を得た情報のみ、会員ページ等に掲載するものとします。なお、掲載情報に関して、第三者の権利侵害等の問題が発生した場合、会員は、自己の責任と費用において当該問題を解決するものとします。

第22条（本サービスの提供の中断・停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。但し、当社が緊急を要しないと判断した場合に、本サイト上に掲示するなど、当社が適当と判断した方法により、会員に予告します。

- (1) システム等の保守・点検を行う場合
- (2) システム等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
- (3) システム等の障害対策、修理、修復等を行う場合
- (4) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議その他の非常事態等により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
- (5) 電気通信事業者が電気通信業務の提供を中止する場合
- (6) 電気通信事業法で定める重要通信を確保するために必要な場合
- (7) その他、当社が、運用上又は技術上、本サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合

2. 前項の中断又は停止により、会員又は第三者に生じた損害について、当社は、一切責任を負わないものとします。

第23条（本サービスの変更又は廃止）

1. 当社は、会員への予告なく、本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項の変更又は廃止により、会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第24条（公的機関への情報の提供）

当社は、当社の権利・財産の保護及び第三者の生命・身体又は財産の保護等の目的から必要があると判断した場合、掲載情報を裁判所や警察等の公的機関に開示・提供することができるものとします。

第25条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの運営において、当社が定める「個人情報保護方針」に従い、個人情報を取り扱うものとします。
2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づき請求があった場合、会員の個人情報を開示することがあります。

第26条（広告宣伝メールの配信）

当社は、本サービスに関する広告、宣伝等のメールを登録された会員のメールアドレス、FAX番号、住所等に配信・送付することができるものとし、会員は、あらかじめこれに同意します。

第27条（当社からの通知）

1. 当社は、本サイト上での掲示、電子メールの送信、文書の送付（FAX 送信を含みます。以下同じ。）その他当社が適当と判断する方法により、会員に対し、随時当社が必要と判断する事項を通知することができま。

2. 通知される事項は、当社が本サイト上での掲示、電子メールの送信又は文書の送付により行った場合は、当社が本サイト上に掲示し、電子メールを送信し、又は文書を送付した時点からその効力を生じるものとします。

第28条（損害賠償）

1. 会員は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償しなければならぬものとします。

2. 当社は、当社の故意又は重大失に起因する場合は、会員に対し、一切責任を負わないものとしま

3. 前項により当社が責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、損害発生日から直近過去1年間に当社が当該会員から現実的に受領した本サービスの料金の累積総額を上限とします。

第29条（問い合わせ）

1. 本サービスに関する問い合わせは、本サイト上に設置された受付窓口その他当社が別に設置した受付窓口から行うことができます。

2. 当社は、本サービスに関する会員からのお問い合わせに対して回答するよう努めますが、法令又は本規約上、当社に義務又は責任が発生するものを除き、回答の義務を負わないものとします。

3. 当社は、会員からのお問い合わせに回答するか否かの基準を開示する義務を負わないものとしま

第30条（権利義務の譲渡等の禁止）

会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約及び本契約に関連して生じる一切の権利義務の全部若しくは一部、又は本契約上の当事者の地位を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第31条（合意管轄裁判所）

本規約に関して訴訟の必要が生じた場合は、訴訟に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第32条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自己が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動調停ゴロ、特殊技能暴力団員に属する者、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力の関係を有する企業、団体と取引等を行っているとして認められる関係を有すること

2. 会員は、自己又は第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことと確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 虚偽を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他、前各号に準ずる行為

3. 当社は、会員が前2項各号のいずれか一にでも違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要せず、直ちに会員資格を喪失させ、会員登録を抹消することができま。

4. 当社は、前項の会員登録抹消により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとしま

第33条（秘密保持）

1. 会員及び当社は、本サービスの利用に関し、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他の形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス導入に関し開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。

2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。

(1) 開示を受けた時、既に所有していた情報

(2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報

(3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報

(4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報

(5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報

3. 会員及び当社は、秘密情報を本サービスの提供・改善のために必要のある役員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。）、共同研究者、業務委託先、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者にのみ開示できるものとし、かつ開示目的以外の目的には使用しないものとします。

4. 会員及び当社は、本サービスの終了、本契約の解除その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

第34条（分離可能性）

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部がある会員との関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他の会員との関係では有効とします。

第35条（準拠法）

本規約に基づく本契約の成立、効力、履行及び解釈に関し、日本法が適用されるものとします。

第36条（残存事項）

会員の会員登録が抹消された場合であっても、第10条、第11条、第12条第4項、第13条、第14条第2項、第15条、第16条第3項及び第4項、第17条第3項及び第4項、第18条、第19条第2項、第20条、第21条、第22条第2項、第23条第2項、第24条、第25条、第26条、第28条、第30条、第31条、第32条第4項、第33条、第34条、第35条、本条、第37条並びに第38条の規定は、会員登録抹消後・本契約終了後もなお（会員登録を抹消された当該者（当該元会員）と当社の間で）有効に存続するものとします。

第2章 「ボネクタ議会・政務活動」に関する特約

附則

2016年11月1日 制定・施行
2018年12月4日 改定
2020年3月31日 改定
2023年9月8日 改定

第37条 (適用範囲)

1. 本サービスのうち「ボネクタ議会・政務活動」(以下「本プラン」といいます。)を利用する会員(以下「本プラン会員」といいます。)については、第1章の定めに加えて本章が適用されます。なお、第1章と本章が矛盾抵触する場合には本章が優先して適用され、本章に定めのない事項については、第1章の定めが適用されます。
2. 当社は、本プラン会員による本プランの利用が政務活動費(地方自治法第100条第14項)の交付対象となる議会の議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」といいます。)に該当するか否かについては一切保証しません。本プラン会員は、本プランの利用が政務活動として認められない場合があり、本プランの利用に対する政務活動費の交付・不交付(按分比率を含む。)について、当社が一切の責任を負わないことを確認し、これを了承した上で、本プランを利用しなければなりません。
3. 本プラン会員は、自己の責に帰すべき事由の発生にかかわらず、本プランの利用が政務活動として認められず、地方公共団体から政務活動費が交付されなかった場合であっても、本プランに係る料金の支払義務を負いません。

第38条 (プランの変更に関する特約)

1. 本プランにかかる契約期間(第6条参照)にかかわらず、本プラン会員は、当社所定の手続きにより本サービスのプランについて本プランから当社所定のプランに変更することを申し出て、当社が当該プラン変更を認めた場合には、認めた日の翌月から本サービスのプランを変更することができ、(以下変更後のプランを「変更後プラン」といいます。)。但し、当社が当該プラン変更を認めるにあたり、プラン変更の条件ないし時期を指定した場合には、それに従うものとします。
2. 当社は、原則として、本プラン会員が次の各号に定めるいずれかの事項(以下「プラン変更事項」といいます。))に該当することが本プラン会員によって客観的に証明された場合、前項に基づき本プラン会員による申出によるプラン変更を認めるものとします。但し、本プラン会員が前項の申し出をする場合、次の各号に定める事項に該当するものとします。公的審査面その他当社が要求する客観的資料等を当社に対して提出しなければなりません。なお、当社所定の審査により、本プラン会員がプラン変更事項に該当しないと判断した場合、これに対して当該本プラン会員は一切異議を述べることはできません。
 - (1) 地方公共団体における議会の議員でなくなった場合
 - (2) 實めに帰すべき事由がないにもかかわらず、本プラン会員が所属する議会の地方公共団体が、本プランの利用を政務活動として一切認めず、また今後もその見込みがないことが明らかである場合
3. 変更後プランの契約期間は、第6条に定めるとおりとします。

第39条 (本プランにおける免責)

1. 当社は、本プランに関する次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより本プラン会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 本プランの完全性、正確性、合目的性、有用性
 - (2) 本プランの利用が政務活動に該当し、これに対して政務活動費が支給されること
 - (3) 本プランで公開する地方公共団体における議会の議事録(以下「対象議事録」といいます。))の対象が、全国の地方公共団体における議会の全ての議事録を対象とし、本プラン会員が希望する議事録をいつでも閲覧可能であること
 - (4) 対象議事録が非公開とされることがなく継続的に閲覧に供されること
2. 本プラン会員は、対象議事録の利用について、当該対象議事録を公開している地方公共団体を含む第三者から何らかの主張を受けた場合であっても、自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

以上

第 1 1 号様式（第 5 条関係）

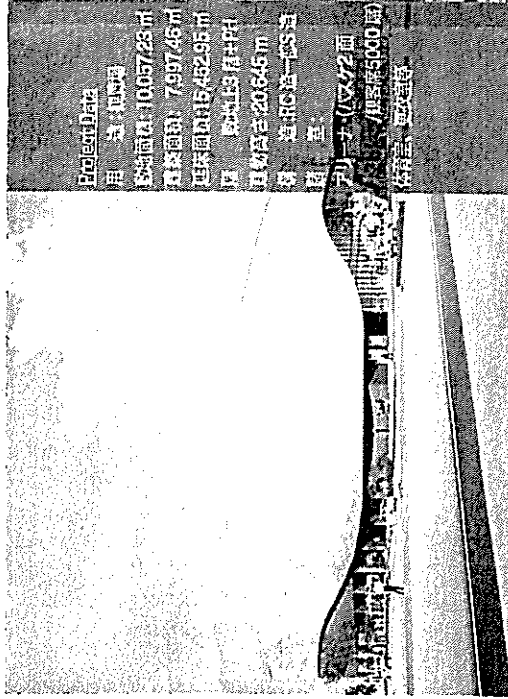
政務活動記録簿（県外・県内視察）					
会派・議員名 芦高 清友					
年 月 日	令和 6 年 5 月 9 日（木）・5 月 1 0 日（日）				
政務活動先	国交省 防衛省 オープンハウスアリーナ太田 横浜 BUNTAI				
政務活動の目的	奈良県の総合防災体制における課題や道路事業、災害時の自衛隊の対応。 国スポに向けての新アリーナ整備についての調査や研究を行った。				
相手方	国土交通省 航空局安全部安全対策課 小型航空機安全対策官 佐考昌平氏 専門官 田畑勉氏 道路局企画課 道路経済調査室 課長補佐 野村文彦氏 国道・技術課 直轄高速係長 杉原大介氏 防衛省 統合幕僚幹部 参事官付企画官 上野和人氏 防衛装備庁 プロジェクト管理部事業管理官付 調整係長 高木翔汰氏 太田市 文化スポーツ部スポーツ施設管理課 課長 小此木淳氏 株式会社 YOKOHAMA 文体 部長 浅原誠治氏 横浜武道館 館長 大山圭子氏 横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興部長 熊坂俊博氏 スポーツ振興課担当課長 平野直人氏				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	国土交通省 防災拠点における航空機の離着陸や進入ルート確保、災害時・緊急時の運用に関する基本的な考え方について説明を受けた。あわせて、航空法の枠組み、高規格道路整備の目的と必要性、道路建設における広域的な物流・避難・救援活動との関連性について理解を深めた。 防衛省 CH-47 ヘリコプターの運用概要、群馬県内の飛行場における災害時活用の事例、能登半島地震での活動内容などの説明を受けた。災害派遣における自衛隊の出動要件、物資輸送における優先順位の考え方など、実際の運用に即した知見を得た。 オープンハウスアリーナ太田（群馬県太田市） アリーナの多用途性に加え、災害時の物資集積拠点としての機能、周辺施設との動線や導線の確保など、運営実務と防災を両立した設計について視察。開放感のある構造と市民利用の両立が図られていた。 横浜 BUNTAI（横浜文化体育館） スポーツ・音楽イベント双方に対応した多用途設計に加え、隣接ホテルとの連携など、民間視点を取り入れた効率的な設計が印象的であった。武道館部分は約 3,000 人規模の収容力があり、市民利用にも適した設計となっていた。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	国交省 防衛省	新幹線（往路）	京都～東京	13,970 円	16
	帰路	新幹線（復路）	新横浜～京都	13,500 円	17
	国交省 防衛省	近鉄電車（特急含む）	二上山～橿原神宮前～京都	2,210 円	19

	太田アリーナ	特急	北千住～太田	2,250 円	20
	横浜ブンタイ	特急	太田～北千住	2,250 円	22
	帰路	近鉄電車（特急含む）	京都～樫原神宮前～二上山	2,210 円	23
	宿泊費	10,400 円			21
	合計 46,790 円（すべて政務活動）				
備考	添付資料：資料など				

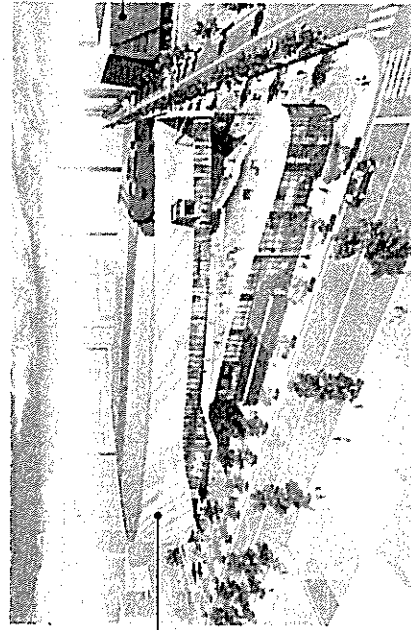
注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

BUZATI

郷兵 文化体育館の歴史を継承し、文化・人・まちをつなぐ郷浜田UNTAI



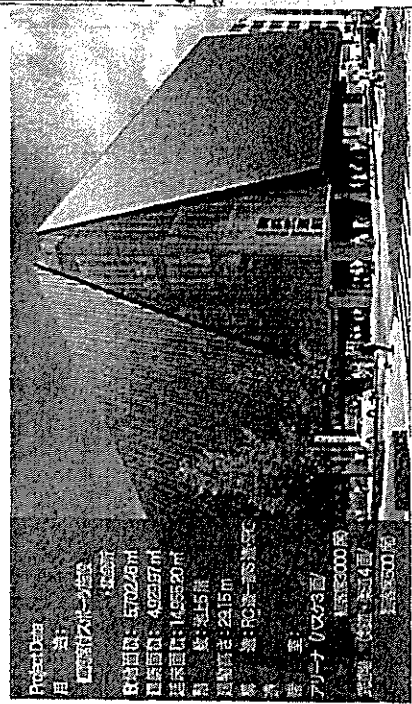
Product Data
用途 建築用
 設計強度 1005728 N
 直徑範圍 7.99746 m
 重量範圍 11642.95 m
 標準 歐洲 EN 10219
 材料厚度 20.846 m
 標準 歐洲 EN 10219
 鋼材 1.4572 面
 重量 4900 磅
 重量 4900 磅



Sub ARENA

橫濱武藏道館

武備の増進性を備へ、文化・人・材をつなぐ増進式道場

[illegible]

Concept

国内外をつなぐまちづくりをリードし、スポーツ・音楽による新たなムーブメントを発信するまちへ

関内地区の活性化の拠点、「文化・人・まち」をつなぐ「ユナイテッドスクエア」を実現

人と文化をつなぐ



「集客力」と「発信力」の向上
・興業に特化した集客力が高
いコンテンツで人々を呼び
込み、賑わいを創出すると
もに、地域経済に波及してい
く事業を展開します。

人と人をつなぐ



「コミュニティ」と「賑わいの創出」・地元メディアとの連携、周辺地域のスポーツ施設との連携によりスポーツとエンタテイメントによるタウンマネジメントを実現します。

・総合型地域スポーツクラブの設立により、スポーツを通じた交流を生む事業展開を行い地域コミュニティの形成を図ります。

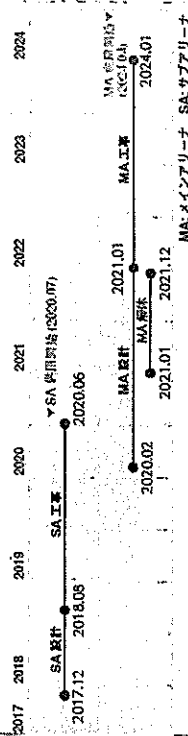
人と家をつなぐ



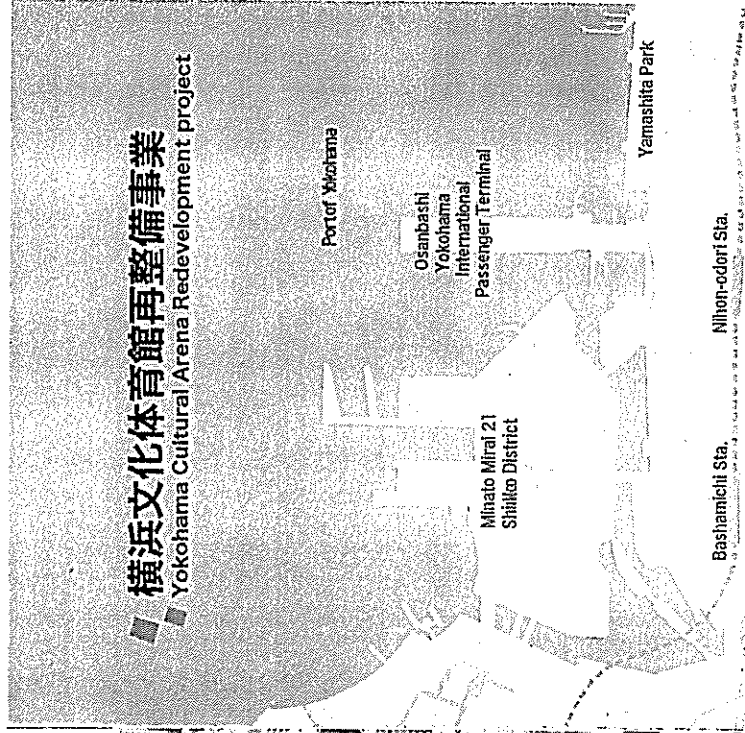
「まちづくり」と「回遊性」の強化
都市と連携した広場とプロムナードを設け、市民の日常の交流の場を形成し、まちに開かれた施設を実現します。

周知スポーツ施設と連携し、活性化事業により、まち全体をフィールドとしたアクティビティを展開することで、まちづくりの中核施設として、地域活性化を牽引する施設を輩出します。

Schedule:

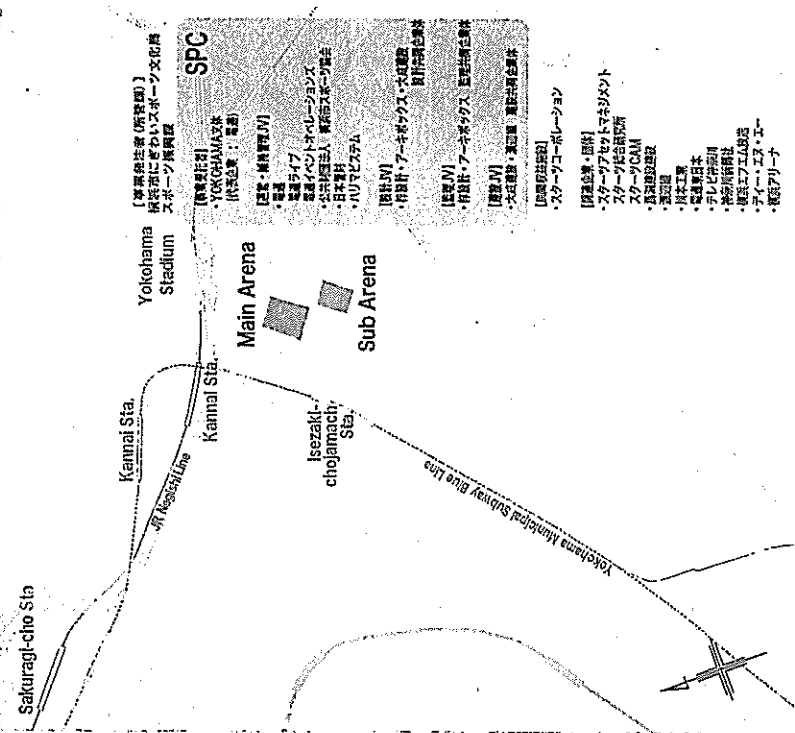


MA:メインアリーナ SA:サブアリーナ



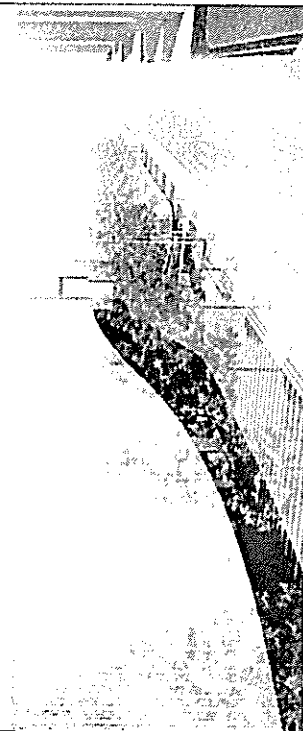
橫濱文化体育館再整備事業

Yokohama Cultural Arena Redevelopment project

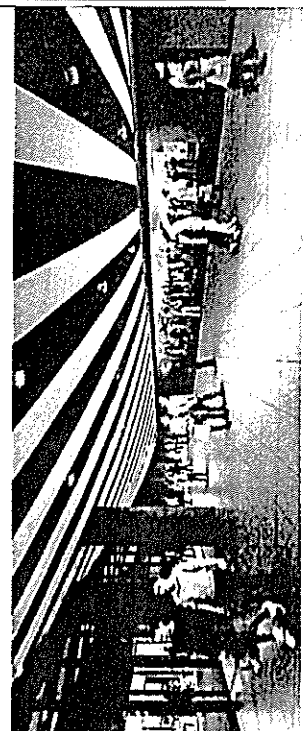




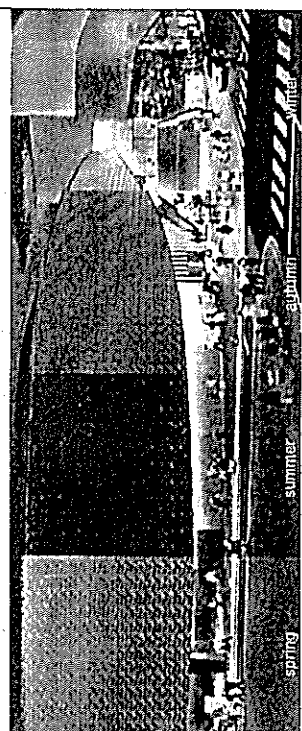
01 まちづくりの象徴として、交差点を象徴する「シンボリックアリーナ」
・観客とスター型空間の一体感を演出する「シンボリックアリーナ」
・人々を引き込み、まちづくりの象徴となる外観デザイン
・地域に開き、賑わいと交流の象徴となる広場



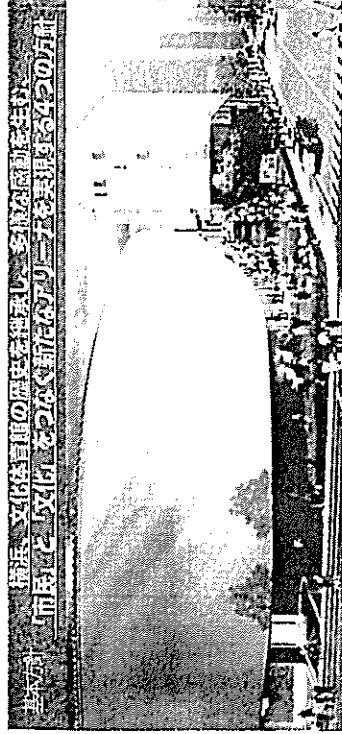
02 緑地に多様な価値と機能を生む「ハイパフォーマンスアリーナ」
・競技場のパフォーマンスを最大限引き出すアリーナ
・「みる」スポーツ施設に特化した「魅せるアリーナ」
・新たなスポーツ観戦を創出するプレミアムフロア



03 多様な興行利用に特化した最上級の「エンターテインメントアリーナ」
・最上級のエンターテインメント空間を有する劇場型アリーナ
・多様なイベント運営を可能とする機能的なバックヤード
・イベントのはい日でも多様な活用が可能な経営計画



04 多様なニーズに応え、多様な活用が可能な「フレキシブルアリーナ」
・フレキシブルな利用が可能な体育室
・利用性のある駐車場エリア
・イベントニーズに応えるWC計画



05 文化の継承と未来に向けた創出をイメージする建築ファサード
・風になびく帆のゆらぎをイメージしたデザインとし、
見る場所や時間によって見え方の異なる、移ろいめる風景を創出



06 この地に流れる時間を促させるランドスケープ
・旧文庫でも広場及び階段に使われていた、横浜市の歴史を継承し、
この地に流れる時間を感じられるデザイン



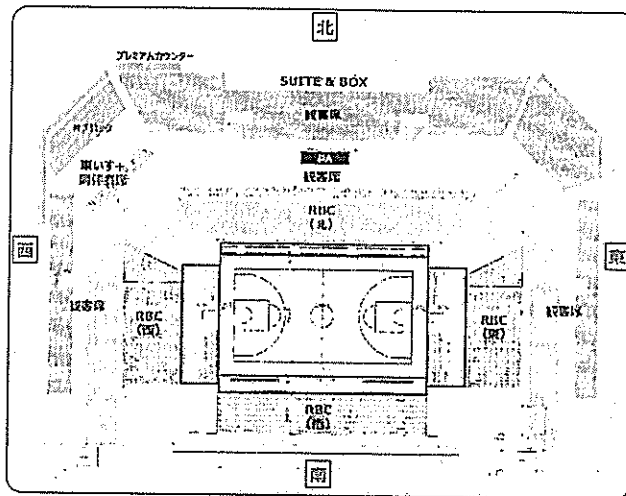
07 無彩色を基調とする内装計画
・共用部は無彩色を基調とした配色とすることで、
イベントに合わせて演出を引き立てさせるデザイン



08 歴史を繋ぐライティング
・足元に広がる観内の歴史と、この先の未来へと突き進むイメージをライティングによって表し、
イベントに合わせて様々な表情を創出

レイアウト例（バスケットボール：1面）

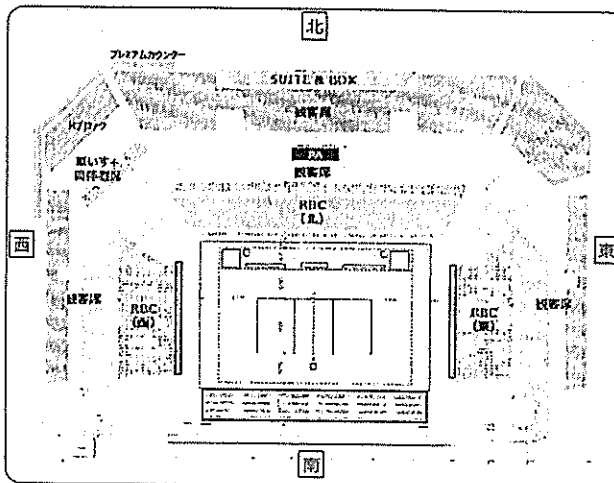
BUNTAI



1F	SUITE / BOX / MZQ22 プレミアムカウンター167席	
3F	一般席	1,640席
2F	一般席 (PA席30席含まず)	1,066席
2F	車いす席	7席
	車いす同伴席	7席
RBC	ロールバックチャア (可動観客席)	1,732席
アリーナ	スタンディングチャア (仮設席)	389席
	車いす席	16席
	車いす同伴席	16席
総合計（車いす席/同伴席含む）		5,040席

レイアウト例（バレーボール（6人：1面））

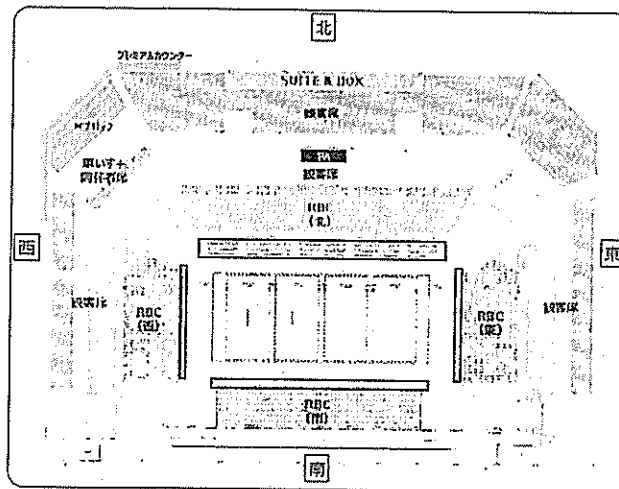
BUNTAI



1F	SUITE / BOX / MZQ22 プレミアムカウンター167席	
3F	一般席	1,640席
2F	一般席 (PA席30席含まず)	1,066席
2F	車いす席	7席
	車いす同伴席	7席
RBC	ロールバックチャア (可動観客席)	1,340席
アリーナ	スタンディングチャア (仮設席)	300席
総合計（車いす席/同伴席含む）		4,527席

レイアウト例（卓球：4面）

BUNTAI

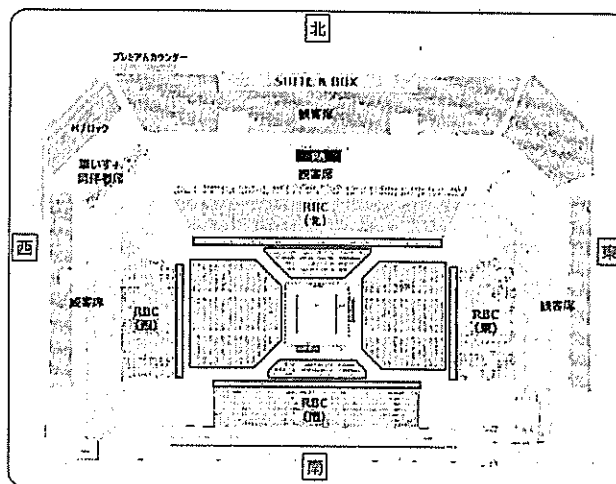


3F	SUITE / BOX / MZDック プレミアムカウンター167席
3F	一般席 1,640席
2F	一般席 1,066席 (PA席30席含まず)
2F	車いす席 2席 車いす同伴者席 2席
RBC	ロールバックチェア 1,732席 (可動観客席)
アリーナ	スタンディングチェア (固定席) 313席

総合計（車いす席/同伴者席含む） 4,932席

レイアウト例（格闘技等）

BUNTAI

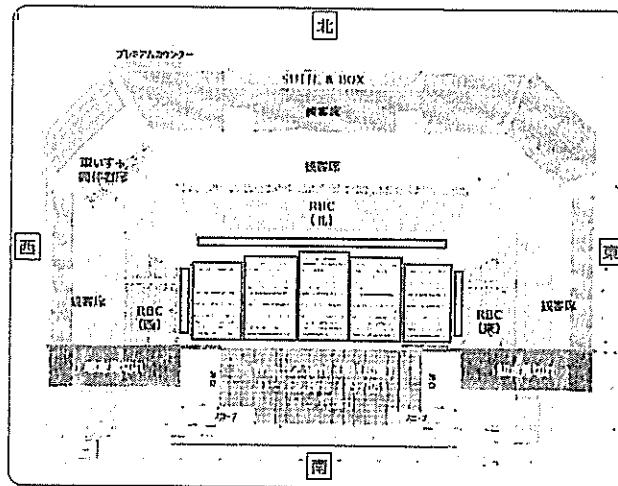


3F	SUITE / BOX / MZDック プレミアムカウンター167席
3F	一般席 1,640席
2F	一般席 1,066席 (PA席30席含まず)
2F	車いす席 2席 車いす同伴者席 2席
RBC	ロールバックチェア 1,732席 (可動観客席)
アリーナ	スタンディングチェア (固定席) 1,163席

総合計（車いす席/同伴者席含む） 5,782席

レイアウト例 (エンドステージ)

BUNTAI



2F	SUITE / BOX / 1820席 ソリテ & BOX - 1827席
3F	二階席 1,552席
2F	一階席 976席
2F	車いす席 7席 車いす専用席 7席
RBC	ロールバックチャア 1,160席 (可動型台席)
アリーナ	スタンディングチャア (板台席) 1,165席

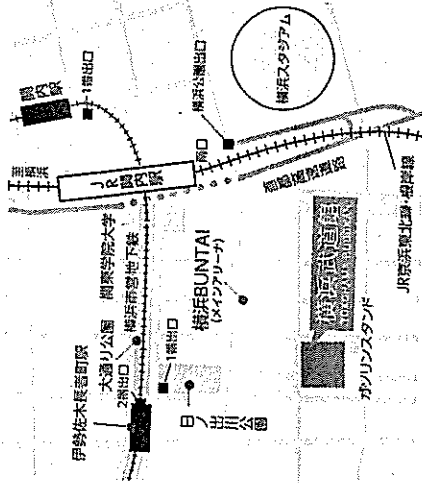
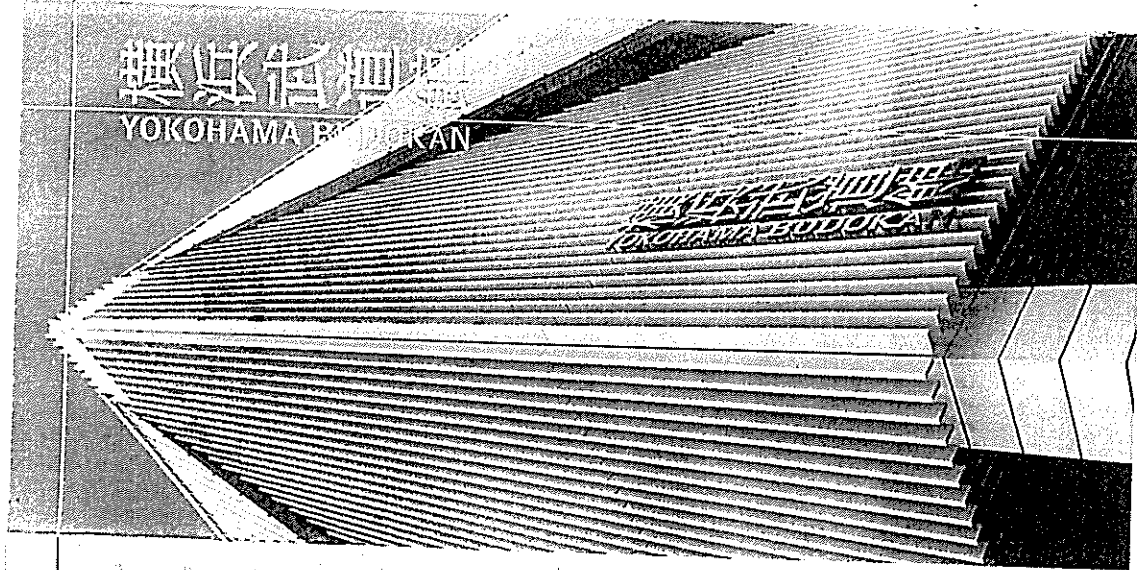
総合計 (車いす席含む) 5,034席

アクセス

支店 支店名	利用 科目 区分	貸借 区分	昭和 41 年					貸借 区分	支店 支店名	
			5-12	12-17	17-22	12-17	17-22			
なし (全)	貸借	貸	6,600	12,100	9,900	9,900	27,500	貸	貸	27,500
		借	8,800	15,950	13,200	36,300	72,600		借	72,600
		貸	17,600	31,900	26,400	94,600	303,600		貸	303,600
		借	23,100	41,800	34,650	159,500	394,900		借	394,900
		貸	73,700	133,650	122,650	334,600	811,500		貸	811,500
	貸借	借	95,700	173,800	159,500	334,600	811,500	借	借	811,500
		貸	73,700	133,650	122,650	334,600	811,500		貸	811,500
		借	95,700	173,800	159,500	334,600	811,500		借	811,500
		貸	191,400	347,600	318,450	781,900	1,014,200		貸	1,014,200
		借	248,600	451,550	414,150	1,014,200	1,014,200		借	1,014,200
あり (全)	貸借	貸	2,200	2,200	1,760	9,350	37,400	貸	貸	37,400
		借	2,750	2,750	2,200	21,550	46,200		借	46,200
		貸	3,300	3,300	2,640	13,750	55,000		貸	55,000
		借	4,400	4,400	3,520	28,425	73,700		借	73,700
		貸	6,600	6,600	5,280	22,500	110,000		貸	110,000
	貸借	借	8,800	8,800	7,040	36,575	146,300	借	借	146,300
		貸	9,900	9,900	7,920	41,250	165,000		貸	165,000
		貸	13,200	13,200	10,560	54,775	218,900		貸	218,900
		借	13,200	13,200	10,560	54,775	218,900		借	218,900
		貸	13,200	13,200	10,560	54,775	218,900		貸	218,900
なし (全)	貸借	貸	1,100	1,100	1,100	1,320	660	貸	貸	6,600
		借	1,430	1,430	1,430	1,760	880		借	8,800
		貸	3,300	3,300	3,300	3,360	1,980		貸	1,980
		借	4,200	4,200	4,200	5,200	2,640		借	2,640
		貸	4,840	4,840	4,840	4,840	2,860		貸	2,860
	貸借	借	5,720	5,720	5,720	6,620	3,410	借	借	3,410
		貸	11,220	11,220	11,220	12,280	6,700		貸	6,700
		貸	14,520	14,520	14,520	17,420	9,600		貸	9,600
		借	14,520	14,520	14,520	17,420	9,600		借	9,600
		貸	14,520	14,520	14,520	17,420	9,600		貸	9,600
あり (全)	貸借	貸	1,100	1,100	1,100	1,320	660	貸	貸	6,600
		借	1,430	1,430	1,430	1,760	880		借	8,800
		貸	3,300	3,300	3,300	3,360	1,980		貸	1,980
		借	4,200	4,200	4,200	5,200	2,640		借	2,640

[illegible]

フロアマップ



電車でお越しの方
 上野駅北口・横濱線 関内駅 南口改札から徒歩6分
 京浜東北線 浦和駅 南口改札から徒歩10分
 有楽町線 池袋駅 西口改札から徒歩4分

お車でのご来場の方
 池袋駅西口から徒歩10分
 池袋駅西口から徒歩10分

問い合わせ先

横浜武道館

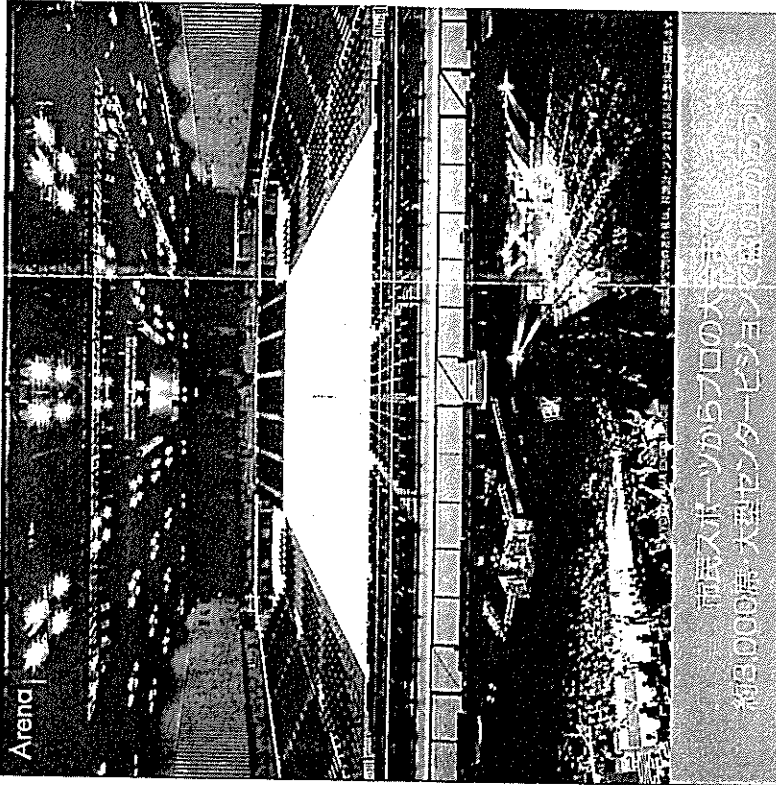
〒221-0028 横浜市中区参町2-9-10
TEL: 045-226-2100
FAX: 045-226-2110
E-Mail: yokohama-budokan@yssc.or.jp
WEB: <https://www.budokan.bunritai.jp/>

【観戦時間】9:00～22:00
※休日は不定期であります。詳しくはWEBをご覧ください。

横濱BUNTAI
-メインアリーナ-
(旧・横浜文化体育館)
2024年4月オープン予定
設計・共同出資会社は国産します。

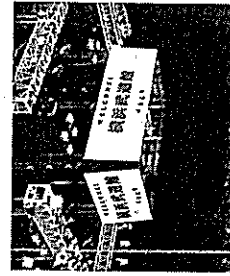
株式会社YOKOHAMA文体

アリーナ | 2F

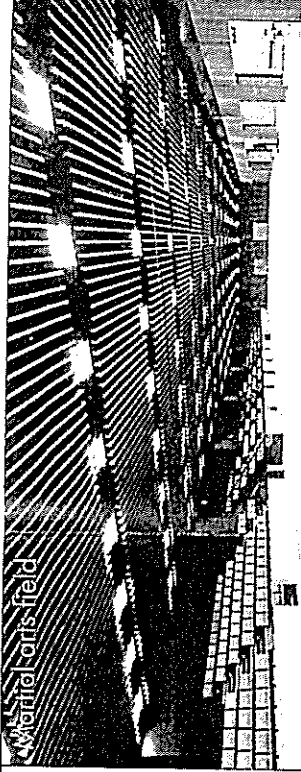
市民スポーツからプロの大会まで
約1000席・大型センターピンジョイント照明が特徴

国際スポーツ大会や興行イベントまで楽しめる施設です。
観覧席は約3,000席。大型ビジョンも完備で、プロチームの
試合やコンサート、展示会など、様々なシーンでご利用
いただけます。

面積: 2,622㎡ (38×69m)
天井高: 14.5m
観覧席: 2階 移動観覧席 1,312席
スタッキング椅子 562席
3階 固定観覧席 580席 (うち車椅子席14席)
移動観覧席 520席
VIPラウンジ: 4階 (バルコニーに16席)



武道場 | 1F



Martial arts field

横浜武道の新しい聖地へ！
大会・団体利用の他イベント等にも使用可能！

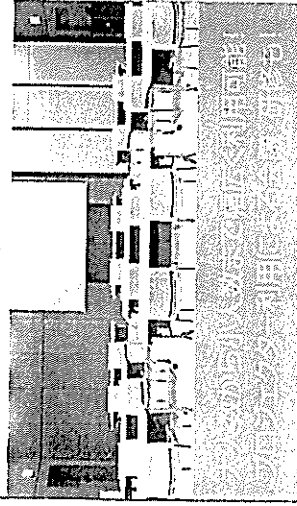
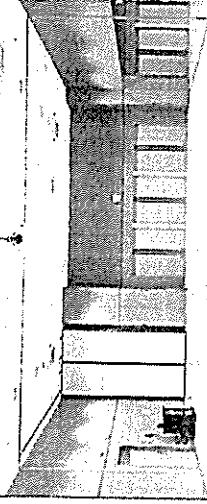
横浜に新しく誕生した本格的な武道場。武道4面分のスペースに約500席の観覧席を備えた施設です。武道の大会や練習
利用だけでなく武道以外での利用も可能です。

面積: 864㎡ (16×54m)
天井高: 4.5m
観覧席: 503席 (うち車椅子席3席)
移動観覧席: 2分席
※防音仕切壁
※折面に武道用の床らしい木材を使用しているため、はだし、くつ下
でのご利用になります。武道以外でのご利用も可能ですので、ご相談ください。



多目的室 | 1F

Multipurpose room



ダンスや体操、エアロビクスなどの室内運動や、音楽・俳句など
も手軽に楽しめる施設です。壁に鏡が設置されているので、ダン
ス系の種目での利用に最適。また、スクリーンやプロジェクター
を使用した会議や研修会でもご利用いただけます。

※防音仕切壁は無いため音を出される利用の際はご注意ください。

面積: 189㎡ (11.2×16.9m) / 天井高: 4.5m / 移動観覧席: 3分席

パーテーション仕切りで3パターンの利用が可能！

全面(3面) 2面(2/3面) 1面(1/3面)



※移動観覧席は、18㎡のコーナーで設置します。
※3階には、18㎡のコーナーで設置します。
※、用途に合わせてフロアプランが異なります。
※、用途に合わせてフロアプランが異なります。

(仮称)市民体育館建設事業 概要

1 経緯

太田市運動公園市民体育館は、昭和56年5月に東毛地区随一の規模を誇る屋内スポーツ施設として整備され、以来、各種スポーツ団体が主催する競技大会などに利用され、多くの市民に親しまれてきた。

しかしながら、竣工以来39年が経過し、老朽化に伴う雨漏りや設備配管等の不具合が発生するなど施設運用上支障がある状況であった。また、令和元年東日本台風(台風19号)では、代替避難所として活用されたが、雨漏り等により避難所対応に課題を残した。

こうしたことから、市民体育館の建替えを実施し、避難所拠点として備蓄品等を充実させることで、近年増加する大規模災害にも対応できる施設として安全で安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、さらには、スポーツを通じた経済活性化や地域活性化を実現する基盤として市域に効果を発現させ、市民にとって愛着のある地域のシンボルになる施設を目指すこととした。

2 事業期間

令和2年度～令和5年度(4か年の継続事業)

・令和2年4月～6月	設計・施工一括プロポーザル
・令和2年8月～令和3年6月	設計業務委託
・令和3年6月～令和5年4月	施工

3 事業費

総事業費 8,250,000千円

【補助金等】

・地方創生拠点整備交付金	1,000,863千円(内閣府)
・市町村有競技別拠点スポーツ施設整備事業補助金	100,000千円(群馬県)
・企業版ふるさと納税	約4,400,000千円(一般企業)

4 業者選定

設計・施工一括プロポーザルにて、選定委員会(委員5名)により業者を特定

特定業者 関東・梓特定建設工事共同企業体

5 施設のコンセプト

- スポーツ活動、健康づくりを「する」場を提供できる市民スポーツ施設
 - ・市民の多様な活動をサポートするアリーナ
 - ・ユニバーサルデザインに配慮し、だれでも利用しやすい施設
- 避難所拠点として、大規模災害時の避難や避難所の支援に対応できる施設
 - ・災害時に1,000人程度の避難者を受け入れることのできる施設
 - ・大地震に対して十分な構造強度を有する構造
 - ・インフラ遮断時にも3日間程度 施設機能を維持できる設備
- 地元チームのホームアリーナとして、「持続的な地域活性化の核」となる愛される施設
 - ・先端の映像、音響設備と多彩な演出に対応可能なアリーナ
 - ・来場者にワンランク上のホスピタリティを提供できる観客席
 - ・賑わいを生む連携された エントランス・広場・サブアリーナ

6 建設概要

- ①施設名称：太田市総合体育館(OPEN HOUSE ARENA OTA)
- ②建設場所：太田市運動公園 旧サブグラウンド(太田市飯塚町1059番1地内:国有地)
- ③構造規模：鉄筋コンクリート造(RC造)一部鉄骨造(S造)及び鉄筋鉄骨コンクリート造(RSC)
地上3階建
- ④建築面積：7,327.23㎡
- ⑤延床面積：10,611.61㎡
- ⑥アリーナ仕様

	メインアリーナ 約 2,140 ㎡、天井高 12.5m	サブアリーナ 約 630 ㎡、天井高 12.5m
バスケットボールコート	国際基準センターコート1面 市民利用3面	市民利用 1面
バレーボールコート (6人制)	国際基準センターコート1面 市民利用 3面	市民利用 1面
バドミントンコート	公式試合用 12面	市民利用 4面

⑦メインアリーナ客席数

- ・1階 ロールバック席 1,752席
- ・2階 固定席 2,793席 車いす席 26席
- ・3階 ボックス席・ラウンジ席 129席 (合計:4,700席)

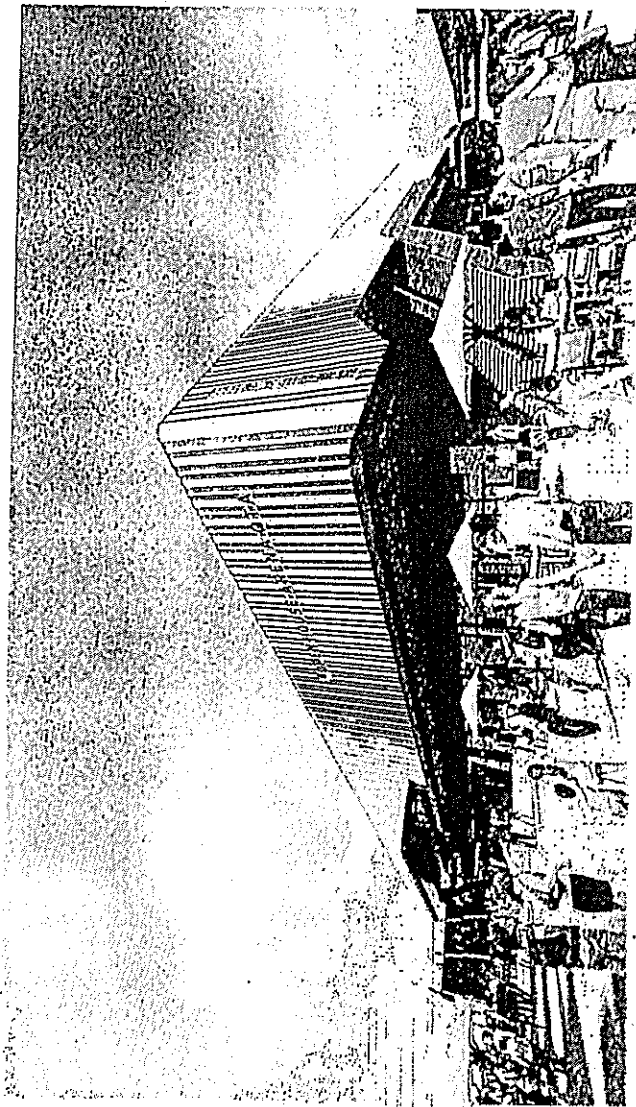
※プロバスケットボール興行時は、上記に1階コートサイド席(294席)及び2階立見席(48席)を加え、2階メディア席(15席)を除いた5,027席を確保

⑧主な設備

- ・全館空調設備(一部停電時利用可)
- ・エレベータ設備
- ・非常用発電設備 72時間稼働可
- ・受水槽・雑用水槽・汚水貯留槽
- ・大型センタービジョン(4面3段昇降式)
- ・アリーナの演出照明・音響設備

「企業版ふるさと納税を活用した地方創生の拠点となるアリーナの整備」
～太田市総合体育館(OPEN HOUSE ARENA OTA)～

群馬県太田市



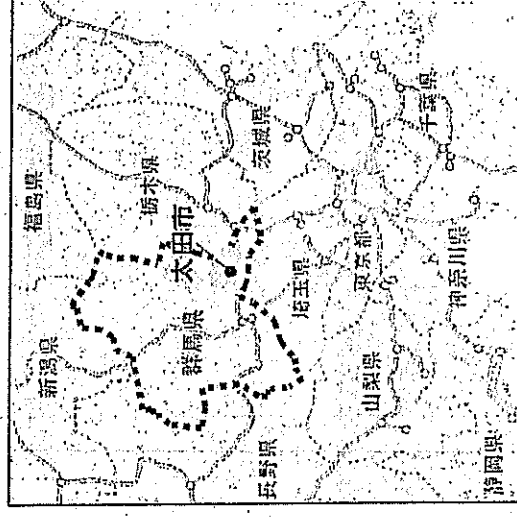
太田市の概要

■位置 関東平野の北部、群馬県南東部に位置する。

■人口 約22万人で高崎市、前橋市に次いで県下第3位

■産業 SUBARUの企業城下町で、
製造品出荷額が約3兆円と全国有数の
工業都市

■課題 人口減少、若者・女性の転出超過、
域内消費（観光消費）額の少なさ など



建設の背景

1 施設の老朽化

- ・既存市民体育館の老朽化、大規模改修または建て替えを検討していた。
- ・令和元年東日本台風被害により、早期に建て替えることとして検討が進んだ。

・自然災害

2 地方創生

- ・太田市版総合戦略でシティプロモーションや交流人口・関係人口の獲得を目指し各種施策に取り組んでいた。
- ・新体育館の整備を機にプロスポーツチーム誘致も視野に入れ、「スポーツによる持続可能なまちづくり」を掲げ地域の活性化を目指すこととした。

建設の背景

3 国の施策 ・地方創生拠点整備交付金、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）などを活用し、施設を核とした地方創生を行う。

・単に建て替えるのではなく、「観るスポーツ」や「スポーツ以外の興行」にも対応し、地域の域内消費拡大（＝経済波及効果、経済の維持）や市民の愛着度・シビックプライドの醸成（＝若者・女性の定着、Uターン）、シティプロモーション・ブランド化（＝交流人口・関係人口の増加、Uターン）に資する拠点施設として整備することとした。

・特に、企業版ふるさと納税について、2020年度税制改正により最大で寄附額の9割が軽減されるなど、より使いやすい仕組みとなったことが後押しとなった。

Abstract

[illegible]

建設費内訳のイメージ

(建設費内訳のイメージ)

地方創生拠点整備交付金
(約10億円)、
企業版ふるさと納税 (約44億円)



大邑縣志

113

自主財源など

事業スケジュール

- ・太田市総合戦略において「市のブランド力向上」を掲げる。
- ・既存市民体育館の改修・建替検討を進める。
- 令和元年東日本台風発生 -
- ・次期総合計画や次期総合戦略で「スポーツによるまちづくり」を盛り込む。

■ 2020年1月 地域再生計画認定申請、地方創生拠点整備交付金申請

■ 2020年3月 地域再生計画「スポーツによる持続可能なまちづくりプロジェクト」認定、地方創生拠点整備交付金交付決定内示

■ 4月 設計・施工一括プロポーザル公募手続き開始

■ 7月 太田市と群馬クレインサンダースとの包括連携協定締結

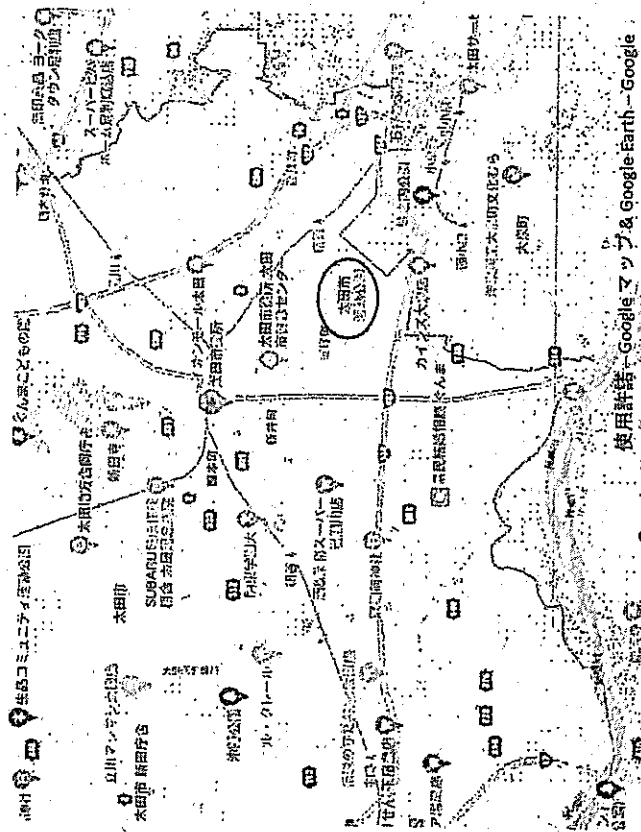
■ 2021年5月 OTAアリーナ（仮称）建設計画正式発表

■ 7月 建設工事着手（～2023年4月まで）

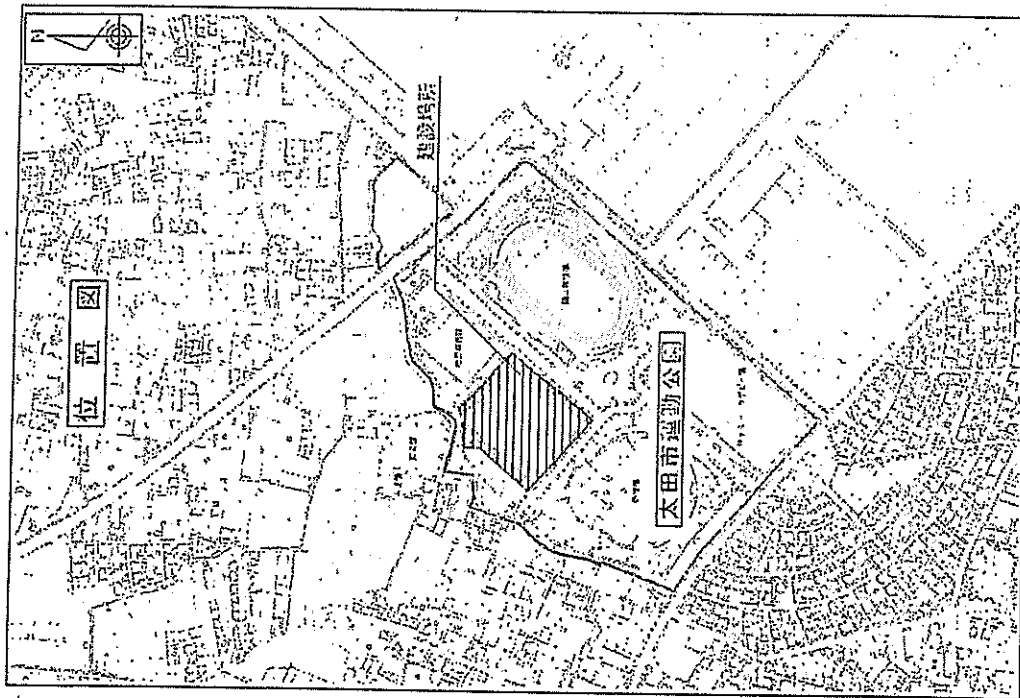
ホームタウン正式移転発表

※2021度から企業版ふるさと納税を活用

案内図



使用許諾 - Google マップ & Google Earth - Google



計画コンセプト

■スポーツ活動、健康づくりを「する」場を提供できる市民スポーツ施設

- ・市民の多様な活動をサポートするアリーナ
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、だれでも利用しやすい施設

■避難所拠点として、大規模災害時の避難や避難所の支援に対応できる施設

- ・災害時に1,000人程度の避難者を受け入れることのできる施設
- ・大地震に対して十分な構造強度を有する構造
- ・インフラ遮断時にも、3日間程度施設機能を維持できる設備

■地元チームのホームアリーナとして「持続的な地域活性化の核」となる愛される施設

- ・先端の映像、音響設備と多彩な演出に対応可能なアリーナ
- ・来場者にワンランク上のホスピタリティを提供できる観客席
- ・賑わいを生む連携された、エントランス・広場・サブアリーナ

施設概要

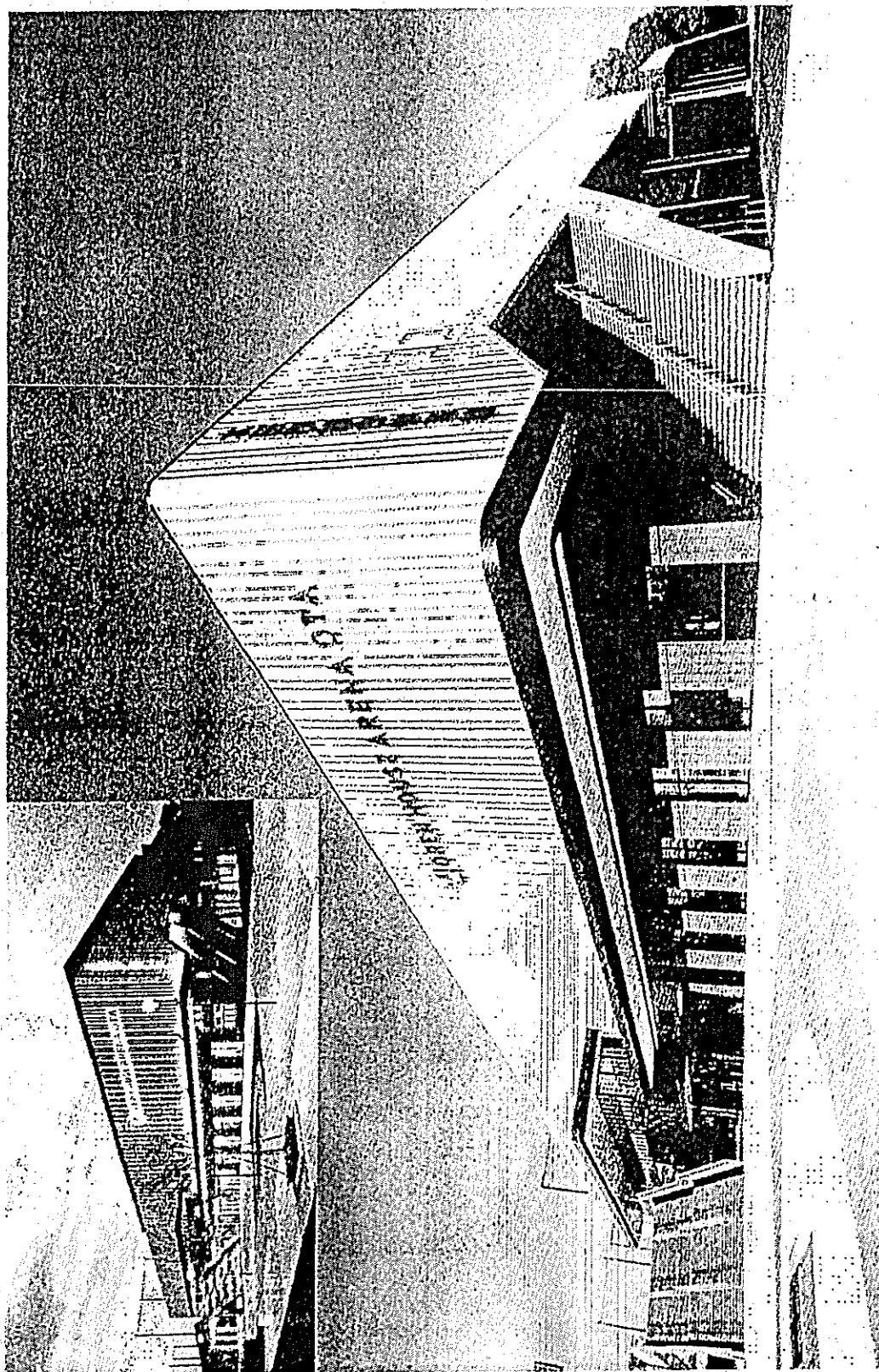
- 構造規模 鉄筋コンクリート造(RC造)一部鉄骨造(S造)及び鉄筋鉄骨コンクリート造(RSC) 3階建て
- 建築面積 7,327.23㎡
- 延床面積 10,611.61㎡
- アリーナ仕様

競技種目	メインアリーナ 約2,140㎡ 天井高12.5m	サブアリーナ 約630㎡ 天井高12.5m
バスケットボール	国際基準センターコート1面 市民利用 3面	市民利用 1面
バレーボール (6人制)	国際基準センターコート1面 市民利用 3面	市民利用 1面
バドミントン	公式試合用 12面	市民利用 4面

- メインアリーナ客席数
4,700席 (うち車いす席26席)
※プロバスケットボール興行時は、上記に1階コートサイド席(294席)及び2階立見席(48席)を加え、2階メディア席(15席)を除いた5,027席を確保

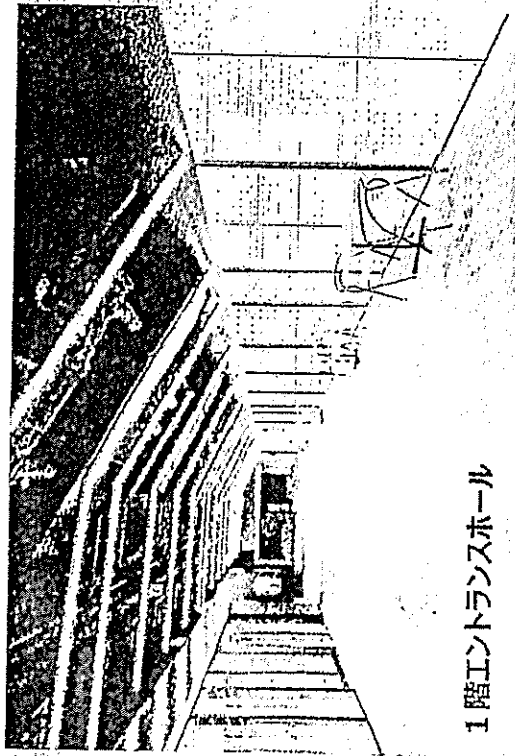
- 主な設備
 - ・全館空調設備 (一部停電時利用可) ・エレベータ設備
 - ・非常用発電設備 (72時間稼働可) ・受水槽 雑用水槽 汚水貯留槽
 - ・大型センタービジョン (4面3段昇降式) ・メインアリーナの演出照明・音響設備

施設外観

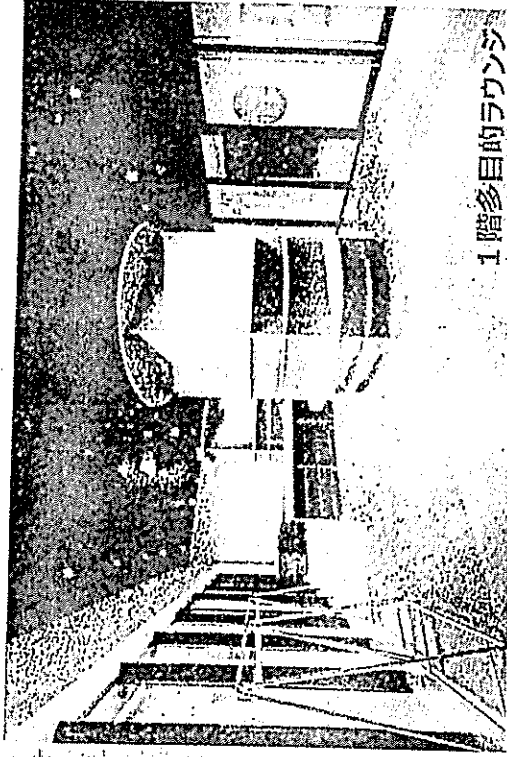


<https://www.city.ota.gunma.jp/>

施設内観②



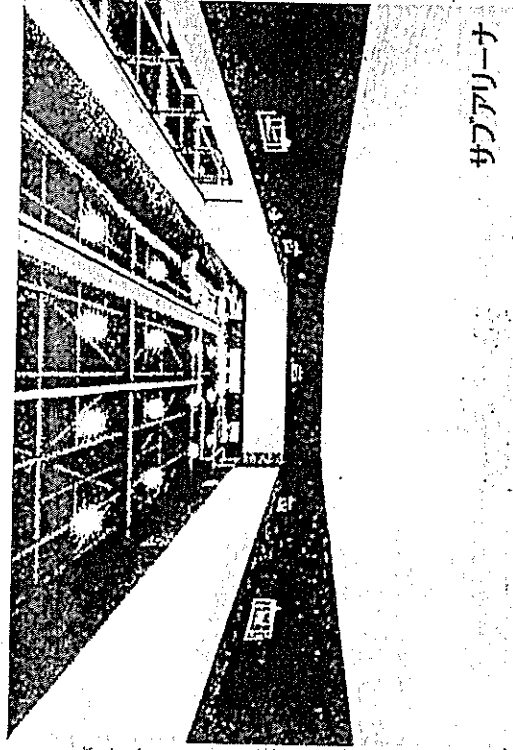
1階エントランスホール



1階多目的ラウンジ

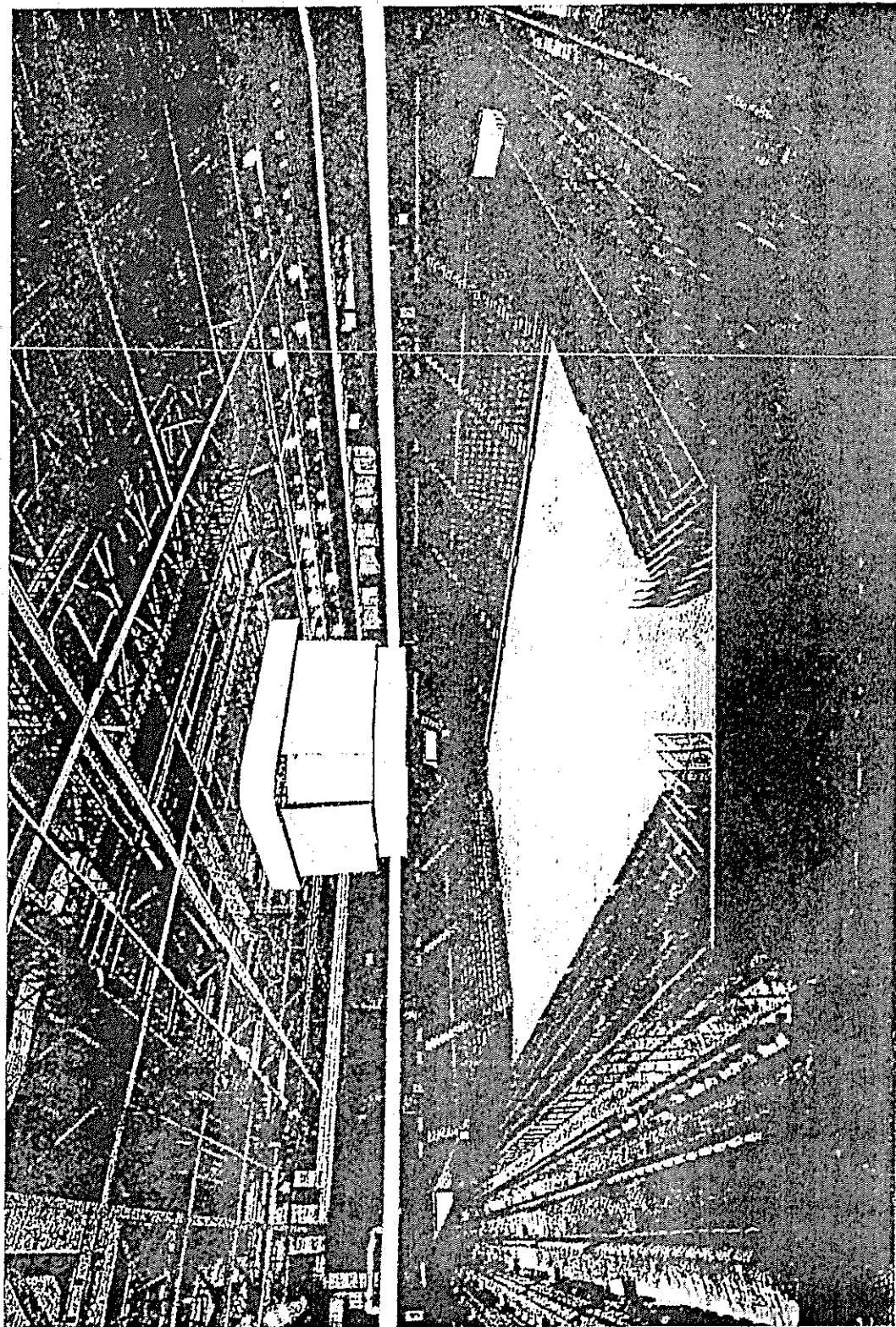


2階ロビー



サブアリーナ

施設内観①

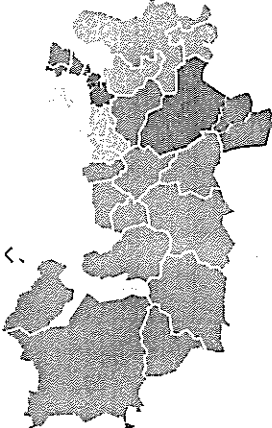


<https://www.dtc.co.jp/gunma.jp/>

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 芦高 清友					
年 月 日	令和 6 年 5 月 20 日他				
表題と発行部数	奈良県議会自由民主党・無所属の会 news vol.2 17,200 部				
対象者	香芝市				
配布方法	新聞折込				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	県議会会派ニュースとしてすべて政務活動				
内容	県議会についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費 (送 料込)	池田出版印 刷社	35,690 円	8,000 枚	25
	新聞折込	(株) 読宣	58,651 円	@3.1 円×17,200 部+税	26
	合計 94,341 円 ※100% 充当				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。

大和高田市 米田 忠則 ●経済労働委員会 ●観光振興対策・地域公共交通 対策等特別委員会	橿原市 粒谷 友示 ●厚生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	橿原市・宇陀市 田中 惟允 ●建設委員会 ●南部・東部地域振興対策特別 委員会	橿原市・宇陀市 荻田 義雄 ●総務委員会 ●総合防災対策特別委員会	大和郡 岩田 国夫 ●建設委員会	大和郡 中野 雅史 ●経済労働委員会 ●観光振興対策・地域公共交通 対策等特別委員会	大和郡 山本 進章 ●文教くらし委員会 ●総合防災対策特別委員会 ●議会運営委員会
大和郡 井岡 正徳 ●厚生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	大和郡 乾 浩之 ●建設委員会 ●観光振興対策・地域公共交通 対策等特別委員会	県政への ご意見・ご相談は 各地域所属議員に お問い合わせください  我々 22 人は知事に迎合することなく、 是々非々の姿勢で対峙できる会派 として、奈良県政の発展に向けて 県民目線で、より良い政策を 提案してまいります。		大和郡 西川 均 ●経済労働委員会 ●観光振興対策・地域公共交通 対策等特別委員会	大和郡 池田 慎久 ●経済労働委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	
大和郡 川口 延良 ●厚生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	大和郡 浦西 敦史 ●厚生委員会 ●南部・東部地域振興対策特別 委員会 ●議会運営委員会			大和郡 小村 尚己 ●経済労働委員会 ●総合防災対策特別委員会	大和郡 足田 進一 ●文教くらし委員会 ●南部・東部地域振興対策特別 委員会 ●議会運営委員会	
北葛城郡 若林 かずみ ●文教くらし委員会 ●総合防災対策特別委員会	北葛城郡 伊藤 将也 ●経済労働委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別 委員会	北葛城郡 金山 成樹 ●建設委員会 ●総合防災対策特別委員会 ●議会運営委員会	北葛城郡 芦高 清友 ●建設委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	北葛城郡 斎藤 有紀 ●建設委員会 ●総合防災対策特別委員会 ●議会運営委員会	北葛城郡 川口 信 ●建設委員会 ●南部・東部地域振興対策特別 委員会	北葛城郡 永田 恒 ●総務委員会 ●観光振興対策・地域公共交通 対策等特別委員会

令和6年度予算の修正案を提案し、可決！

令和6年度予算において、自由民主党・無所属の会は2月定例会開会前から「より県民のための予算になるか」を議論してきました。各委員会での議論も踏まえて論点を絞って修正案をとりまとめて2月定例会の最終日に修正の予算案を提出した結果、自由民主党・無所属の会や公明党などの賛成多数で修正案は可決、成立しました。防災やアリーナなど、県政の諸課題について、ゼロベースで理事者とこれからも議論をし、より良い政策へと繋げてまいります。自由民主党・無所属の会は「防災」と「アリーナ」の2つにチームを分け、先進地域の調査や専門家の意見の聞き取りなどを通じて、奈良県の直面する課題への理解を深め、より良い提案を積極的に行っていきます。

● 3/12～19 予算審査特別委員会

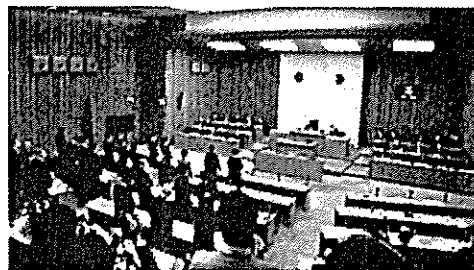
3月12日～19日に行われた予算審査特別委員会では、様々な議論が交わされました。知事も参加した19日の総括質疑では、10時間を超える大激論となりました。令和6年度一般会計当初予算案は自由民主党・無所属の会と公明党が反対し、委員会の意見として「否決」ととなりました。

● 「再議」で2条例改正案が否決

自由民主党・無所属の会が提案した「県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例」「県行政に関する基本的な計画等を議会に議決すべき事件として定める条例」の2つの改正案はいずれも賛成多数で可決しましたが、知事から再議に付され、賛成28・反対15で再議の可決に必要な2/3に届かず否決されました。一方、総務警察委員会で可決した五條市長と地元住民から提出された「大規模広域防災拠点等の整備に関する請願書」2件は採択されました。

「再議」とは？

知事が議会の議決に対して異議があるとき、理由を示して議会に審議のやり直しを求めること。再議に付された議決は過半数ではなく、議長も含む出席議員の3分の2以上が賛成した場合に可決。奈良県での再議は戦後初。



本会議で修正予算が可決



予算審査特別委員会の様子
出典：奈良県議会公式ホームページ内議中継

県民の命と財産を守るために ～防災の議論は終わっていない～

県民の生命と財産を守り抜くことは私たちの責任です。2月県議会では、子や孫の世代にわたる将来の県民のことも見据えて知事らと議論を行ってきました。知事は、ことし1月に県立橿原公苑を“中核拠点”として県の防災のあり方を組み立てていくことを表明しました。しかし、この“中核拠点”は、南海トラフの巨大地震の発生時に全国の応援部隊等を受け入れるために必要な面積の半分程度しかないほか、液状化リスクが指摘されています。航空搬送の拠点として位置付けられる陸上競技場では航空法上の課題もあり、ヘリコプターの十分な運用が可能か事前の検討もなされていませんでした。

防災の“中核拠点”の整備は、十分な面積や機能を持たせることができ、かつ予定地として考えられてきた五條市の県有地も含めて検討されるべきです。しかし、県はすでにこの県有地で広大なメガソーラー計画を発表しています。防災体制を万全なものとするを第一に取り組むべきであり、“メガソーラーありき”ではいけません。私たちは県民の生命と財産を守るべく、これからも県議会で議論していきます。

五條市の県有地に全国の応援部隊を受け入れるのに必須となる12haの“中核拠点”を整備

県立橿原公苑を“中核的広域防災拠点”として整備
五條市の県有地に約1haのヘリポートや約25haの“メガソーラー”を整備

政策決定の問題点 (県立橿原公苑の課題)

面積が小さく応援部隊が滞在できない

液状化の危険

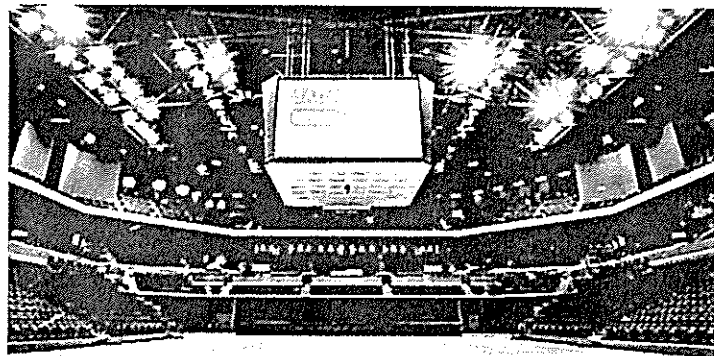
法的に大型ヘリコプターが使用できるか検討できてない

構想なきアリーナ予算を修正！

2031年に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が奈良県で開催される予定です。その中の重要な施設の1つがアリーナです。そこで、県に対しスポーツ関係者の皆様とともに、アリーナ設置に向けての要望や意見を伝えた結果、県は橿原公苑でのアリーナ設置を発表しました。アリーナ設置にあたっては、その主要要素である「収容人数・面積・機能」の3つをまず決める必要があります。他県の2例(写真①②)では、いずれも、スポーツ・音楽等の利用想定があり、必要な収容人数・面積・機能を決めています。収益性がありプラスを生み出すアリーナを作ることが重要です。

ところが、2月議会の知事答弁では、「基本構想(アリーナ建設の骨格、方針)」さえ定まっていない状況にもかかわらず、令和6年度予算案で提案されていたのは、アリーナ設計手前まで自由に進めることができる包括的な予算でした。そこで、まず基本構想を早急に策定する修正予算案を提出し、賛成多数で議決しました。

今後は、奈良県に必要なアリーナ構想について、県の調査を注視し、提案を続けてまいります。



▲写真① 佐賀県のアリーナ(8400人収容)
2年先まで予約が埋まり収益性が高い大規模施設

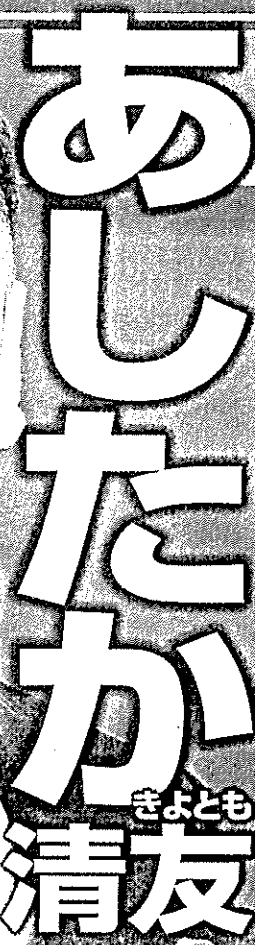


▲写真② 群馬県太田市のアリーナ(5000人収容)
プロスポーツ等の利用はできるがコンサート機能は乏しいコンパクト型施設

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 芦高 清友					
年 月 日	令和 6 年 8 月 2 日 他				
表題と発行部数	あしたかレポート vol.14 48,000 部				
対象者	香芝市				
配布方法	新聞折込、ポスティング、駅頭				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前（大きく表記されているもの）と顔写真等の用紙に対しての割合で計算				
内容	県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込	(株) 読宣	57,970 円	@3.1×17,900 部 +税	55
	デザイン・ 構成・印刷 費（送料 込）	オノ・プラ ンニング	266,860 円	48,000 枚	69
	合計 324,830 円 ※81.9%充当 266,035 円				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。



県政報告

令和6年
夏号

1—股間期ノ公式HP

TEL: 03-5612-1111 FAX: 03-5612-1112
E-MAIL: info@hifake-hyomoto.com

いつもお世話になっております。奈良県議会議員のふじが家友です。政治不
信への信頼回復は重要でありませんが、お一人おひとりの声を伺いたく地
元で活動しながらあります。地元の皆様から世評される議員になるべく、政
治不信をなくすので、引き続きご協力、ご支援のほどよろしくお願いします。

THE NEW YORK PUBLIC LIBRARY

- 九州大学 経済学系 (1972)
- 第一任九州大学経済学系少年少女学研究会
- 第二任九州大学経済学系少年少女学研究会
- 日本経済生活文化研究会 (1983年創設)
- 経済生活文化研究会代表理事 (1983年)
- 日本経済生活文化研究会 第一副代表 (1985) 取組
- 大阪経済大学大学院経済学系経済学研究科
新設設置委員 (第1任)
- 平成25(2013)年 経済生活文化研究会 初代会長
- 平成26(2014)年 経済生活文化研究会 第2代会長
- 平成27(2015)年 全国児童会連盟 初代会長

主な地域活動・役職

- 一般社団法人奈良県園理師連合会 会長
- 一般社団法人奈良のつまいもの会 副会長
- 一般社団法人奈良県青年会 顧問 OB会員
- 映画「かぞくわり」企画アドバイザー

家族

妻、長男(中2)、長女(小6)、次女(小4)

- 建設委員会
(道路・河川・水道・下水道等)
- 少子化対策・女性の活躍促進・
スポーツ振興対策特別委員会
(委員長)
- 関西広域連合議会議員(理事)

2

令和6年
月 日 会

奈良県議会では戦後初の再議

令和6年の2月議会において、今年度の当初予算案を予算特別委員会では否決し、本会議では、県内の防災体制を万全なものとすることやアリーナ設置にあたっては、まず基本構想を早急に策定する修正案を「自由民主党・無所属の会」から提出し賛成多数で可決されました。

また、奈良県の行政運営における説明責任については、不足していると考え、県民や県内市町村、そして県議会に対して説明する機会が増えるよう、「県行政に関する基本的な計画等を議会に議決すべき事件として定める条例」

の改正案を私、あしたか清友から提出させていただきました。この条例改正によって、奈良県が策定する基本計画の段階から県民や議会の声を反映させるべく、よりニーズにあった政策が進めることができるようになり、議会の権能が強化されます。採決の結果は、本会議において賛成多数で可決されましたが、知事から【戦後初の再議】が付けられ、賛成28・反対15で否決となりました。【戦後初の再議】とメディアで大きく報道されましたが、奈良県議会において、地方自治法に基づく「再議」は史上初めての事になります。

条例改正案を提出し、趣旨説明をしました。

同委員は、同氏が同会の職員として業務がなされる場合、理由を示して同会に加入を求めない旨の決定がなされた旨を、同会に通知したと主張している。同氏は、同決定が主として、同氏が同会の職員として業務がなされる場合、理由を示して同会に加入を求めない旨の決定がなされた旨を、同会に通知したと主張している。

一年目ではありますが、香芝市議会で培った経験を生かし、奈良県議会でも必要に応じて議員提案したいと考えておりました。再議での否決は大変残念な結果となりましたが、引き続き、県民目線で条例や計画について調査研究を進め、議会議員としての役割を果たしてまいります！



香芝市内主要県事業実施箇所

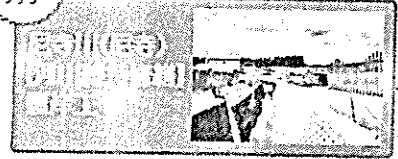
皆様に県議会議員の任を与えていただき、早1年と4ヶ月が経過しました。1年目は、建設委員会の委員として活動しました。国庫輸送事業の〔国道165号香芝・柏原改良〕や県事業の〔国道168号香芝・王寺道路〕については、委員会で議論をし、国にも要望

活動を行っています。また、それ以外にも、香芝市に住み暮らす皆様の余や暮らしを守り、安全で安心な生活に繋がる道路や河川の改良、改修、維持修繕等が皆様からの声をうけて進められています。昨年度完了した事業の一部をご報告します。

※R5は令和5年度、R6は令和6年度です



R5完了



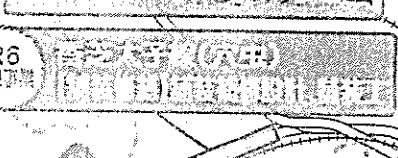
R5完了



R6継続



R5完了



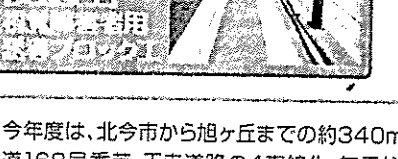
R6継続



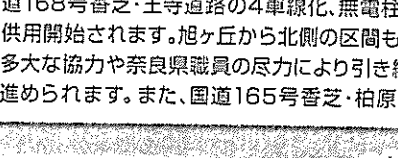
R6継続



R6継続



R6継続



R5完了



R5完了



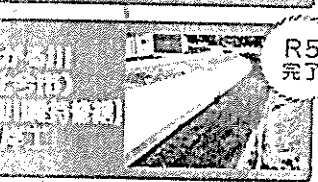
R5完了



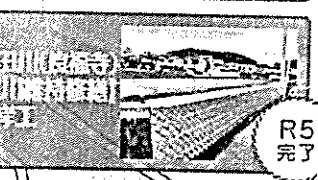
R5完了



R6供用開始



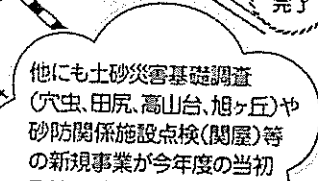
R5完了



R5完了



R6完了



R6完了



R6完了



R6完了



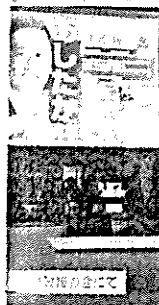
R6完了

今年度は、北今市から旭ヶ丘までの約340mの区間(国道168号香芝・王寺道路の4車線化、無電柱化事業)が、供用開始されます。旭ヶ丘から北側の区間も、地権者の多大な協力や奈良県職員の尽力により引き続き事業が進められます。また、国道165号香芝・柏原改良は、発

掘調査が進んでいませんでしたが、香芝市の協力を得て、今年度に発掘調査を行います。香芝市の〔にぎわい創出〕に繋げるためにも、これまで進まなかった道路整備が第一に必要なという考えのもと、引き続き活動します。

他にも土砂災害基礎調査(穴虫、田尻、高山台、旭ヶ丘)や砂防関係施設点検(関屋)等の新規事業が今年度の当初予算で計画されています。

日々、誠心誠意活動しております!



Vol.13
1月発行
4万2千部配布

会派レポート
Vol.2
5月発行
1万8千部配布

県政に対するあなたのご意見・ご要望などお聞かせください



第 1 1 号様式の 5（第 5 条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 芦高 清友					
年 月 日	令和 6 年 10 月 29 日他				
表題と発行部数	あしたかレポート vol.15 37,000 部				
対象者	香芝市				
配布方法	新聞折込、ポスティング、駅頭				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前（大きく表記されているもの）と顔写真等の用紙に対しての割合で計算				
内容	県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	デザイン・ 構成・印刷 費（送料 込）	オノ・プラ ンニング	237,270 円	37,000 枚	87
	新聞折込	（株）読宣	57,118 円	@ 3.05 × 17,000 部 ＋税	88
合計 294,388 円 ※86.7%充当 255,234 円					
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。



あしたか

清友

奈良県議会議員

県政から
香芝の未来を

あしたかREPORT Vol.15

県政報告

令和6年
冬号

あしたか代表理事事務所
〒630-0101 奈良県香芝市日吉町1-1-101
TEL 074-546-8281 E-mail: arikaka@arika.com



選挙として出馬して参りました奈良県議会議員では、8月定例会で環境部、食と農、生涯スポーツについて香芝市で一般質問を行いました。また、少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会では委員として質問答弁を行い、こども医療や子育て支援の取り組みを学びました。奈良県や香芝市での今後の取り組みに活かしてまいります。

経歴 昭和53(1978)年12月 香芝生まれ

- 八木小学校(現職)
- 二上小学校(スポーツ少年団少年部長)
- 香芝中学校(校務員)
- 奈良県立香芝高等学校(生徒会副会長)
- 住友生命奈良支店(営業主任)
- 大和地区大学入学者選考委員会(委員)
- 平成25(2013)年の市議会議員選挙 初当選
- 令和3(2021)年 香芝市議会議員選挙 当選2回目
- 令和5(2023)年 奈良県議会議員選挙 初当選

主な地域活動・役職

- 香芝市建設委員会 委員
- 一般社団法人奈良県農林業振興会 会長
- 一般社団法人奈良県商工会 副会長
- 一般社団法人香芝青年会 副会長
- 校務員(香芝市立香芝小学校)

家族

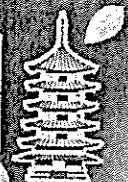
- 妻 長女(中2) 長女(小6) 次女(小4)



- 建設委員会 (道路・河川・水道・下水道等)
- 少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会 (委員長)
- 関西広域連合議会議員(理事)

奈良県議会議員一期目一年目に 3つの意見書を動議提出!!

一年目の
振り返り



「意見書」とは、奈良県の公益に関することについて、議会の意思を意見としてまとめたもので、奈良県議会名で国会または関係行政庁に提出しています。私、あしたか清友は、1年目ではありましたが、各派を代表する者各一名(最大会派は二名)及び無所属議員で構成される「意見書調整会議」に所属し、各会派から提出予定の意見書案を調整しておりました。

私からは、令和5年6月の改選後初めての奈良県議会において「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」を本会議に提出しました。それ以降は、令和5年12月議会で令和6年度の「診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の

改定にかかる意見書」、令和6年6月議会に「刑事再審制度の改正を求める意見書」を本会議に提出し、提案理由の説明を行い、3案とも全会一致で可決され、国会や関係省庁に提出しています。何れも県民の方や関係する皆様には良い評価をいただいております。特に、「診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の改定」では令和6年度から報酬の引き上げが行われ、関係団体から多数の喜びの声をいただきました。見直しや改定に伴い新たな課題も出てきていますが、引き続き、皆様からいただくお声を様々な手法で関係機関に届けてまいります。

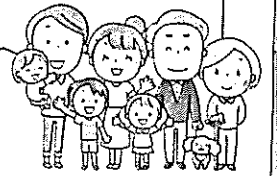
奈良県議会
意見書はこちら!



少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策 特別委員会の委員長を拝命しました！

調査並びに 審査事務

7月3日の役員改選で、一期目の議員では唯一となる委員長を拝命し、その重責に身の引き締まる思いであります。香芝市選挙区の代表として、香芝市と密に連携をしながら奈良県議会議員としての役割を全うする所存です。特別委員会では、少子化対策や女性の活躍促進だけでなく、子育て世代から高齢者世代までの福祉やスポーツに関する事務を幅広く議論します。



少子化対策に関すること

働き方改革に関すること

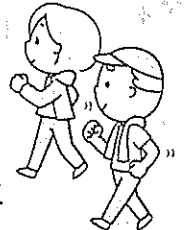
スポーツの振興に関すること



女性の活躍促進に
関すること

健康づくり及び
がん対策に関すること

国民スポーツ大会・全国障害者
スポーツ大会に関すること



保育士の 処遇改善



保育所に入所出来なかったと相談を受ける度に、待機児童問題の難しさを痛感します。待機児童がでる要因として、保育ニーズの高まりと保育士不足が挙げられます。それらの対応策として、香芝市が昨年度から既に取り組んでいる保育士の処遇改善

ですが、奈良県も遅ればせながら「民間保育所における常勤保育士の処遇改善（給与増額）に取り組む市町村に対し補助」することが今年度からスタートしました。令和5年度、香芝市の事業予算は4652万円で県からの補助はありませんでしたが、令和6年度香芝市の6264千円の事業予算の1/2にあたる3132万円が県の補助になります。また、保育所施設における保育士給与の処遇改善状況を公表することにより、保育人材の確保・定着を促進し、待機児童の解消に繋げてまいります。



教員業務 支援員

教員業務支援員は、教員が児童生徒への指導や教材研究に力を注ぐことができるように、印刷物の準備やデータの入力などの事務的な業務を教員に代わって行います。香芝市は令和3年度から国の補助制度を活用し、地域等の人材を教員業務支援員として小・中学校の全校に配置していました。奈良県も遅ればせながら、「今年度から従来の市町村負担分を県が補助」しています。



教員業務 支援員 事業費



令和5年度香芝市申請額 ▶ 700.6万円（国県補助445.4万円）

小中学校14校、全校配置

令和3年度香芝市申請額 ▶ 1151.8万円（国県補助617.0万円）

令和4年度香芝市申請額 ▶ 1088.2万円（国県補助614.4万円）

令和5年度香芝市申請額 ▶ 1199.2万円（国県補助793.2万円）

県補助の増加で事業拡大

令和6年度香芝市申請額 ▶ 1532.9万円（国県補助1315.8万円）

※申請額は香芝市の決算額とは一致しません。

今年度から市町村負担分1/3の事業費が無くなり、補助対象費以外は、香芝市の負担がなくなりました。県の補助が増えたことにより、教員業務支援員の配置日数や時間が増えています。この事業が拡充されることにより、**教員が児童・生徒と向き合う時間が確保される**ことに繋がります。



好評のあしたかレポート
定期的に発行しております！

あしたかレポート Vol.13
1月発行 4万2千部配布

あしたかレポート Vol.14
8月発行 4万8千部配布

県政に対するあなたの意見と要望
などお聞かせください

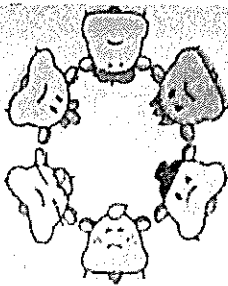
第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	令和6年10月29日			
年会費名	関西若手議員の会 令和6年度会費			
相手方	関西若手議員の会			
年会費支払目的	地方政治に関する政策の勉強のため			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払い の効果を明記の こと	◆本会の活動内容 真の地方政治を求め、情報交換及び施策研究、議会報告や勉強会を行っている。 ◆本会の活動頻度 議会報告及び勉強会、現地調査などを開催 ◆参加者の状況 関西地区の府県・市町村議会議員 ◆効果 県議会での活動における今後の参考になった。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥2,154	会費 2,000 円 振込手数料 154 円	86
	合計	2,154 円	（全て政務活動）	
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。



KANSAI WAKATE KYOTO HYOGO OSAKA WAKAYAMA NARA SHIGA

関西若手議員の会

関西若手議員の会とは

関西若手議員の会は、関西2府4県の原則39歳までに初当選した45歳以下の関西2府4県の市町村・府県議会議員で構成され、現在約120名で活動しています。

真の地方政治を求め、情報交換及び施策研究、それらを実践することを目的とし、研修会や現地調査、会員相互の選挙支援などを行っています。

また、約500名の会員で組織されている全国若手議員の会の関西ブロックとして位置づけられており、全国組織としても活動しています。



第1条 (名 称)

本会は、「関西若手議員の会」と称する。

第2条 (目 的)

本会は、真の地方政治を求め、情報交換及び施策研究、それらを実践することを目的とする。

第3条 (事 業)

本会は、第2条に定める目的を達成するためにつきのような事業を行う。

1 議会報告及び勉強会。

2 関係機関への提案、陳情、要望。

3 関係機関との合同会議の開催、現地調査。

4 本会を広く運動として推進するための広報活動。会員相互の親睦を図ること。

5 その他、前項の目的達成 に必要と認められること。

第4条 (会 員)

本会の会員は、正会員と賛助会員の2区分とする。

第5条 (正会員)

1 正会員は、原則として、本会の主旨に賛同する39歳以下で初当選した45歳未満の関西地区（大阪・兵庫・京都・滋賀・奈良・和歌山の各府県）の市町村議会議員 及び府県議会議員 とする。

2 正会員は年度中に 45 歳に達した場合、その年度の終了まで会員資格を有する。

3 本会の出身者で、議員失職中の者も正会員とする。また、本会の出身の正会員で、首長、国会議員、府県議会議員になった者も引き続き正会員とする。

第6条 (賛助会員)

1 本会の出身者で、第5条の年齢要件を満たさなくなった者は、賛助会員となることができる。また、この他に役員会が認めた者も賛助会員となることができる。

2 賛助会員は議決権を有しない。また本会の役員にはなることができない。

第7条 (会 費)

1 本会の会員は、それぞれ次の会費を納めなければならない。

会員 市町村議会議員(浪人中も含む) 5,000円

全国若手市議会議員の会に入会資格のない府県議会議員 2,000円

賛助会員 2,000円

2 正会員の市町村議会議員の会費の内、3,000円は「全国若手議員の会」の会費に充当する。

3 会費請求後60日以内に支払がない場合は、自動退会とする。

4 会費未納により自動退会した者は、未納年の会費を納めなければ再入会できない。

5 再入会后、再度未納があった場合、以後入会を認めない。

第8条 (入 会)

本会への入会は、所定の手続きに基づき、会費納入をもって入会とする。

第9条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員資格を喪失する。

1 退会を希望したとき。

2 本人が死亡した時

3 除名されたとき。

第10条 (退会)

会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

会員が本会の運営を阻害し、又は本会の体面を著しく毀損し品位にもとる行動があった時は、役員会で審議・決定し除名することができる。

第12条 (会 議)

本会の会議は、総会と役員会とする。その他、必要に応じて会長が招集する。

第13条 (総 会)

1 総会は、本会の最高意志決定機関であり、毎年1回以上開催しなければならない。また、総会は、この規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

(1) 事業報告

(2) 決算報告

(3) 事業計画及び予算案

(4) 役員の選任及び解任

(5) その他、役員会が必要と認める重要な事項

2 臨時総会は、役員会が必要と認めた時、または、正会員の3分の2以上から会議の目的たる事項を示し開催の要請があった場合、会長が開催しなければならない。

3 総会は、委任状を含む正会員の3分の2以上の定数を必要とする。議決は出席正会員の過半数で決定する。

第14条 (役員会)

役員会は、本会の執行機関であり、会長が招集し、全役員 of 3分の2以上（委任状を含む）の定数を必要とする。議決は、出席役員の過半数で決定する。

第15条 (役 員)

本会にはつぎの役員をおき、各々互選により正会員の中から選出する。ただし、会長・事務局長は正会員の市町村議会議員の中から選出しなければならない。

(1) 会 長 1 名 本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副 会 長 若干名 会長を補佐する。

(3) 事 務 局 長 1 名 会務処理及び財務をつかさどる。

(4) 事務局次長 2 名 事務局長を補佐する。(内1名を財務担当とし、事務局長を補佐)

(5) 監 査 2 名 会計を監査する。

(6) 部 会 長 若干名 部会をつかさどる。

(7) 顧 問 若干名 求めに応じて助言を行う。

第16条 (顧問)

1 顧問は、会長経験者が就任し、直前会長の顧問においては、役員会に出席し、助言を行う。

2 役員会の求めに応じて直前会長の顧問は他の顧問に指導助言を調整しなければならない。

第17条 (議長)

総会の議長はその会に出席した会員から選出する。

第18条 (任期)

第15条に定める役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第19条 (事務局)

本会の事務局は、当該年度の事務局長の事務所に置く。

第20条 (会計年度)

会計年度は、毎年9月1日より翌年8月31日までとする。

第21条 (改正)

本規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成をもって決議する。

附則

第1条 (旅費交通費)

本会役員等が全国若手市議会議員の会の会合に出席する場合について

別途定める内規に従う。

第2条 (その他)

この規約に定めのない事項は、役員会において決定する。

平成08年(1996年)04月01日改正

平成13年(2001年)08月01日改正

平成17年(2005年)04月01日改正

平成18年(2006年)04月01日改正

平成20年(2008年)05月29日改正

平成21年(2009年)04月21日改正

平成22年(2010年)04月18日改正

平成27年(2015年)05月08日改正

平成28年(2016年)08月08日改正

令和4年(2022年)07月20日改正

この会則は、総会の承認を得た時から施行する。

第11号様式の3（第5条関係）

政務活動記録簿（研修会参加）

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	2025 年 1 月 30 日				
政務活動先	地方議員研究会				
研修名	地方議員研究会「予算審議特別研修①・②」				
参加者	各都道府県の地方議員等				
参加目的	地方議会、地方議員の革新と地方自治の発展を図り、現場で役に立つ知識や情報を学び、奈良県政に活かすため。				
内容、結果等	予算審議に特化した2回構成の特別研修に参加。地方財政の仕組みや予算書・決算カードの読み解き方から、実際の質疑で意識すべき視点まで、実務に即した内容で構成されていた。 ※研修受講の効果を明記のこと 主な内容（概要） ・地方財政制度と予算編成の基礎構造 ・予算書の構造的特徴と読解上の注意点 ・決算カードを用いた現状分析の視点 ・決算指摘事項の活用と予算へのつなげ方 ・成果を意識した質疑の進め方 ・財政比較による課題の可視化 ・質疑で避けられがちなポイントの理解と準備 地方財政の基本構造や予算書の読み解き方を再確認し、予算審議に臨むうえでの理解が深まった。決算から課題を抽出し、予算への改善提案につなげる視点を得たことで、より効果的な質疑展開が可能となる。また、成果を意識した問い方や財政比較の活用を通じて、論点整理や課題提起の説得力が高まった。				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	地方議会研究会(往路)	近鉄電車（特急含む）	二上山～橿原神宮前～京都	2,210 円	115
	地方議会研究会(復路)	近鉄電車（特急含む）	京都～橿原神宮前～二上山	2,210 円	117
	研修費	30,000 円	内訳 予算審議特別研修①15,000 円 予算審議特別研修②15,000 円		116
	合計 15,000 円（全て政務活動）				
備考	添付資料：応募要項、参加資料				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

予算審議直前

人口問題と予算審議特別セミナー

2025 1.20(月) in 東京 / 1.29(水) in 京都

RESASを使った人口関連質問①

10:00 - 12:30

- ・人口の現状をRESASで把握しよう
- ・将来人口の確認の仕方
- ・男女別年齢別の転出入のエビデンス
- ・自治体の人口ビジョンからの質疑例

RESASを使った人口関連質問②

14:00 - 16:30

- ・自治体の経済循環の把握
- ・自分の街の産業構造の確認
- ・観光や人の流れと関係人口
- ・地方創生、総合戦略の関係性

講師

広島市副市長

川本 達志

かわもと たし



2025 1.21(火) in 東京 / 1.30(木) in 京都

予算審議特別研修①

10:00 - 12:30

- ・令和7年度の予算審議で聞くべきこと
- ・地方財政の仕組みの基礎
- ・予算書を何回みてもわからない理由
- ・あなたの街の決算カードで現状把握

予算審議特別研修②

14:00 - 16:30

- ・職員が聞かれたくないポイント
- ・決算の指摘を予算に活かす
- ・数字を聞くなら成果を聞こう～効果的な質疑の仕方～
- ・財政は比較して見えてくる

1956年広島県生まれ。九州大学法学部卒。広島県庁において、公務員労務、基礎自治体の行財政指導、契約法務、県財政の健全化計画の策定などに従事。2005年4月に広島県廿日市市に移り、分権政策部長を経て2008年1月副市長就任。市の行政経営システム改革、中期財政運営方針の策定、廿日市市協働によるまちづくり基本条例策定などにあたる。副市長在職中に広島県立大学大学院修了。2011年12月退職。2012年3月から株式会社野村総合研究所 上級コンサルタント。2014年4月に独立。著書に「地方議員のための役所を動かす質問のしかた」(2017.7学陽書房)

↑ FAX 050-6868-9679 ↑

お申込みは  FAX または  メールにて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。

 メール申込み方法

mail@chihogiken.or.jp

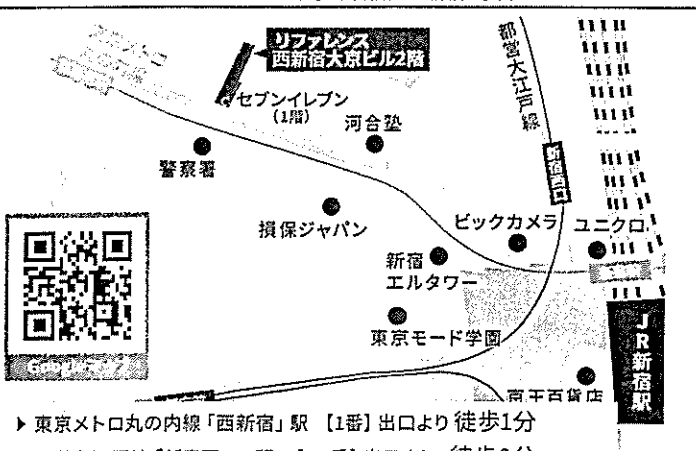
 FAX申込み書

申込書に記名の上、FAXで050-6868-9679宛にお送りください。
参加される講座のチェックボックスへ ☒ してください。

1/20 in 東京	☐ RESASを使った人口関連質問① 10:00～12:30	1/29 in 京都	☐ RESASを使った人口関連質問① 10:00～12:30
	☐ RESASを使った人口関連質問② 14:00～16:30		☐ RESASを使った人口関連質問② 14:00～16:30
1/21 in 東京	☐ 予算審議特別研修① 10:00～12:30	1/30 in 京都	☒ 予算審議特別研修① 10:00～12:30
	☐ 予算審議特別研修② 14:00～16:30		☒ 予算審議特別研修② 14:00～16:30

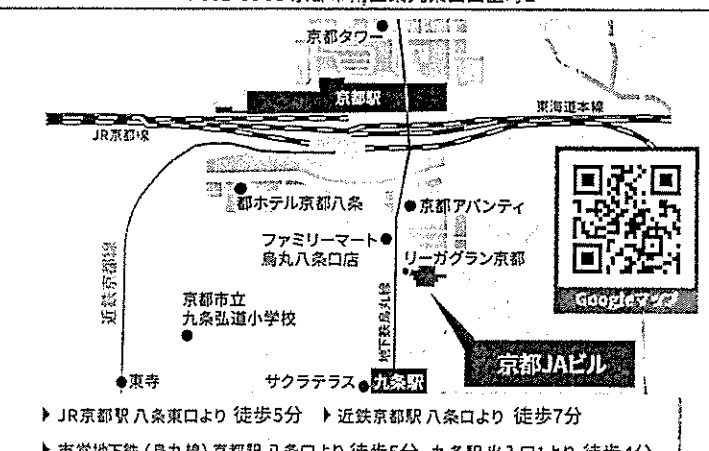
お名前	(フリガナ) _____	貴議会名	(_____ 期目)
電話番号	(_____) - _____	FAX番号	(_____) - _____
E-mail	_____ @ _____		
領収書宛名	ご本人様名 ・ その他 (_____)		
会場の参加をせず、 資料等を郵送でのご希望の方は チェックしてください		☐ 当日不参加（資料、USB動画データ、領収書 郵送希望） 動画データの無断転載等はいないことに同意して申込みます ※定員がございますので、チェックされた方は来場されてもご入場をお断りさせていただきます。 必ず欠席される方のみチェックしてください。	
郵送先の住所	※郵送希望の方は ご記入ください	郵便 番号	(_____)

開催場所 in 東京
リファレンス西新宿大京ビル 2階
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目21-3



▶ 東京メトロ丸の内線「西新宿」駅【1番】出口より徒歩1分
 ▶ 都営大江戸線「新宿西口」駅【04番】出口より徒歩8分

開催場所 in 京都
京都JAビル
〒601-8585 京都市南区東九条西山王町1



▶ JR京都駅八条東口より徒歩5分 ▶ 近鉄京都駅八条口より徒歩7分
 ▶ 市営地下鉄（烏丸線）京都駅八条口より徒歩5分 九条駅出入口1より徒歩4分

受講料
1講座 15,000円(税込)
 ※チェックボックス1つにつき15,000円となります
 受講料は「受講確認書」到着後に
 事前にお振込みをお願いします。
 ※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

**お問合せ
事務局**

地方議員研究会
 ☎ 050-6868-9678
 ☎ 050-6868-9679
 ✉ mail@chihogiken.or.jp
〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル2階5-6号室

政務活動記録簿（研修会参加）

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	2025 年 2 月 25 日				
政務活動先	地方議員研究会				
研修名	地方議員研究会「令和7年度の地方財政の概要」				
参加者	各都道府県の地方議員等				
参加目的	地方議会、地方議員の革新と地方自治の発展を図り、現場で役に立つ知識や情報を学び、奈良県政に活かすため。				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	地方議員研究会主催のセミナーに参加。令和7年度地方財政の基本的な見通しに加え、国の政策メニューと財源措置の具体的な内容について情報を得た。とくに、予算審査特別委員会の質疑に向けた基礎的かつ実践的な知識を整理できた点で、非常に有意義な内容だった。 主な内容（概要） ・地方財政の構造的な課題と、国の財政措置の全体像 ・国の予算編成と連動する事業選定の考え方 ・地方創生関連施策の方向性と制度運用の見通し ・補助金・交付税・地方債の制度的な関係とその活用戦略 研修を通じて、地方財政制度の基礎と最新の動向を整理し、議会での質疑に対応できる実践的な知識を得た。補助金・交付税・地方債の関係性を踏まえた財政戦略の考え方を学び、地域事業への国予算の誘導に向けた実務的な手法も習得。今後の事業提案や政策立案に活用するとともに、財政当局や関係部局との調整・交渉においても有効に活かせる内容であった。				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	研修費	15,000 円	内訳:資料・動画データ代		126
	合計 15,000 円（全て政務活動）				
備考	添付資料：応募要項、参加資料				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

緊急開催

地方議員研究会

2025

2.3(月) / 2.18(火)

10:00 - 12:30

自治体財政の基本

- ・予算書だけをみて質疑は不可能
- ・議員が見るべき自治体財政
- ・国と地方の関係性と影響
- ・地方交付税制度を理解しよう

14:00 - 16:30

令和7年度の
地方財政の概要

- ・この3月の質疑に必須の知識
- ・政府が予算をつけた事業
- ・新政権が出す地方創生のメニュー
- ・国の予算の効果的な使い方
～起債と交付税と補助金の関係～

2.4(火) / 2.19(水)

10:00 - 12:30

決算カード活用研修①

- ・議員の基本：決算カードの基礎
- ・あなたの街の決算カードを確認
- ・財政がわかれば街のお財布事情がわかる
- ・役所にお金がないと言われたらここを見よう

14:00 - 16:30

決算カード活用研修②

- ・決算カードからできる質疑ポイント
- ・比較することで見える街の課題
- ・実際の質疑例と再質問の手法
- ・人口減少時代に対応する
財政体質にするために必要なこと

ベテランから新人まで
今押さえておきたい課題

財政特別研修

in 東京

講師

元・廿日市市副市長

川本 達志

かわもと たつし



1956年広島県生まれ。九州大学法学部卒。
広島県庁において、公務員労務、基礎自治体の行財政指導、契約法務、県財政の健全化計画の策定などに従事。
2005年4月に広島県廿日市市に移り、分権政策部長を経て2008年1月副市長就任。
市の行政経営システム改革、中期財政運営方針の策定、廿日市市協働によるまちづくり基本条例策定などにあたる。
副市長在職中に広島県立大学大学院修了。
2011年12月退職。2012年3月から株式会社野村総合研究所 上級コンサルタント。
2014年4月に独立。
著書に「地方議員のための役所を動かす質問のしかた」(2017.7学陽書房)

↑ FAX 050-6868-9679 ↑

お申込みは  FAX または  メールにて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください

 メール申込み方法

mail@chihogiken.or.jp

 FAX申込み書

申込書に記名の上FAXで050-6868-9679
参加される講座にチェックボックスへ ☒ チェックください。

2.3 (月)

☐ 自治体財政の基本
10:00~12:30

☒ 令和7年度の地方財政の概要
14:00~16:30

2.18 (火)

☐ 自治体財政の基本
10:00~12:30

☐ 令和7年度の地方財政の概要
14:00~16:30

2.4 (火)

☐ 決算カード活用研修①
10:00~12:30

☐ 決算カード活用研修②
14:00~16:30

2.19 (水)

☐ 決算カード活用研修①
10:00~12:30

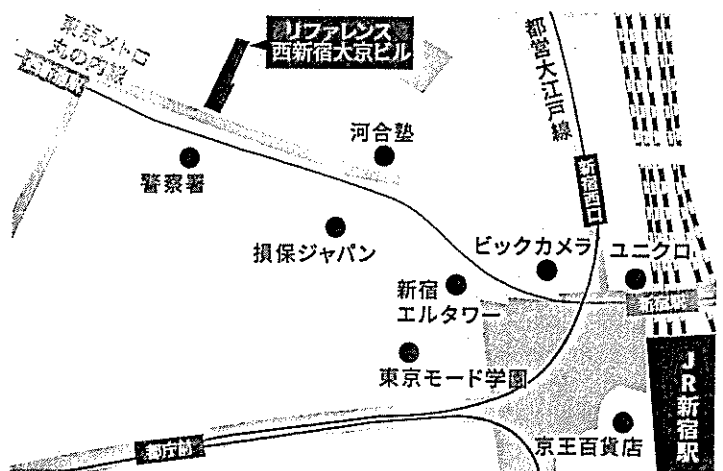
☐ 決算カード活用研修②
14:00~16:30

お名前	(フリガナ)	貴議会名	(期目)
電話番号	() - ()	FAX番号	() - ()
E-mail	@		
領収書宛名	ご本人様名 ・ その他 ()		
会場の参加を希望せず、 郵便サービスでのお申込みの方は チェックしてください		☐ 当日不参加(資料、USB動画データ、領収書 郵便希望) 動画データの無断転載等はないことに同意して申込みます ※定員がございますので、チェックされた方は来場されてもご入場をお断りさせていただきます。 必ず欠席される方のみチェックしてください。	
郵便先の住所	※郵便希望の方は ご記入ください	郵便番号	()

リファレンス西新宿大京ビル

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目21-3

- ▶ 東京メトロ丸の内線「西新宿」駅
[1番] 出口より 徒歩1分
- ▶ 都営大江戸線「新宿西口」駅
[D4番] 出口より 徒歩8分



受講料

1 講座 15,000円(税込)

※チェックボックス1つにつき15,000円となります

受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。

※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

お問合せ
事務局

地方議員研究会

☎ 050-6868-9678

☎ 050-6868-9679

✉ mail@chihogiken.or.jp

〒530-0001大阪府大阪市北区梅田1-2-2大阪駅前第2ビル2階5-6号室

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 芦高 清友					
年 月 日	令和7年3月17日他				
表題と発行部数	奈良県議会自由民主党・無所属の会 news vol.3 17,600部				
対象者	香芝市				
配布方法	新聞折込				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	県議会会派ニュースとしてすべて政務活動				
内容	県議会についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	刷費（送料込）	株式会社プリントパック	64,050 円	17,000 枚	137
	印刷費（送料込）	株式会社プリントパック	5,580 円	600 枚	138
	新聞折込	（株）読宣	60,016 円	@3.1 円×17,600 部+税	140
合計 129,646 円 ※100%充当					
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。



防災拠点での“大規模メガソーラー計画”に反対 県は断念へ



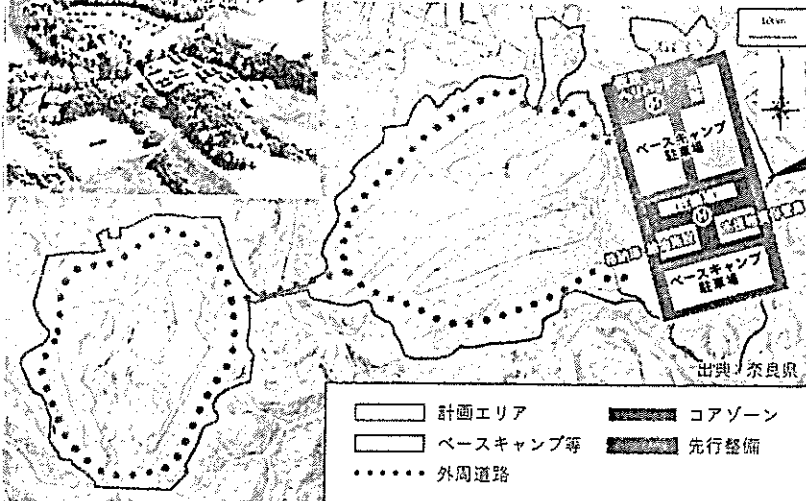
(イメージ)

南海トラフ巨大地震などに対応しようと、奈良県は五條市に敷地面積約64haの防災拠点を整備する計画で土地を取得しました。その重要な土地に、山下知事が突如として打ち出したのが「25haのメガソーラー計画」と1haのヘリポート案です。

私たち、奈良県議会 自由民主党・無所属の会は、そもそも防災拠点の面積や機能が大幅に足りていない中、県が「メガソーラー計画」を推し進めることに一貫して反対してきました。その上で、防災の

専門家による会議を新たに設置し、必要な機能などを再検討すべきと提案しました。この専門家会議の結果、メガソーラーの規模は0.21haとなり、当初の120分の1へと大幅に縮小されました。五條市では、先行して9.5haの防災拠点(コアゾーン)を整備することになり、今後は他府県等も応援できる環境を整えようという議論が始まろうとしています。

整備イメージ



●コアゾーン(南部中核拠点の核となる区域)の機能と規模

機能	施設名	規模
進出・救助活動拠点	ベースキャンプ 駐車場	7.7ha
物資輸送拠点	支援物資保管庫	1,600㎡
航空搬送拠点	ヘリパッド 駐機場	1.5ha
	格納庫	500㎡
(航空支援拠点)	給油施設	800㎡
計		9.49ha

●整備の基本方針

防災機能を早期に整備し、県内外への支援力も向上させる。

第1段階 ヘリパッドと通路の先行整備

第2段階 コアゾーンの整備

第3段階 近隣府県への応援部隊受け入れ環境の整備

さらに、2月17日には、奈良県消防学校も、この防災拠点のすぐそばに設置されることが発表されました。訓練などの平時利用のほか、災害時に応援部隊に活用してもらうことができ、私たちが当初より提案していた内容となりました。奈良県や県民にとって良いことは進める、悪いことはブレーキをかけるという議会のチェック機能を果たすべく、活動してまいります。

経緯と関係点

2023年5月

- ・山下知事が就任し、五條県有地で計画されていた広域防災拠点計画の白紙撤回
- ・その後、具体的な活用策は示されず

2024年1月

- ・突如、同じ土地に約25haの大規模メガソーラー計画を発表
- ・県立橿原運動公園を主要な唯一の防災拠点とする方針

2024年3月

- ・県議会で防災拠点を充実させるための修正予算案を提案

2024年4月～

- ・有識者会議が設置され、専門家からもメガソーラー計画の妥当性に懐疑的な意見
- ・橿原市と五條市の2箇所に中核防災拠点を整備すべきという意見

2025年2月

- ・メガソーラー計画を事実上断念すると知事が発表
- ・非常用発電設備として0.21ha(約120分の1)の太陽光発電施設の設置にとどまることに
- ・老朽化した宇陀市にある消防学校の移転先として五條市の防災拠点に一体整備を発表

揺れるアリーナ建設

2031年に開催される国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会にあわせ、アリーナを新しく建設する構想がありましたが、知事の就任後、この関連予算が執行停止され、県立橿原公苑など「既存施設を活用する方針」が示されたことを受けて、議会で下記のような問題点を指摘しました。

既存施設の問題点

- 1 既存施設は1984年のわかさ国体時に建設され、既に老朽化している
- 2 バリアフリーへの対応が不十分で環境が整っていない など

その後、奈良県は橿原公苑の第1・第2体育館を統合して新たなアリーナ施設の建設を発表しました。しかし、新たな案も十分な計画とは言えず、議会で問題点を指摘しました。

新たな案の問題点

- 1 用地面積が不足して十分な環境整備や観客席数の確保が難しい
- 2 駐車場の必要台数を確保できない
- 3 バスケットボールなどトップリーグ参加に必要な5000席が整備できない

これらを指摘した結果

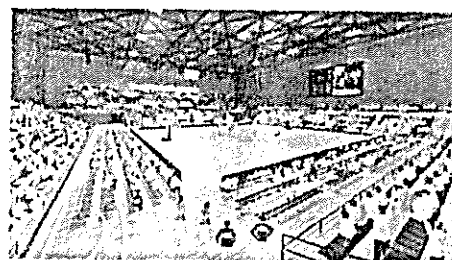
県立医大新駅の
西側に新アリーナを
建設へ

- ・5000人以上の観客席
- ・バスケットコートメインアリーナに3面、サブアリーナに1面整備

この一連の県の動きは、まるで思い付きのように方針が転々と変わる中で、具体的なビジョンが見えにくい現状を明らかにしています。プロのアスリートがその才能を最大限に輝かせる舞台となり、子どもたちが夢と希望を抱く新アリーナとなるべく、会派一丸となって不断の努力をしていきます。

新アリーナ建設をめぐる経緯

- 2023年5月
 - ・山下知事が就任し、多機能複合型アリーナを含むスポーツ施設整備推進事業を白紙撤回
 - ・新設はせず、既存施設で活用する方針を示す
- 2024年1月
 - ・橿原公苑内の第1体育館、第2体育館を解体・統合し、新設する方針を発表
- 2024年3月
 - ・予算案修正
 - ・橿原公苑以外の適地検討を提案
- 2024年11月
 - ・近鉄 医大新駅西側へ新アリーナ建設予定地を変更



(県のイメージ図)

令和5年度決算を不認定！

山下知事は就任後、予算執行停止により、いくつもの計画を白紙撤回しました。代替案が示されないものも少なく、その後に提示された案は計画性も実現性にも欠けるものでした。

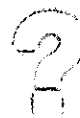
決算とは？

県が1年間でどのようにお金を使ったかをまとめた県の最終報告書です。



決算の「不認定」とは？

県議会がその報告書に対し、十分な説明や透明性が欠けていると判断し、正式な承認をしなかった状態を意味します。



- ・予算執行停止後に何を指すのかというビジョンがなかった
- ・知事の指示で、事業を停止した理由や記録が十分に残されず、合理的な説明がなかった

賛成少数で不認定



決算不認定は、県政運営の改善が急務であるとともに、次年度の予算案編成ではこの指摘を活かしてもらいたいというメッセージです。県民の皆さんが納めるお金が、奈良県の未来につながる形で使われるよう、今後も厳しい目で県政を監視し、必要な取り組みを求めてまいります。



◀ 会派勉強会のような

奈良県政の発展に向けて県民目線で
より良い政策提案に取り組んでまいります

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 芦高 清友

年 月 日	令和7年3月31日			
年会費名	森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議 令和6年度年会費			
相手方	森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払い の効果を明記の こと	◆本会の活動内容 森林・林業林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかえを行う。 ◆本会の活動頻度 必要に応じて総会等を開催 ◆効果 林産業の活性化を促進			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥2,202		145
	合計 2,202 円（全て政務活動） ※50,660 円 ÷ 23 人 = 2,202 円を充当			
備考	添付資料：森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟会計報告書、会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進 奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 この議員連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）（以下「連盟」という。）と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、前条の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 連盟は、第2条の目的に賛同する奈良県議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 連盟に会長のほか、次の役員を置くことができる。

- (1) 副会長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 幹事 数名
- (4) 監査 1名

2 前項の役員は、会員の中から互選する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(総会)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事の決定)

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

(経費及び会費)

第10条 連盟の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第11条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項は、役員会において、協議の上定める。

附 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月22日から施行する。

第11号様式の11（第5条関係）

令和6年度事務所状況報告書

会派・議員名 芦高 清友

①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 香芝市瓦口 32-3-101 電話 延べ床面積 65.88 m ²
③他用途との兼用	☒ 無 ☐ 有 ☐ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他（ ）
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤按分率の考え方	☒ 使用実態（使用面積又は使用時間による） ☒ 事務所全体面積 65.88 m ² (a) うち政務活動使用面積 52.38 m ² (b) ☐ 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 52.38/65.88 → 按分率 79.5/100
⑥事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 79.5/100 （按分率の考え方：バックヤード等、政務活動に使用しない箇所を差し引いた面積按分。）
⑦駐車場代の計上	☒ 無 ☐ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☐ 来客兼用 按分率 / （按分率の考え方： ）
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☒ 無 ☐ 有 按分率 / （按分率の考え方： ）
⑨備考	後援会活動及びそれに付随する作業や政党活動については、選挙管理委員会に届け出た「あしたか清友後援会・若人会」の所在地である二上事務所において実施しており、政務活動とは明確に区分している。

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

芦高 清友 様 用

貸貸借契約書

名称	クレール角田
号室	101
貸主	
借主	芦高 清友

賃貸借契約書 (事業用)

貸主 (以下甲という) 借主 芦高 清友 (以下乙という)との間に貸金貸借に関して、次の通り契約を締結する。

第1条 (貸 金)

甲は、甲所有の次の貸借借金を乙に貸貸し、乙はこれを賃借する。

名 称 クレーン角田
所 在 地 奈良県香芝市瓦口 32-3
構 造 鉄骨造
賃借部分 101

第2条 (使用目的)

乙は貸金を乙の (事務所) の目的にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

第3条 (賃借期間)

- (1) 賃借期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの満 2 年間とする。
- (2) 期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは、甲は 6 ヶ月前に、乙は 3 ヶ月前に、いずれも相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (3) 甲が期間満了の 6 ヶ月前までに、乙が期間満了の 3 ヶ月前までに相手方に対して何等の意思表示をしないときは、この契約は更に 2 年間更新されるものとする。その後の期間満了についても同様とする。

第4条 (期間内解約)

- (1) 賃貸借契約期間中に当事者が解約しようとするときは、甲は 6 ヶ月前に、乙は 3 ヶ月前に、いずれも相手方に対し書面による解約の予告をしなければならない。この場合、予告期間満了日をもってこの契約は解除されたものとする。
- (2) 乙は前項の予告にかえて、3 ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより即時解約することができる。

第5条 (賃料及び支払い)

- (1) 賃料は第1条記載の賃室に対し、次のとおり定める。
月額金 121,000 円也 (消費税 10% 内消費税 11,000 円)
- (2) 乙は毎月 日までに 月分を甲の指定された方法で支払うものとする。
但し、賃料が老ヶ月に満たない場合は、日割計算によるものとする。
- (3) 前項但し書の日割額は、1 ヶ月を 30 日として日割計算によるものとする。
- (4) 甲は第1項の賃料を契約更新毎に改訂する。
- (5) 甲は物価の高騰、公租、公課、地代等の増額その他経済上の変動により賃料が不当となつたときは、前項にかかわらずこれを改訂することができる。
- (6) 乙は第4項による賃料の改訂が著しく不当でない限り、異議なくこれに依るものとする。

第6条 (諸費用の負担)

- (1) 乙は賃料の他に下記諸費用(共益費)を負担するものとする。

共益費月額金 なし
(イ) 共用部分の光熱費
(ロ) 共用部分の清掃費、衛生費
(ハ) 共用機械設備の運転並びに維持管理費
(ニ) 共用部分の保全費
(ホ) 共用部分の保安警備費
(ヘ) その他の必要経費

- (2) 乙は、貸室内で使用了電気、ガス、水道等の光熱給水費を負担するものとする。

- (3) 前条の賃料にかかわる規定は上記諸費用についても準用されるものとする。

第7条 (敷金・礼金)

- (1) 乙は敷金として、下記の金額を甲に預けるものとする。

敷金 金 830,000 円也

尚、敷金には利息を附さない。

- (2) 乙の申し出により本契約が解約するとき、第15条により本契約が解約されたとき並びに本契約が終了したとき、いずれの場合も甲は敷金を乙に返還するものとする。
- (3) 乙に賃料延滞、損害賠償その他本契約に基づく債務の不履行があるときは、甲は任意にこれを敷金より差し引いて返還するものとし、乙は本契約期間中は敷金をもって賃料その他の債務と相殺することはできない。
- (4) 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保に供してはならない。
- (5) 本契約が終了し、乙が貸室を完全に明渡し且つ甲に対する一切の債務の完済した後に、甲は敷金を乙に返還する。
- (6) 乙は本契約成立時に礼金として 金 220,000 円也 (消費税率 10% 内消費税 20,000 円) を甲に支払うものとする。

なお礼金はいかなる理由があっても返還はされないものとする。

第8条 (禁止事項)

乙は次の行為をしてはならない。

- (イ) 賃借権を譲渡し又は担保とすること。
- (ロ) 貸室の全部又は一部を第三者に転貸しもしくは使用させること。
- (ハ) 貸室内に夜間喧嘩その他の名目にて騒泊りさせる等、居住の用に供すること。
- (ニ) 乙以外の在室名義を表示すること。
- (ホ) 法令に違反する行為、風俗を乱す行為、他の賃借人その他近隣に迷惑を及ぼす行為、その他貸室を含む建物に損害を及ぼす一切の行為。
- (ヘ) 貸室内及び共用部分及び建物周辺に自転車、バイク等の乗り入れ又は放置すること。

第9条 (修理費の負担区分)

- (1) 建物の本体及び甲所有の附帯物の大修理は甲がこれを行うが、貸室の壁、天井、床等に対する小修理 (塗装を含む) は、乙の負担とする。
- (2) 乙が前項の修理箇所を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い且つ自己負担の修理であっても事前に甲と協議の上実施するものとする。

第10条 (一部滅失等による賃料の減額等)

本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合 (大規模修繕等で共用部等を使用できない場合を除く) において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて (修繕等のために通常要する期間および乙の都合および乙は、その使用できなかった期間を除く)、賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に比例するものとする。ただし、乙が上記の使用できなくなった事由を知りながら引き続き甲に通知しなかった場合にはこの限りではないものとする。

第11条 (現状変更)

- (1) 乙が貸室内の改装、間仕切り、その他諸造作、設備の新設、附加、除去等全て現状を変更しようとするときは、あらかじめ設計書を提出し、甲の書面による承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。
- (2) 貸室又は建物内に重量物を搬入し又はこれらの内部、周囲に看板、提示板、広告物、標識、注意書等を設置又は貼付しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
- (3) 前項の工事を乙が実施する場合は、その内容、方法等につき甲と密に連絡を行いその都度甲の承諾を得なければならない。

第12条 (損害賠償)

乙又はその代理人、使用人、訪問者、その他関係者が故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が一切これを賠償しなければならない。

第13条 (免 責)

甲は下記の損害について責任を負わない。

- (イ) 地震、火災、風水害等の災害に起因するもの。
- (ロ) 盗難その他第三者の不法行為又は他の賃借人の行為に起因するもの。
- (ハ) 労働争議又は示威運動に起因するもの。
- (二) 甲が施工する建物又は付属施設の修理、改造等の工程による共用部分、付属設備又は貸室の使用停止又は使用制限に起因するもの。
- (ホ) 甲が賃借人及び建物所有者として通常の注意を払ったにもかかわらず発生した建物又は電気、ガス、水道、冷暖房、昇降機等の付属設備の事故に起因するもの。

第14条 (立入権)

甲またはその使用人もしくは甲の指定する者は、建物保全、設備の点検、調整、防災、警備、衛生、その他建物管理上必要あるときは、あらかじめ乙に通知した上で、貸室内に立入りこれを点検し、適宜の措置を講じることができる。非常の場合等、甲があらかじめ乙に通知することができないときは、事後速やかに乙に報告するものとする。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

第15条 (契約の消滅)

天災地変その他の不可抗力により建物の全部又は一部が滅失もしくは破損して貸室の使用が不可能となった場合、本契約は当然終了するものとする。

第16条 (契約の解除)

乙が次の各号のいずれに該当するときは、甲は何等の催告なしに本契約を解除することができるものとし、この場合甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

- (イ) 賃料その他の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- (ロ) 賃料を第2条の目的以外に使用したとき。
- (ハ) 第8条の規定に違反したとき。
- (ニ) 仮差押、仮処分、強制執行を受けもしくは破産、会社更生、民事再生、会社更生等の申立てを受け或いは自ら申立てをしたとき、更に解散もしくは死亡、成年後見制度の適用等があったとき。
- (ホ) 著しく信用を失墜する事実があったとき。
- (ヘ) 暴力団の組事務所として使用されていたとき、又は暴力団関係者のとき。
- (ト) 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

第17条 (原状回復等)

- (1) この契約が解約、解除、その他の事由により終了したときは、乙は貸室に設置した造作、その他の設備及び乙の所有物を自己の費用をもって除去し、貸室及びその付属設備、造作等の破損箇所の修繕並びに室内装飾を自己の費用をもって修理し、貸室を契約当初甲の示した貸室基準仕様に復してこれを甲に明渡すものとする。
なお原状回復は、乙が甲指定の業者に委託して実施し、その費用は乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときはその限りではない。この場合において乙が退去し、原状回復の処理をとらなかったときは、甲は乙の負担において原状回復の処理をとることができるものとし、乙はこれに異議を申立てない。
- (2) 本契約が終了し、乙が貸室を明渡ししたあとに貸室内に設置した乙の所有物があるときは、甲は任意にこれを処分することができる。またその費用は乙の負担とする。
- (3) 本契約終了と同時に乙が貸室を明渡ししないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまでの賃料相当額の倍額の損害金及び諸費用相当額を甲に支払い、且つ明渡し遅滞により甲が損害を蒙ったときは、その損害を賠償しなければならない。

第18条 (造作買取請求権)

乙は貸室の明渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず貸室、諸造作、及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の請求はしないことはもちろん、貸室内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取を甲に請求することはできない。

第19条 (届出事項)

乙は下記の事項が生じたときは、乙又はその包括承継人は直ちに甲に書面で届け出るものとする。

- (イ) 名称、商号、住所、本店、代表者の変更。
- (ロ) 組織変更又は合併。
- (ハ) 乙又は保証人の死亡。
- (ニ) その他甲が特に指定する事項。

第20条 (原簿の貸与)

- (1) 甲は貸借借書庫の扉1ヶ所につき、原簿1個を乙に貸与する。
- (2) 乙はやむを得ない事由により同一の扉につき 個以上の原簿を必要とするときは、書面をもって甲にその貸与を求めなければならない。
- (3) 乙は事由の如何にかかわらず原簿を複製することができない。
- (4) 乙は原簿を紛失したときは、直ちに紛失届を甲に提出すると共に鍵交換代を負担して、甲に原簿の再交付を請求するものとする。
- (5) 乙は第3項の規定に反して複製した原簿又は紛失した原簿に基づく一切の損害については、本契約終了の前後を問わずその責に任ずる。

第21条 (動物飼育の禁止)

乙は貸借借書庫内、本建物内及び本建物敷地内において小鳥及び小魚類以外の動物を飼育してはならない。

第22条 (連帯保証人)

- (1) 乙の表記の連帯保証人は、本契約の各条項を承認の上、賃料等の24か月分の金額を極限額として、本契約から生ずる一切の乙の債務につき乙と連帯して履行の責に任じるものとする。
- (2) 連帯保証人は住所を変更したときは速やかに甲に通知しなければならない。
- (3) 甲は連帯保証人が死亡したとき又は住所不明、無資力等の事由により保証の責を果し得ないと甲において認め、連帯保証人の追加又は変更を求めたときは乙は直ちに甲の請求する資格を有する他の連帯保証人をたてなければならない。

第23条 (管轄裁判所)

本契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所を専属的管轄裁判所とする。

第24条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項並びに契約条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

第25条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に事項を承諾する。

- (イ) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員 (以下総称して「反社会的勢力」という。) ではないこと。
- (ロ) 自らの役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。) が反社会的勢力ではないこと。
- (ハ) 反社会的勢力に自己の名称を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (ニ) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 1. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 2. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

特 約 事 項

- (1) 乙が内外部造作を行い、甲の内外部防水設備を破損し水漏れが起こり他店に迷惑を及ぼしたときには、乙において一切の責任をもち解決にあたり、甲には一切の迷惑をかけないこと。
- (2) 乙は結構板及び建物内外部に於ける社名表示版の文字入れに関しては、あらかじめ設計書を提出し、甲の指定する業者によって、甲の承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときは、その限りではない。
- (3) 乙は、潮防堰の指津事項を受け、法令条例等遵守のこと。
- (4) 産業用ゴミ処理は乙の負担と責任において行う事。
- (5) 乙は本契約期間中、店舗総合保険に加入の事。

- (6) 防音等には万全を期し、外部からの音情報処理については乙にて対処の事。
- (7) 契約物件に対する通常小修繕は乙の負担とし、基礎構造上の修繕は甲の負担とする。
- (8) 本件建物周辺等に、迷惑駐車厳禁とする。(本物件駐車場は共用車専用です。使用に際しては、近隣とトラブルのないよう関係者に周知をお願いします。)
- (9) 1. 本契約が専業用の賃貸借契約である場合、乙は、連帯保証人 (法人の場合は除く) に対して保証委託をするにあたり、民法 465 条の10 第1項各号に定める下記情報を提供したと、及び、連帯保証人に提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証する。

(イ) 財産及び収支の状況

- (ロ) 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- (ハ) 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及び内容

容

2. 連帯保証人は、乙から保証委託を受けるにあたり、前項の情報の提供を受けたこと、及び、乙から提供された情報の内容を理解した上で保証契約を締結することを確認する。

- (10) 甲は賃貸借業務の管理を丙に委託しており、賃料等の支払を丙にすることを乙は承諾した。また、丙が甲に賃料等を代位弁済する場合は、乙は賃料等の遅延があれば丙からの請求に応じることとする。なお、遅延損害金年14.6%も丙に支払うことを乙は承諾した。また乙は、解約の連絡は所定の用紙で丙に通知するものとする。

- (11) 水道代は家賃と共に支払うこと。

- (12) 棚 (什器類) については現状渡しとし、入居中の修理・交換・撤去に関しては借主にて行うこと。

- (13) エアコン・自動ドアは故障しており、貸主では修理はせず、現状での引渡しとすることを借主にて行うこととする。また、入居中の修理・交換・撤去に関しては借主にて行うこと。

- (14) 本貸室は現状渡しとし、退去時は入居中に造作したもののみ撤去し明け渡しすること。

- (15) 町内会費として半年に1回2,100円を家賃と共に支払うこと。【5月・10月】

振込口座

南都銀行

口座番号

名 義 樹山晃住宅 カ)サンコウジユウタク

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について前記のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 6 年 8 月 15 日

賃貸人（甲） 住 所

氏 名

TEL

インボイス登録番号 T

賃借人（乙） 住 所

氏 名

TEL

連帯保証人 住 所

氏 名

TEL

連帯保証人 住 所

氏 名

TEL

管理会社（丙） 株式会社 山 晃 住 宅 （登録番号：国土交通大臣(01)第 004633 号）

仲介業者 主たる事務所 奈良県北葛城郡王寺町王寺 2 丁目 7-13 山晃ビル

（立会人） 商 号 株式会社 山晃住宅 免許証番号 国土交通大臣(4)第 6928

代表者名 代表取締役 前田昌孝 TEL 0745-73-9890

インボイス登録番号 T3-1500-0101-2794

従たる事務所 奈良県香芝市瓦口 2259

商号同上名称 香芝店

TEL 0745-78-0606

政令で定める使用人

宅地建物取引士

登録番号

担当者

◎ 銀行振込受領書をもちまして受領証に代えさせていただきます。

令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 芦高 清友

① 雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
② 雇用形態	☒ 直接雇用（業務委託契約） ☐ 派遣等
③ 雇用期間	2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日
④ 職務内容	政務活動補助作業（契約書参照）
⑤ 給料（賃金）	69,300 円 （ ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給）
⑥ 按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 （すべて政務活動） → 按分率 10/10
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 業務委託契約書 ☐ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

住所変更通知書

2024 年 6 月 吉日

奈良県議会議員 芦高 清友 様

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私の住所につきまして、下記の通り変更がございましたので、謹んでご通知申し上げます。今後とも変わらぬご厚情を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中にてご通知申し上げます。

敬具

記

1. 新住所

[Redacted address]

2. 旧住所

[Redacted address]

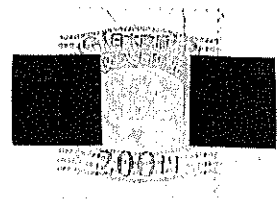
3. 変更日

2024 年 6 月 7 日より有効

4. 連絡先

電話番号 : [Redacted]
Eメール : [Redacted]

[Redacted signature]



業務委託契約書

芦高清友（以下、「甲」とする）と [REDACTED]（以下、「乙」とする）とは、甲の乙に対する業務委託に関し以下の通り契約（以下、「本契約」とする）を締結する。

第1条（目的）

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

第2条（業務の内容）

- 一、 甲は乙に対して、以下に定める政務活動のための業務（以下、「本業務」とする）を委託し、乙はこれを受託する。
 - ① 甲が指定する情報の収集・報告活動、並びに付随する業務
 - ② 甲が指定するデータ入力・管理する業務
 - ③ 甲が指定する書類作成・管理する業務
 - ④ 甲が指定する場所等においてカメラマンとして随行・撮影する業務
 - ⑤ その他、甲乙協議の上決定された業務
- 二、 甲または乙は、必要があるときは業務委託の内容、実施方法の変更および追加等を甲乙協議の上、行うことができるものとする。

第3条（業務の遂行）

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条（再委託）

乙は甲に事前通告なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第5条（業務委託料および支払い方法）

- 一、 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に対し委託料として 月額 69,300 円（税込）支払うものとする。
- 二、 第一項の業務委託料を甲は乙が指定する金融機関の口座に月末に振込、または現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第6条（資料などの貸与・保管・返却・廃棄）

- 一、 甲は委託業務の遂行上必要な資料等（以下、「資料等」とする）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 二、 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 三、 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 四、 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第7条（秘密保持）

- 一、 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 二、 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。
- 三、 甲および乙は本業務で作成した文書等を互いの承認なしに流用してはならない。

第8条（事故処理）

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条（不可抗力）

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条（解約）

- 一、甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 二、前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。
- 三、この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為しないこと。これら行為をした場合には、何等の催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

2023年 7 月 1 日

甲（委託者）

住所 奈良県香芝市畑四丁目103番地
氏名 芦高 清友

乙（受託者）

住所
氏名